

第4次 新潟県資源循環型社会推進計画

令和8年3月



目次

計画の概要	i
第1章 総論	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
第2章 廃棄物処理の現状と課題	5
1 国等の動向	5
2 一般廃棄物（ごみ）	7
3 一般廃棄物（し尿）	16
4 災害廃棄物	18
5 産業廃棄物	20
6 不法投棄	28
7 循環型社会形成に関する県民意識	32
第3章 資源を大切にす循環型の地域社会の実現に向けた目標	34
1 前計画の目標達成状況	34
2 計画目標と関連指標	36
第4章 施策の展開	45
1 資源循環の推進	47
2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	51
3 廃棄物処理基盤・体制の整備	56
第5章 資源を大切にす循環型の地域社会の実現に向けた各主体の役割	59
第6章 計画の進行管理	61
資料編	62

第4次新潟県資源循環型社会推進計画の概要

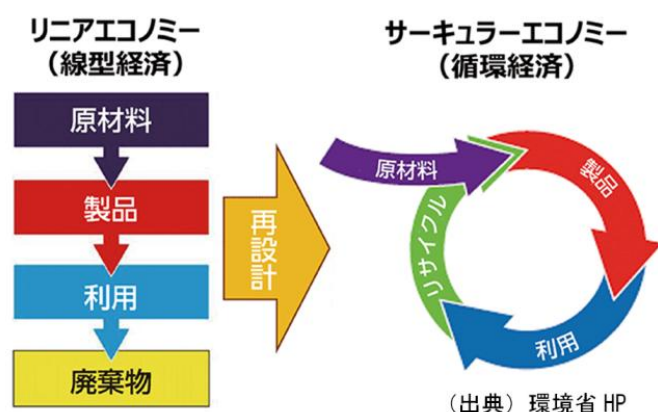
計画の位置づけ・計画期間

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。
- 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

基本理念

「資源を大切にす循環型の地域社会」の実現

- 廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的な利用ができないものは適正な処分を確保するという、環境と経済が調和した「資源を大切にす循環型の地域社会」の実現を図ります。
- また、基本理念の実現に向けた施策の展開を通じ、SDGsの達成にも寄与することを目指します。



(出典) 環境省 HP



(出典：国連広報センター)

資源循環型社会の形成に向けた目標

- 前計画の目標の達成状況や国の基本方針を踏まえ、令和12年度までに達成すべき計画目標を設定します。
- また、計画の進行管理のため、令和10年度の間目標を定めます。

	項目 ※◎は重点目標	R5実績		中間目標	目標
		本県	全国	(R10)	(R12)
一般 廃棄物	◎ 1人1日当たりの焼却処理量	741g	690g	698g以下	681g以下
	出口側の循環利用率	19.6%	19.6%	22.0%以上	22.9%以上
	最終処分率	9.3%	8.1%	9.3%以下	9.3%以下
産業 廃棄物	◎ 最終処分場の残余年数	14.6年	20.0年 ^{※1}	9.5年以上	7.8年以上
	排出量	9,173千t	365百万t	9,225千t以下	9,246千t以下
	出口側の循環利用率	47.9%	約37% ^{※2}	47.9%以上	47.9%以上
	最終処分率	1.6%	2.4%	1.8%以下	1.8%以下
不法 投棄	不法投棄が少なくなったと感じる 県民の割合	30.6% ^{※3}	—	増加させる	増加させる

※1：R4実績 ※2：R4実績 ※3：R6実績

施策の展開

資源循環の推進

県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力し、廃棄物の排出抑制と資源循環の取組を更に推進し、焼却処理量の削減を目指すとともに、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出量や環境負荷の低減を進めます。

3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

循環型社会ビジネスの促進

主な
取組

- 廃棄物分野における脱炭素化の観点も踏まえ、焼却ごみの発生抑制、資源循環の取組を進めます。
- プラスチックの資源循環に向けて、使い捨てプラスチック製品の使用削減などの更なる意識醸成を図るほか、新潟県食品ロス削減推進計画に基づき、「残さず食べよう！にいがた県民運動」の参加者及び協力店の拡大を図り、食品ロス削減に対する理解を促進します。
- 波及効果の高い排出抑制・リサイクル施設の整備、資源の循環利用・再生材の利用拡大等のための体制整備の取組等への支援などにより、循環産業の活性化を図ります。

廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

廃棄物処理業者に対する監視・指導や排出事業者の適正処理への意識向上、講習会の実施、優良廃棄物処理業者の育成などを引き続き推進するとともに、廃棄物の適正処理に係る新たな課題にも適切な対応を進めます。

また、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、不法投棄ゼロを目指します。

一般廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の推進

不法投棄対策の推進

主な
取組

- リチウムイオン電池等について、市町村及び関係団体等と連携し、分別排出徹底の周知を行うとともに、リチウムイオン電池等処理困難物の適正処理、再資源化を促進します。
- 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けて、保管事業者等に対する指導等を行います。
- 県民総ぐるみの監視体制を充実させ、より多くの目で継続的に不法投棄を監視します。

廃棄物処理基盤・体制の整備

一般廃棄物処理施設の広域化や集約化により持続可能な処理体制を確保するとともに、公共関与の広域最終処分場の整備を着実に進めます。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害時の適正かつ迅速な廃棄物処理体制の整備に努めます。

一般廃棄物の処理施設の整備

産業廃棄物の処理基盤整備

災害廃棄物の処理体制の整備

主な
取組

- 一般廃棄物処理施設の広域化・集約化について検討するなど、計画的かつ適切な整備を推進し、持続可能な処理体制を確保します。
- 公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備について、地域の理解と協力を得ながら、安全・安心な施設整備と運営の実現に向け着実に取組を進めます。
- 激甚化・頻発化する災害に備え、災害廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するための体制の整備・充実を図ります。

第1章 総論

1 計画改定の趣旨

- 新潟県では、令和3年3月に、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、県民、事業者及び市町村などと連携・協力を図りながら、「資源を大切にす循環型の地域社会づくり」に取り組んできました。
- その結果、本県のごみの最終処分量は着実に減少し、再生利用率も全国平均と同程度を維持していますが、一般廃棄物の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均より多い状況であるなど、資源を大切にす循環型の地域社会の実現に向けた課題がまだ残されています。
- また、国において「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月）」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）が変更され、廃棄物分野における脱炭素化や循環経済への移行に向けた取組、廃棄物処理施設の広域化・集約化などの推進などが求められているほか、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略として位置づけられるなど、地方自治体においても、資源循環に関連する新たな取組が求められています。
- こうした状況の変化等を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定するものです。

2 計画の基本理念

- 廃棄物の発生をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的利用ができないものは適正な処分を確保するという、環境と経済が調和した「資源を大切に
する循環型の地域社会」の実現を図ります。

- 目指すべき「資源を大切に
する循環型の地域社会」とは、
 - ・ なるべく少ない資源で、再生利用しやすい設計で生産された製品や循環資源から生み出された製品を購入・利用でき、また、温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewable(廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等)が浸透している社会です。
 - ・ 産業活動では、最終処分される廃棄物を限りなくゼロにするため、事業者が自主的かつ積極的に、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する資源循環ビジネスが促進され、更なる発展の基盤となる廃棄物処理施設を適切に確保する社会です。
 - ・ 再生利用できない廃棄物は適正に処理され、ごみの不法投棄等がなく、また、災害時においても廃棄物の適正処理が確保された、県民が安心して快適な生活を送ることができる社会です。
 - ・ 本県が有する海や山などの美しく多様な自然環境やトキなどの固有の動植物を後世に守り伝えるために、自然との共生や脱炭素社会にも配慮しつつ、環境負荷の低減と地域経済の発展を両立させた持続可能な社会です。

3 計画の位置づけ

(1) 新潟県総合計画

新潟県総合計画は、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、令和7年度から令和14年度までの8年間を計画期間とした新潟県の最上位の行政計画です。

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、この総合計画のうち「資源循環型社会の形成」を具体的に進める計画です。

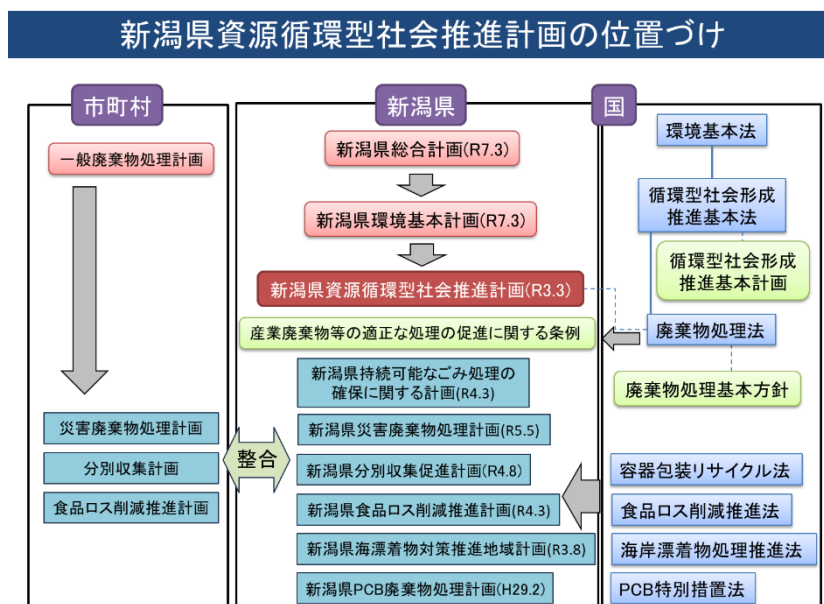
(2) 新潟県環境基本計画

「新潟県環境基本計画」は、「新潟県環境基本条例」に基づく、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、総合計画の政策の柱のひとつである「豊かな自然・環境の保全と未来への継承」を具体的に進めるための計画です。

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、この基本計画のうち、資源循環関係施策を具体的に進める計画です。

(3) 廃棄物処理法等

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定により、廃棄物処理基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」との整合性にも配慮します。



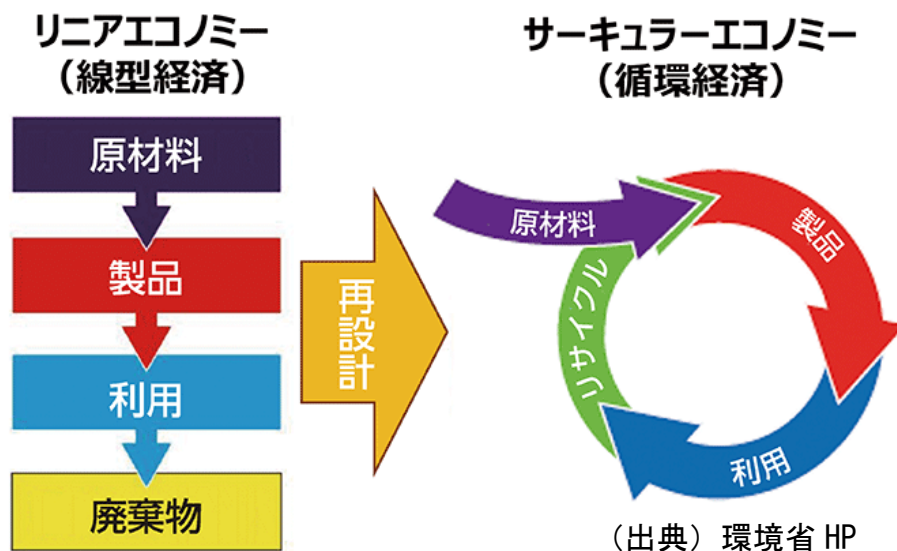
4 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、最終年度となる令和12年度に達成すべき目標を定めます。

また、令和10年度に達成すべき中間目標を定めます。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

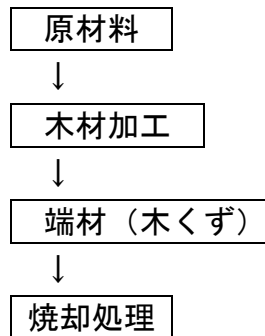
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、これまでの生産・消費・廃棄という資源が直線に流れていく従来型の経済様式（線形経済）から、資源を循環させ市場のライフサイクル全体で、資源の効率的・循環的な利用（再生材活用等）とストックの有効活用（製品のシェアリングや二次流通促進等）を最大化する社会経済システムのことです。
- 従来の3R（スリーアール）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。
- サーキュラーエコノミーは、カーボンニュートラルの観点からも重要とされています。温室効果ガス排出量削減に資源循環が貢献できる余地があることから、サーキュラーエコノミーを実現するとともに、カーボンニュートラルへの移行を同時達成していくことが必要とされています



循環経済（サーキュラーエコノミー）の行動・事業活動例

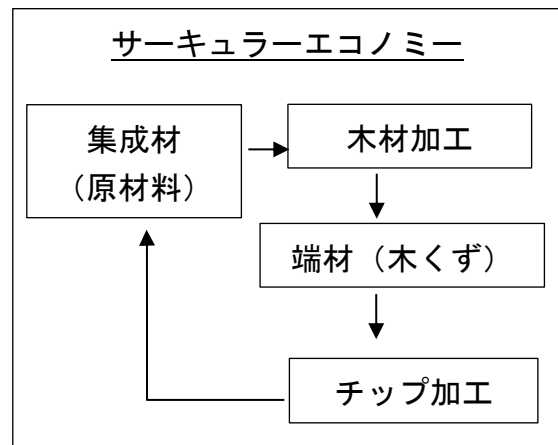
例 木材加工木くずの再資源化

従来（リニアエコノミー）



（温室効果ガス発生）

サーキュラーエコノミー



第2章 廃棄物処理の現状と課題

1 国等の動向

(1) 国の動向

ア 国の基本方針の変更

令和5年6月に国の廃棄物処理基本方針が変更され、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、廃棄物分野における脱炭素化、循環経済への移行に向けた取組、廃棄物処理施設整備の広域化・集約などを推進していくこととされました。

また、令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値が改定されました。

イ 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

令和6年8月に、循環型社会形成推進基本法に基づく、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、「循環経済」への移行は、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも貢献するものであり、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールであるという認識の下、循環経済への移行を国家戦略として位置づけています。

ウ その他法令等の制定、施行

食品ロス削減が世界的な課題となる中、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。食品ロス削減推進法の規定に基づき、令和2年3月には行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「食品ロス削減基本方針」という。）が策定されたほか、令和7年3月には食品ロス削減基本方針が改定され、目標を前倒しで達成した事業系食品ロス削減について、新たな目標が設定されるとともに、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策が追加されました。

また、不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが世界的な課題となっており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、あらゆる主体がプラスチックの資源循環に係る取組（3R+Renewable）を促進することとされました。

令和6年5月には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組

を一体的に促進するため、新たに「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定され、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずることとされました。

(2) 県の動向

新潟県総合計画については、令和7年3月に新たな計画を策定し、中長期的な視点から、今後、県が取り組む政策全般の方向性を示したところです。また、新潟県環境基本計画については、同年3月に改定を行い、県の環境分野の個別計画及び県が実施する地域や地球環境の保全に関する施策並びに環境に影響を及ぼす施策の基本的方向性を示しています。

廃棄物・資源循環の分野においては、令和4年3月に「新潟県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体等に求められる役割と行動、県の施策の方向性等を明らかにしました。さらに令和5年5月には、「新潟県災害廃棄物処理計画」を策定し、県及び市町村が災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平時の備え、応急対応、復旧・復興等について整理しました。また、令和3年8月に「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」を改定したほか、令和4年3月には「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」、同年8月には、第10期「新潟県分別収集促進計画」を策定しました。

(3) 市町村の動向

市町村では、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組が進められており、資源循環分野の脱炭素化の推進の観点からも、焼却施設における熱回収の実施や指定収集袋のバイオマスプラスチック使用、生ごみのバイオマス利用などの取組が進められています。

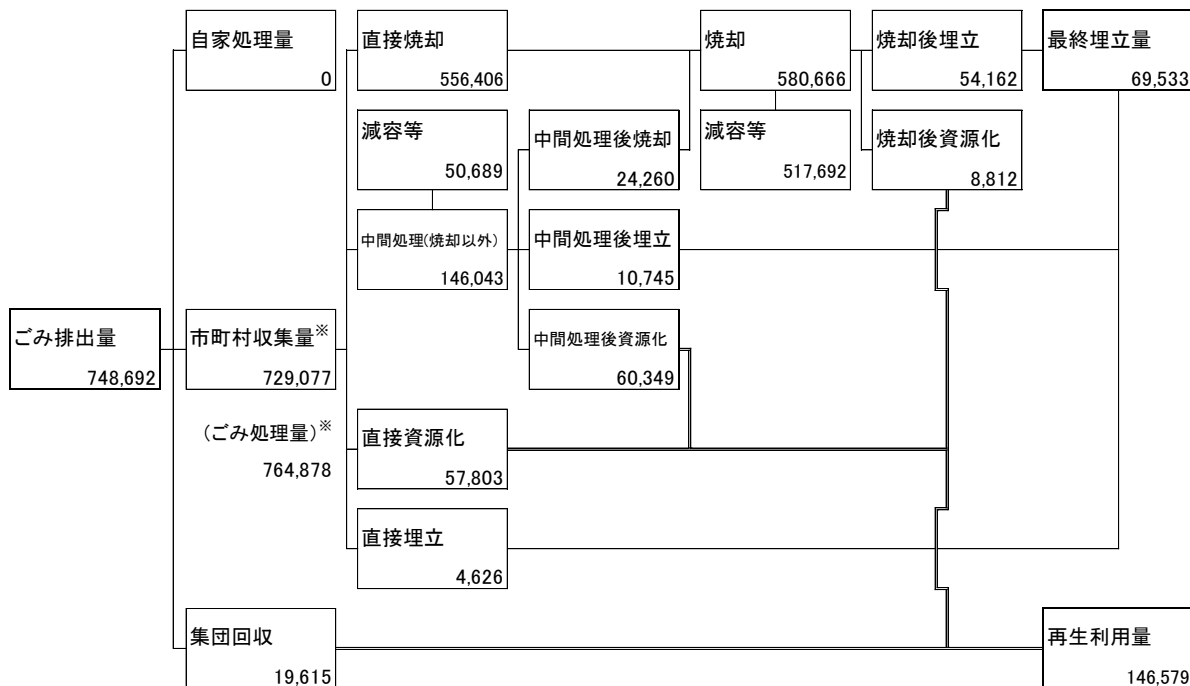
プラスチックごみについては、一部自治体において、民間事業者と協定を締結し、ペットボトルをペットボトルにリサイクルする水平リサイクル等の取組が行われているほか、プラスチック資源循環促進法の施行により、市町村は製品プラスチックの分別収集・再商品化に努めることとされたことから、分別収集等の実施に向けた検討等が進められています。

2 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

(1) 処理の流れ

令和5年度のごみ処理の流れは、以下のフロー図のとおりです。

【令和5年度のごみ処理フロー（災害廃棄物を除く）】（単位：トン）



※市町村収集量は年度内に収集されたごみの量を、ごみ処理量は年度内に処理された量を指します。
このため、ごみが収集されたものの年度内に処理されなかった場合などにより差が生じます。

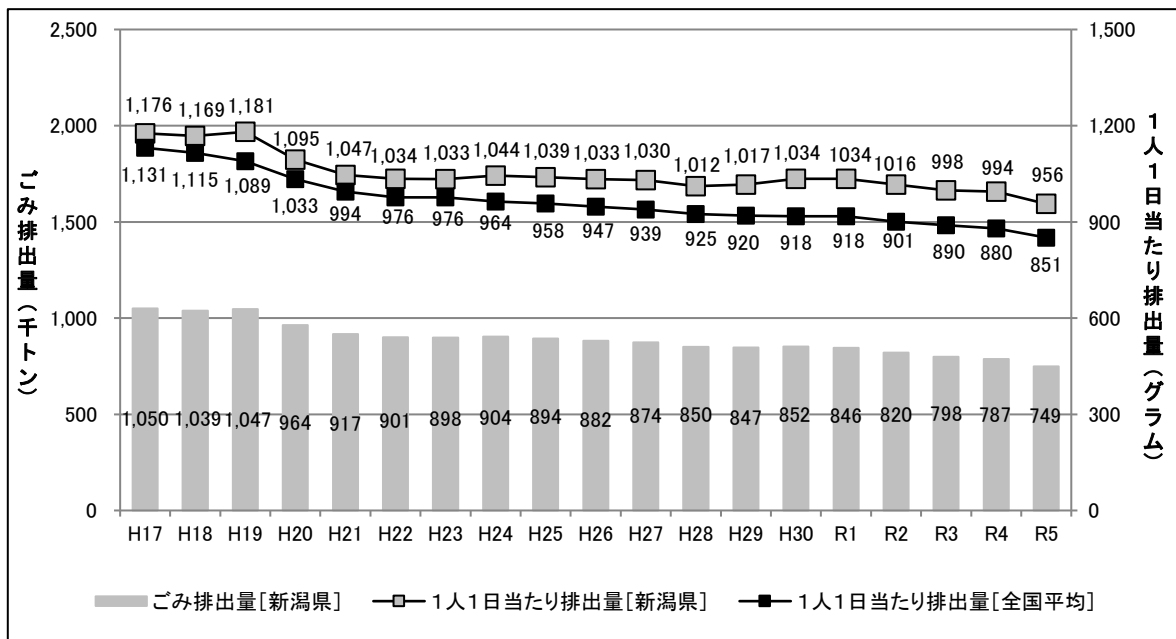
集団回収：自治会等が行う資源ごみ回収であって、市町村が回収量等を把握しているもの
直接資源化、直接埋立：中間処理等をせず、直接、資源化又は埋立されているもの
中間処理後焼却、中間処理後埋立、中間処理後資源化：市町村等が中間処理(焼却以外)した後、焼却等されているもの
※焼却後埋立、焼却後資源化：市町村等が焼却後、埋立又は資源化されているもの

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

(2) 排出状況

- ごみの排出量は、人口減少などにより減少傾向にあります。
また、1人1日当たりごみ排出量は、平成22年度以降横ばいで、令和元年以降はやや減少傾向になっています。
- 令和5年度のごみ排出量は74万9千トンで、1人1日当たりでは956グラムとなっています。
1人1日当たりごみ排出量の全国平均は851グラムであり、本県は全国平均を大きく上回っています。
- 1人1日当たりごみ排出量をごみ種別にみると、本県は全国平均に比べ、特に生活系資源ごみと事業系可燃ごみが多くなっています。要因として、剪定枝や紙類が市町村へ多く搬入されていることが影響していると考えられます。

【ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移】



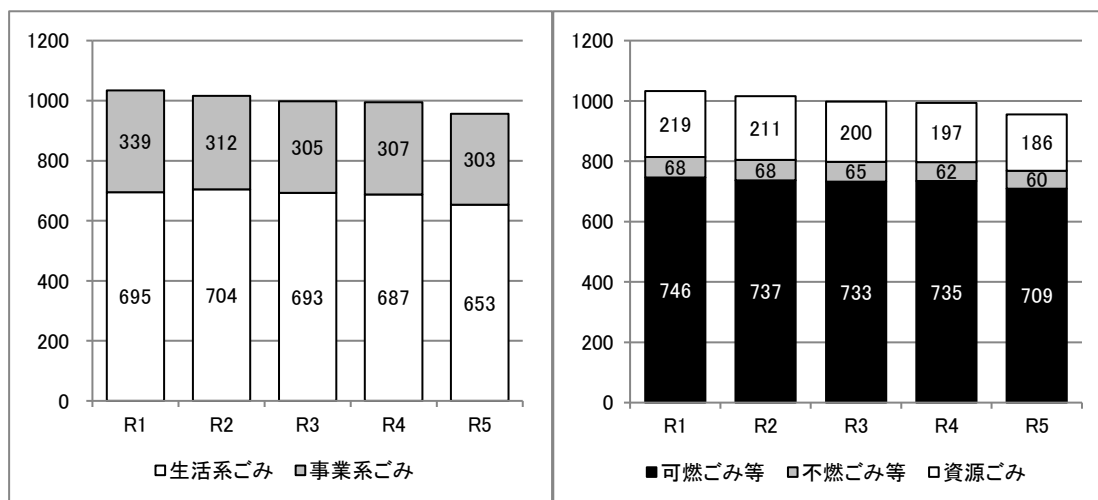
※ H19 から H20 の大幅減は、新潟市、上越市でごみ処理の有料化が導入されたことなどによるもの。

【家庭ごみ（可燃ごみ）の有料化状況】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施市町村数	24	24	24	24	24	24	24	24	24
人口カバー率 (%)	92.7	93.1	93.1	93.2	93.4	93.5	93.5	93.6	93.7

注) 本調査における「有料化」とは、環境省の一般廃棄物実態調査と同様に、条例に基づき手数料を徴収する行為（焼却施設への直接搬入ごみを除く）を対象としている。このため、手数料が上乗せされていない指定ごみ袋を使用している阿賀町と津南町は、有料化実施市町村に含めていない。
2町を含めると R5 の実施市町村数は 26、人口カバー率は 94.5%

【排出元別(左)・ごみ種類別(右)の1人1日当たりごみ排出量の推移】



※各項目の数値を四捨五入していることから、各項目の数値を足し合わせた値と合計欄の値が異なる場合がある。(以降のグラフ、表もすべて同じ。)

【令和5年度の1人1日当たりごみ排出量の排出元別・ごみ種類別内訳】

新潟県（単位：グラム）

	可燃ごみ等	不燃ごみ等	資源ごみ	計（割合）
生活系ごみ	431	48	174	653（68.3%）
事業系ごみ	279	12	12	303（31.7%）
計（割合）	710（74.3%）	60（6.3%）	186（19.5%）	956

全国平均（単位：グラム）

	可燃ごみ等	不燃ごみ等	資源ごみ	計（割合）
生活系ごみ	434	42	117	592（69.6%）
事業系ごみ	234	10	14	259（30.4%）
計（割合）	668（78.5%）	52（6.1%）	131（15.4%）	851

※可燃ごみ等：混合ごみ、可燃ごみの合計

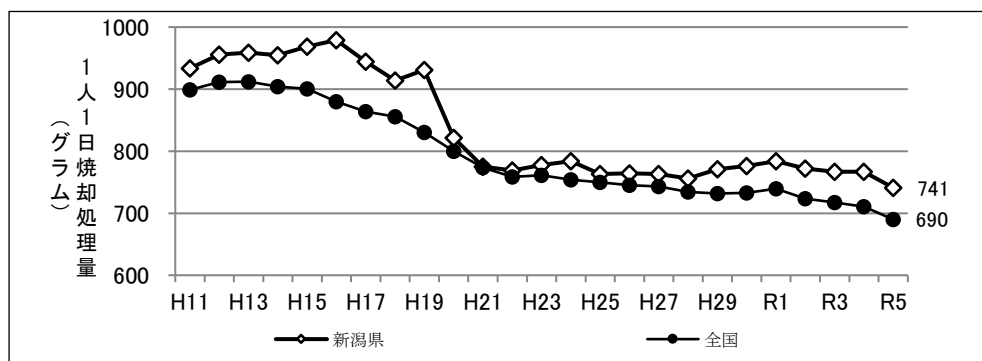
※不燃ごみ等：不燃ごみ、粗大ごみ、その他（有害ごみなど）の合計

※資源ごみ：再資源化することを目的に収集されるごみで集団回収されたものを含む

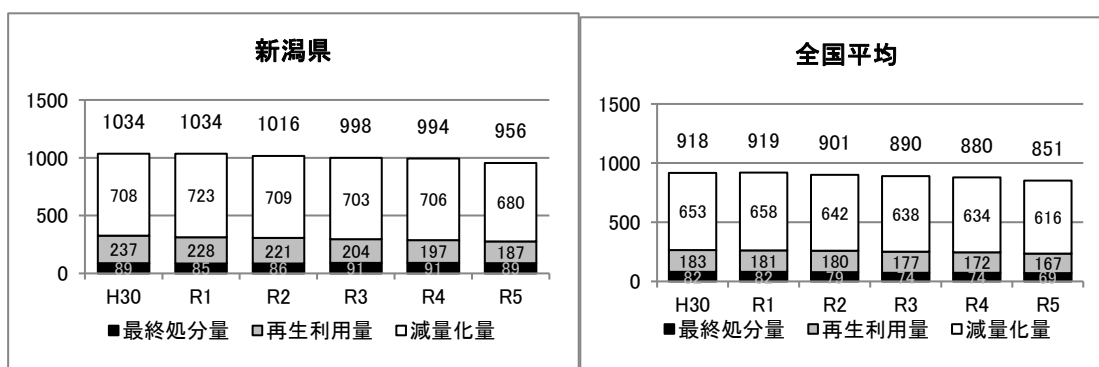
（3）処理状況

- 令和5年度のごみ排出量74万9千トンのうち、一部は焼却等の処理により減量化されています。令和5年度の1人1日当たりの焼却処理量は741グラムであり、全国平均の690グラムを上回っています。
- 再生利用量は14万7千トン、最終処分量は7万トンとなっています。

【一般廃棄物の焼却処理量の推移（1人1日当たり換算）】



【一般廃棄物の処理状況の推移（1人1日当たり換算）】



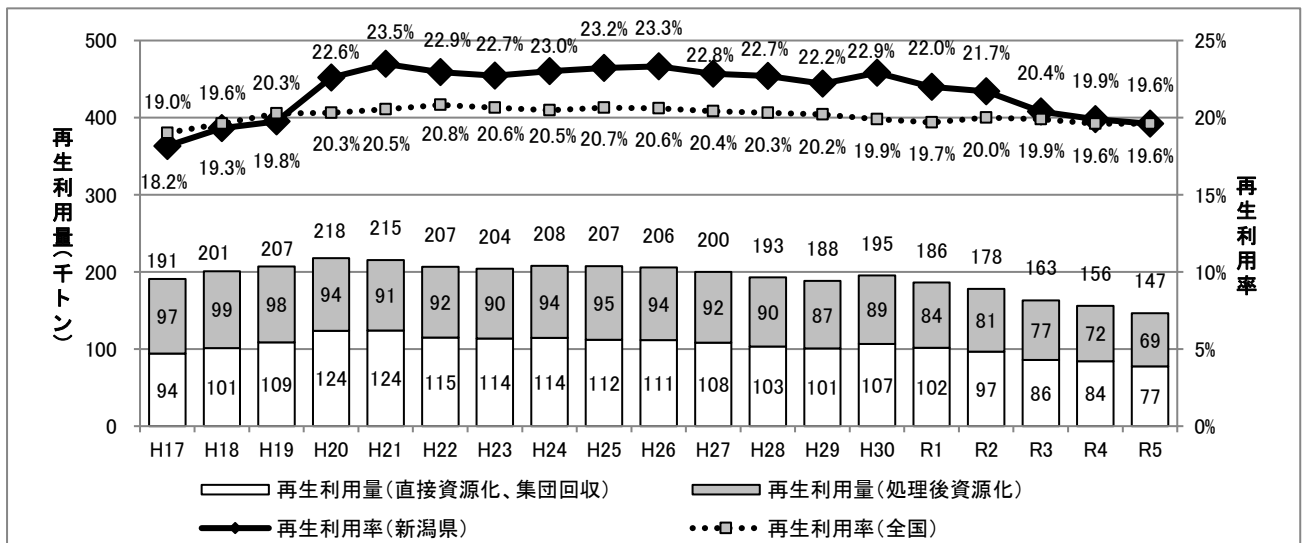
ア 減量化

- 令和5年度は排出されたごみのうち 58 万 1 千トンが直接又は中間処理後に焼却され、51 万 8 千トンが減量化されています。
- また、生ごみの堆肥化・メタン化など、焼却以外の中間処理によっても 5 万 1 千トンが減量化されています。

イ 再生利用

- ごみの再生利用は、令和5年度の再生利用量は 14 万 7 千トンとなっており、再生利用率は 19.6%で、全国平均の 19.6%と同程度となっています。
- 平成20年度には新潟市において分別方法が見直されたことなどにより、主に直接資源化されるごみの量が大きく増え、再生利用率が全国平均を上回りました。
- 以降、再生利用率は、やや頭打ちから近年は減少傾向ですが、全国平均と同程度の水準を維持しています。
- 再生利用量の内訳をみると、近年、紙類や溶融スラグが減少しており、電子化に伴う紙類の需要低下、県内自治体における一般廃棄物処理施策の変化などが影響していると推察されます。

【再生利用量と再生利用率の推移】



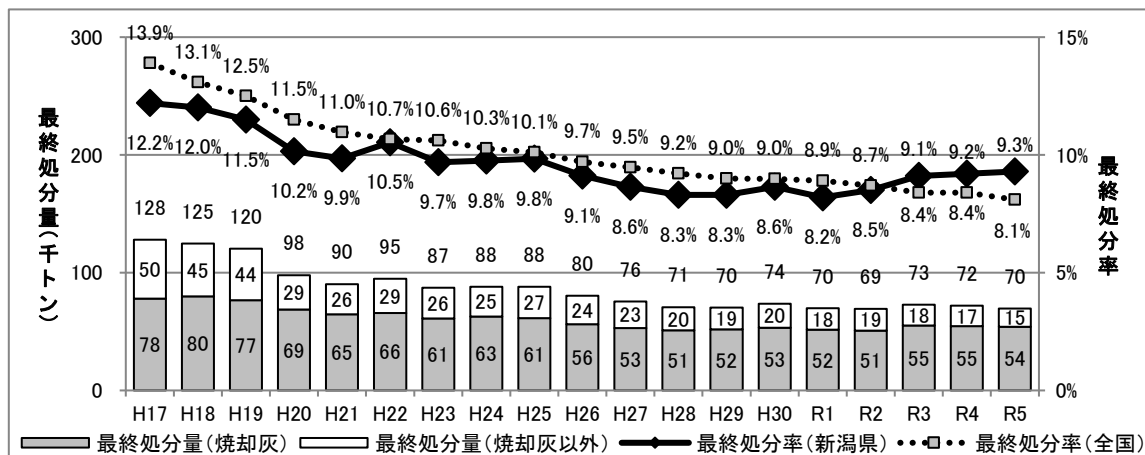
【新潟県の再生利用量の内訳 (単位：トン)】

年度	01 紙類(02、03を除く)	02 紙パック	03 紙製容器包装	04 金属類	05 ガラス類	06 ペットボトル	07 白色トレイ	08 容器包装プラスチック(07を除く)	09 製品プラ	10 プラスチック類(07,08を除く)	11 布類
H30	84,491	91	1,893	17,630	14,775	5,769	158	16,768		876	1,346
R5	58,453	63	1,367	13,789	12,763	5,937	26	16,031	76	171	1,018
年度	肥料	飼料	溶融スラグ	固形燃料(RDF, RPF)	燃料(13を除く)	焼却灰・飛灰のセメント原料化	セメント等への直接投入	飛灰の山元還元	廃食用油(BDF)	その他	
H30	7,098	0	10,719	0	1,503	2,923	0	2,321	188	26,734	
R5	5,407	0	2,554	0	1,302	3,067	0	0	172	24,383	

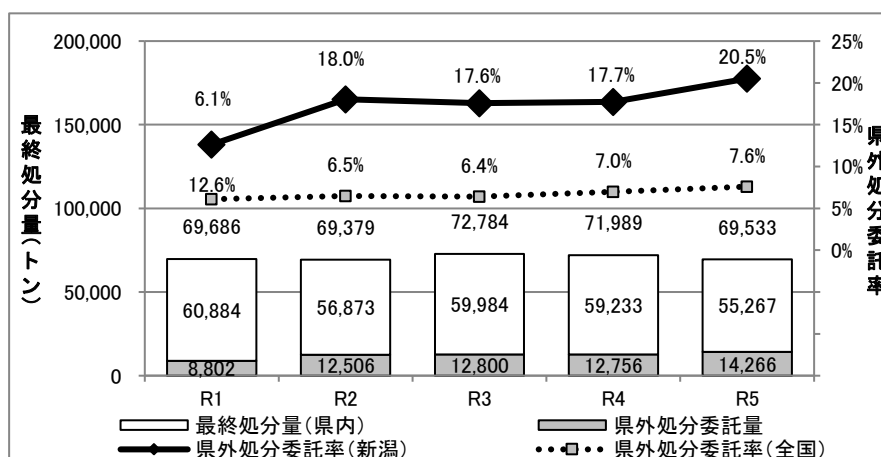
ウ 最終処分

- 最終処分量は平成 17 年から減少傾向で、令和 5 年度は 7 万トンとなっていますが、最終処分率は 9.3%で、全国平均の 8.1%より高い状況です。
- 最終処分量のうち約 8 割が、焼却施設から排出される焼却灰ですが、その量は平成 30 年度に比べ 1 千トン増加し、直接埋め立てられるごみの量は 5 千トン減少しています。
- 令和 5 年度最終処分量のうち、最終処分を目的として県内の市町村等が県外の民間処分業者等に委託した量（県外処分委託量）は 1 万 4 千トンであり、最終処分量の合計に占める県外処分委託量の割合（県外処分委託率）は 20.5%と全国平均の 7.6%と比べて高い状況です。
- ごみの減量など 3R の取組を更に推進するほか、県内での最終処分場の残余容量を確保していく必要があります。

【最終処分量と最終処分率の推移】



【県外処分委託量等の推移】



【令和 5 年度の全国各県の県外処分委託量等の状況】

	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県	神奈川県	新潟県	全国
県外処分委託量 (トン)	53,067	52,492	18,401	16,051	15,221	14,226	240,244
県外処分委託率 (%)	65.1	49.1	32.1	28.8	7.4	20.5	7.6

※令和 5 年度の県外処分委託量が多い都道府県のうち上位 5 県と本県の県外処分委託量・率

(4) 処理施設(市町村設置)の状況

ア ごみ焼却施設等

- ・ ごみ焼却施設は、令和5年度末で29施設が稼働しています。(資料編1-5参照)
- ・ このうち、ごみ溶融施設が2施設、灰溶融施設(焼却施設併設を含む)が1施設あるなど、ごみの溶融などによる再資源化も行われています。
- ・ また、24施設において廃熱利用が行われており、そのうち9施設では発電設備が設置されています。(資料編1-6参照)
- ・ 長岡市ではごみ燃料化施設(生ごみバイオガス発電センター)を設置し、生ごみのバイオ処理による資源化が行われています。
- ・ 全国的に人口減少・少子高齢化やごみ排出量の減少に伴うごみ処理の非効率化、既存ごみ処理施設の老朽化が課題となっています。

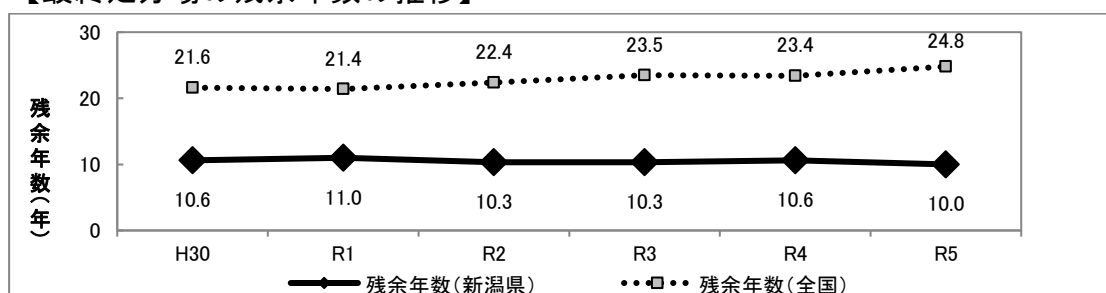
イ 最終処分場

- ・ 一般廃棄物の最終処分場は、令和5年度末で22処分場が稼働しています。このうち、1施設は安定物(金属、ガラス、プラスチック類等)に限定した最終処分場です。
- ・ 令和5年度末の残余容量は、85万m³となっており、残余年数^{*}は10.0年と全国平均の24.8年を下回っています。
- ・ また、最終処分場を設置しておらず、県内外の民間最終処分場等で埋立処分している市町村もあります。

【ごみ焼却施設、最終処分場の設置状況(令和6年3月31日現在)】

	施設数	処理能力(残余容量)	R5 処理量
ごみ焼却施設	29	3,428 t/日	597,478t
熱利用あり	24	3,187 t/日	564,967t(94.6%)
発電設備あり	9	1,591 t/日	331,042t(55.4%)
ごみ燃料化施設	1	65 t/日	12,084t
最終処分場	21	85 万m ³	63,268t
最終処分場(安定物限定)	1	-	-

【最終処分場の残余年数の推移】



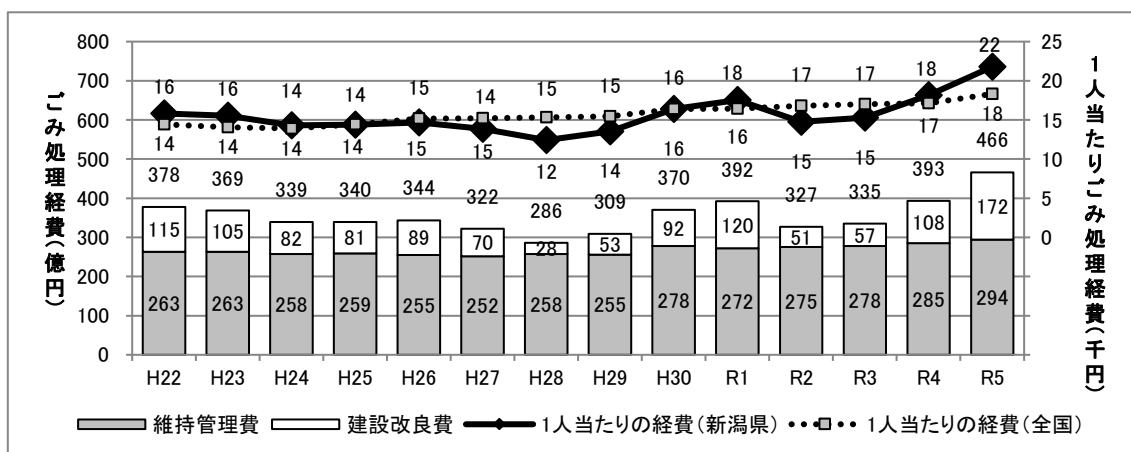
※ 残余年数=新しい最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量がすべて県内の処分場に埋立てられると仮定した場合に、埋立処分が可能な期間(年)を示す。((当該年度末の残余容量)÷(当該年度の最終処分量÷埋立ごみ比重(0.8163)))

※ 新潟県においては現在稼働していない施設は含んでいない。

(5) 処理に係る経費の状況

- 令和5年度の市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した経費（以下「ごみ処理経費」という。）は約466億円となっています。
- また、令和5年度の県民1人当たりのごみ処理経費は約2万1千800円で、全国平均より高い水準となっています。

【ごみ処理経費の推移】



維持管理費: 施設の維持管理、ごみ収集運搬、ごみ処理の委託費等に係る経費
 建設改良費: ごみ処理施設の改造、更新等に係る経費

(6) 海岸漂着物の状況

- 平成21年7月に海岸漂着物処理法が公布・施行され、県では、新潟県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、平成25年度に新潟県海岸漂着物対策推進地域計画を策定(令和3年改定)しました。
- 海岸管理者等により海岸漂着物等の円滑な処理等を図るとともに、県や市町村、民間団体などの多様な主体が連携分担し、地域の実情に応じ、より効果的な回収処理、発生源対策・普及啓発を進めています。

【海岸漂着物対策事業等の実施状況】

年度	回収処理 (事業費)	発生源対策・普及啓発
R2	2,181 トン (227,133 千円)	協議会の開催 漂着物実態調査
R3	1,566 トン (208,761 千円)	大学対校! ゴミ拾い甲子園 in 新潟県 漂着物実態調査
R4	1,834 トン (262,305 千円)	大学対校! ゴミ拾い甲子園 in 新潟県 海ごみ啓発動画の作成 漂着物実態調査
R5	1,365 トン (192,774 千円)	大学対校! ゴミ拾い甲子園 in 新潟県 各種団体と連携したプラごみ削減啓発 漂着物実態調査
R6	1,259 トン (205,084 千円)	漂着物実態調査

(7) 一般廃棄物（ごみ）に関するその他の状況

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生しています。

リチウムイオン電池

- 現在、国内では、モバイル機器、EV、産業用機器には、ほぼ全てリチウムイオン電池が用いられています。
- リチウムイオン電池は、強い衝撃を加えると発煙・発火の恐れがあり、破碎・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。
- リチウムイオン電池は、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造事業者等による自主回収と再資源化が義務付けられており、製造事業者等で構成される一般社団法人JBRCが小型充電式電池を回収し、再資源化を推進しています*。なお、廃棄にあたっては、お住まいの市町村のごみ捨てルールも確認のうえ廃棄をお願いします。*JBRC 会員企業製に限る



JBRC 回収ボックス
(JBRC のHP より)

国のリチウムイオン電池総合対策パッケージ

- 令和7年12月、国はリチウムイオン電池の使用時及び廃棄時の火災防止やリチウムイオン電池の回収・再資源化の促進のため、リチウムイオン電池総合対策の関係省庁が連携して、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめました。
- リチウムイオン電池総合対策パッケージでは、2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築することを目標に掲げています。
- リチウムイオン電池の取り扱いについては、「賢く選ぶ」・「丁寧に使う」・「正しく捨てる、そして資源循環」が重要です。これらの英語の頭文字をとって「リチウムイオン電池の3つのC」として、様々な機会を通じて政府全体ワンボイスで情報発信を行っていくこととされています。

リチウムイオン電池の「3つのC」		
賢く選ぶ Cool choice	丁寧に使う Careful use	正しく捨てる そして資源循環 Correct disposal with better recycling
① 購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する ② PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する ③ 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する ④ 購入時に廃棄の方法を確認する	① 強い衝撃や圧力を加えない ② 高温になる場所では使用・保管しない ③ 安全な場所で、目の届くところで充電する ④ 異常を感じたら使用を中止する ⑤ 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する ⑥ リコール情報を確認する ⑦ 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する	① リチウムイオン電池使用の有無を確認する ② 廃棄する前には電池を使い切る ③ 廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する ④ リサイクルされる廃棄方法を選択する

出典：令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」

課題

【資源循環の推進】

- 1人1日当たりの焼却処理量は令和元年度以降減少傾向にありますが、全国平均と比較してもその量は多く、廃棄物分野における脱炭素化の観点も踏まえ、焼却処理されるごみの削減が求められています。焼却ごみの中には紙・布や食品残さ、プラスチック類が多く含まれていることから、これらのごみの削減や資源循環を推進していく必要があります。
- プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制・再資源化の推進や海洋プラスチックごみによる汚染の防止、食品ロス削減など、社会的にも関心の高い課題について、県民や事業者等とともに削減に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

【廃棄物の適正処理の推進】

- リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故等により、廃棄物処理施設を停止し、多額の修理費用等を要することもあります。国が2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築することを目標に掲げていることを踏まえ、県においてもリチウムイオン電池等の循環的利用、適正処理を推進していく必要があります。
- 毎年大量のごみが海岸に漂着し、その一部には危険物[※]も含まれていることから、引き続き、県、海岸管理者、市町村が連携して海岸漂着物を処理するほか、実態把握や発生源対策に取り組むことが必要です。

※ 強酸性や強アルカリ性の内容物が残っているポリ容器、油類の入ったドラム缶、注射針などの医療系廃棄物、高圧ガス容器などの危険物や、塗料から鉛が検出されている特定漁具などが漂着しています。

【廃棄物処理基盤・体制の整備】

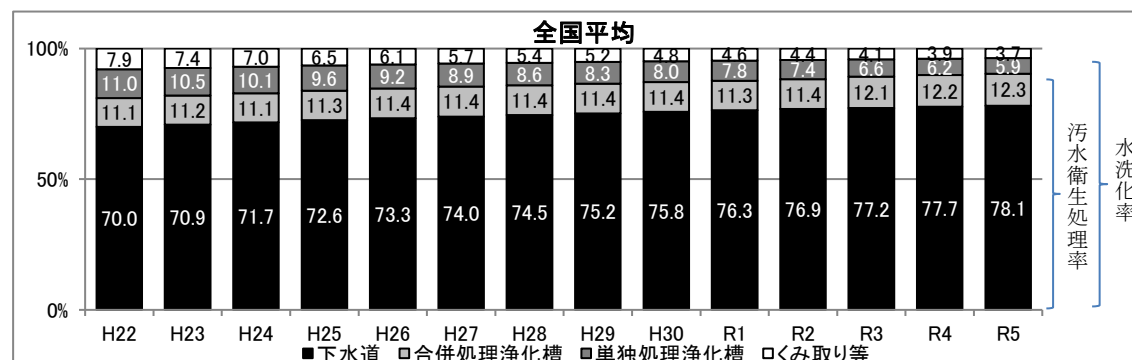
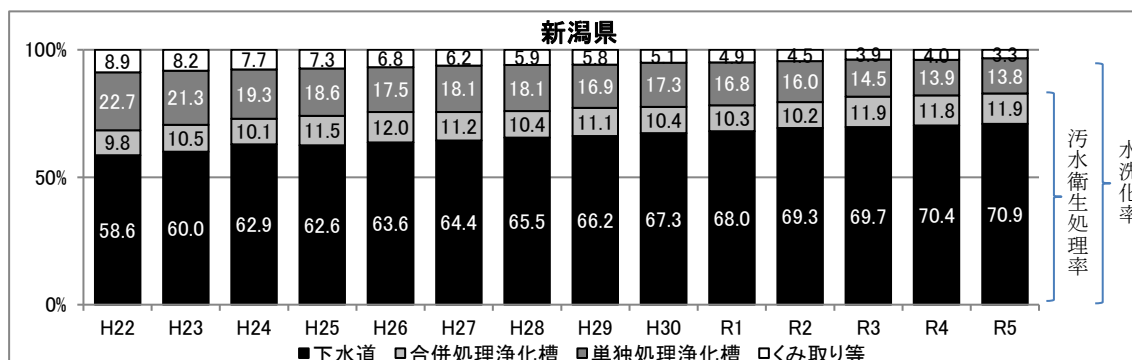
- 人口減少、少子高齢化やライフスタイルの変化、脱炭素社会への転換を踏まえ、廃棄物処理施設の広域化・集約化を含め、安定的・効率的な一般廃棄物処理施設の整備の促進が必要です。
- 最終処分場を設置しておらず、県外の民間最終処分場等で埋立処分している市町村もあることから、ごみの減量など3Rの取組を更に推進するほか、県内での最終処分場の残余容量を確保していく必要があります。

3 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

(1) 処理状況

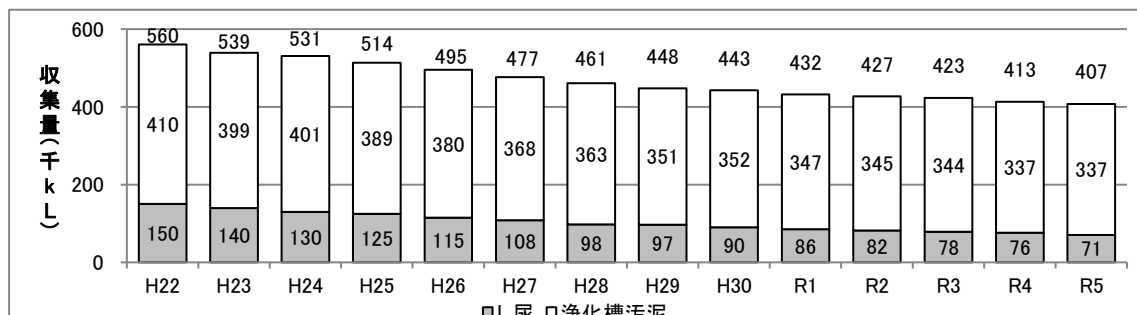
- 本県の污水衛生処理率（トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口の割合）は、令和5年度で82.9%と年々上昇しているものの、全国平均の90.4%より低い状況です。これは、トイレからの排水のみを処理する単独処理浄化槽人口の割合が13.8%と全国平均の5.9%に比べて高いことが要因です。
- また、市町村等で収集されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、人口減少、下水道の普及により年々減少しており、令和5年度は40万7千キロリットルとなっています。

【し尿処理に占める形態別割合の推移】



※合併処理浄化槽：し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽。農業・林業・漁業集落排水処理施設を含む。
 ※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。平成13年4月以降、原則として新設は禁止されている。
 ※下水道にはコミュニティプラントを含む。

【し尿等の収集量の推移】



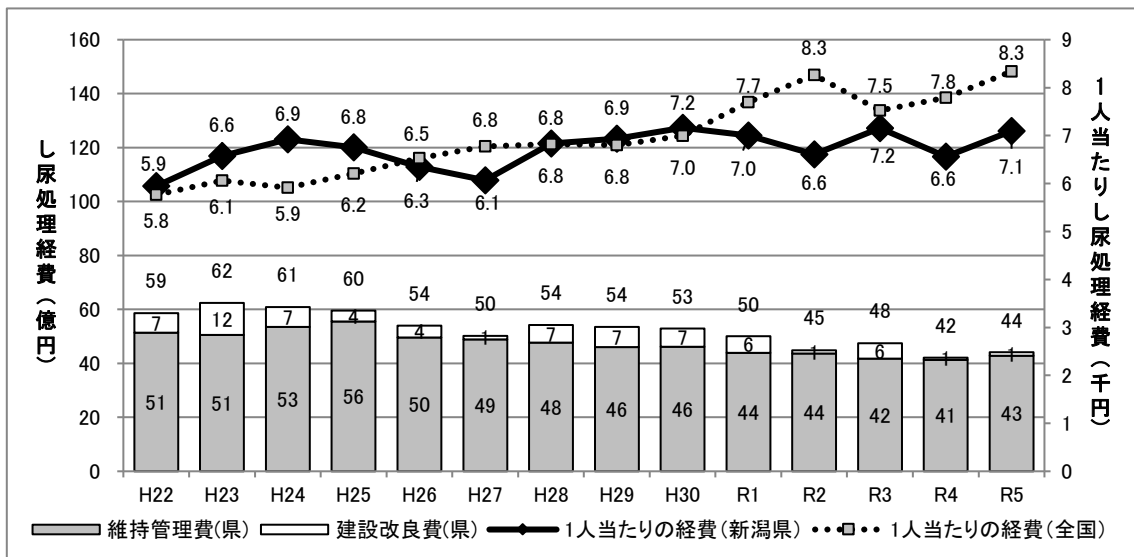
(2) 処理施設の状況

- ・ し尿処理施設は、令和5年度末で19施設が稼働しています。(資料編1-7参照)
- ・ このうち、汚泥や生ごみの処理を併せて行う汚泥再生処理センターが5施設、既存の下水道施設を活用した共同処理を行うためのし尿前処理施設が8施設となっています。

(3) 処理に係る経費の状況

- ・ 令和5年度の市町村及び一部事務組合がし尿及び浄化槽汚泥の処理に要した経費(以下「し尿処理経費」という。)は約44億円となっています。
- ・ し尿等の処理量の減少に伴い、し尿処理経費も減少傾向となっています。
- ・ また、令和5年度の県民1人当たりのし尿処理経費は7千1百円で、概ね全国平均より低い水準となっています。

【し尿処理経費の推移】



維持管理費：施設の維持管理、し尿収集運搬、し尿処理の委託費等に係る経費

建設改良費：し尿処理施設の改造、更新等に係る経費

1人当たりの経費：処理人口(浄化槽、汲み取りの人口)1人当たりのし尿処理経費

課題

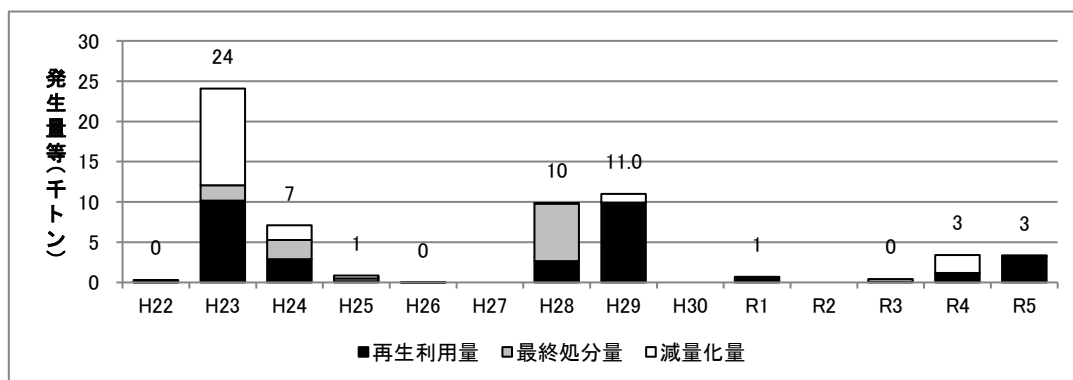
【廃棄物処理基盤・体制の整備】

- 全国平均に比べて汚水衛生処理率が低く、し尿と生活排水とを併せて処理する汚水処理施設(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)の整備や、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 市町村等で収集されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、人口減少、下水道の普及により年々減少しており、より効率的なし尿処理体制について検討する必要があります。

4 災害廃棄物の現状と課題

- 近年、国内で地震、風水害などの大規模災害が頻発し、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、令和元年東日本台風（令和元年）など、各地で大量の災害廃棄物が発生しています。新潟県においても、令和4年8月3日からの県北地域を中心とした大雨被害により0.63万トンの災害廃棄物が発生したほか、令和6年能登半島地震においても、11.4万トンの災害廃棄物が発生する見込みとなっています。
- 大規模災害が発生した場合、県は、新潟県地域防災計画（第2章・災害予防「廃棄物処理体制の整備」及び第3章・災害応急対策「廃棄物の処理計画」）に基づき、被災市町村の災害廃棄物処理を支援することとしています。また、令和5年には、国の防災基本計画等に基づく災害廃棄物対策指針等を踏まえつつ、新潟県地域防災計画等を補足するものとして、新潟県災害廃棄物処理計画を策定し、県及び市町村が災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平時の備え、応急対応、復旧・復興等について整理しました。
- 被災市町村の支援のため、県内市町村・一部事務組合や関係4団体との応援協定を整備しており、令和元年度には、これらの協定を改正し、平時における協力体制の強化を図ったところです。
- また、隣接都道府県等との応援協定や大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会による処理など、都道府県を越えた広域処理体制も整備しています。

【災害廃棄物の発生・処理状況】



【災害発生時の応援協定締結状況】

協定名	締結年月日	相手方	概要
災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定	H16. 6. 16 (H31. 4. 1 改正)	新潟県環境整備事業協同組合	し尿収集、災害廃棄物収集の支援
災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H18. 10. 23 (R2. 3. 3 改正)	県内市町村、一部事務組合	職員の派遣、処理施設での処理等の応援
災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定	H18. 10. 23 (H31. 4. 1 改正)	一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会	浄化槽の応急復旧を応援
災害廃棄物の処理に関する応援協定	H18. 10. 23 (H31. 4. 1 改正)	一般社団法人 新潟県産業資源循環協会	災害廃棄物の収集、運搬及び処分を応援
災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定	H19. 12. 19 (H31. 4. 1 改正)	一般社団法人 新潟県解体工事業協会	被災建築物の解体撤去等を応援

課題

【廃棄物処理基盤・体制の整備】

- 災害の激甚化、頻発化に伴い、廃棄物処理施設の被災による処理の遅れや災害廃棄物の処理が課題となっており、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の整備が求められています。

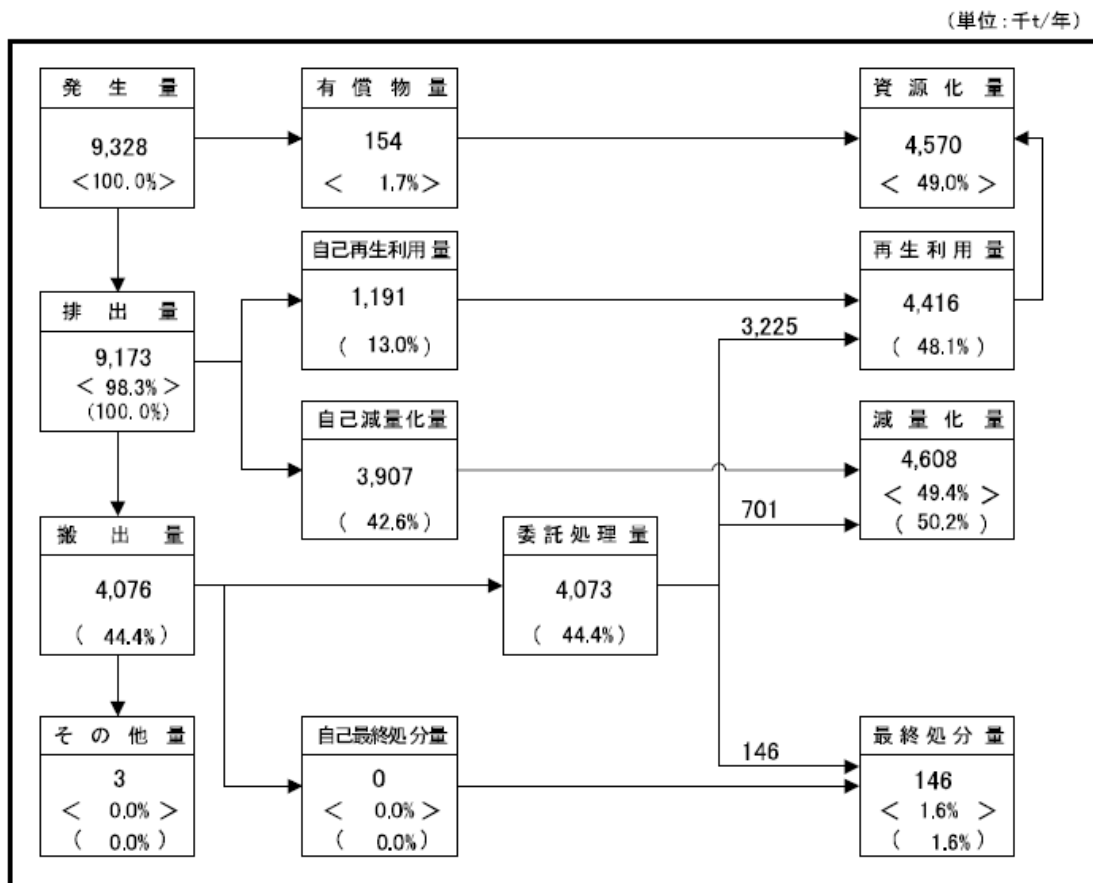
- 災害発生時に大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定などにより、平時から備える必要があります。災害発生時には被災規模に応じて、迅速かつ円滑な災害廃棄物対策を進めていく必要があります。

5 産業廃棄物の現状と課題

(1) 処理の流れ

令和5年度の産業廃棄物の処理の流れは、以下のフロー図のとおりです。

【令和5年度の産業廃棄物処理フロー】（単位：千トン）



注) 1. 各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計とは一致しない場合がある。
 2. 「0」表示は500 t/年未満であることを示している。
 3. < >内の数値は発生量に対する割合を、()内の数値は排出量に対する割合を示している。

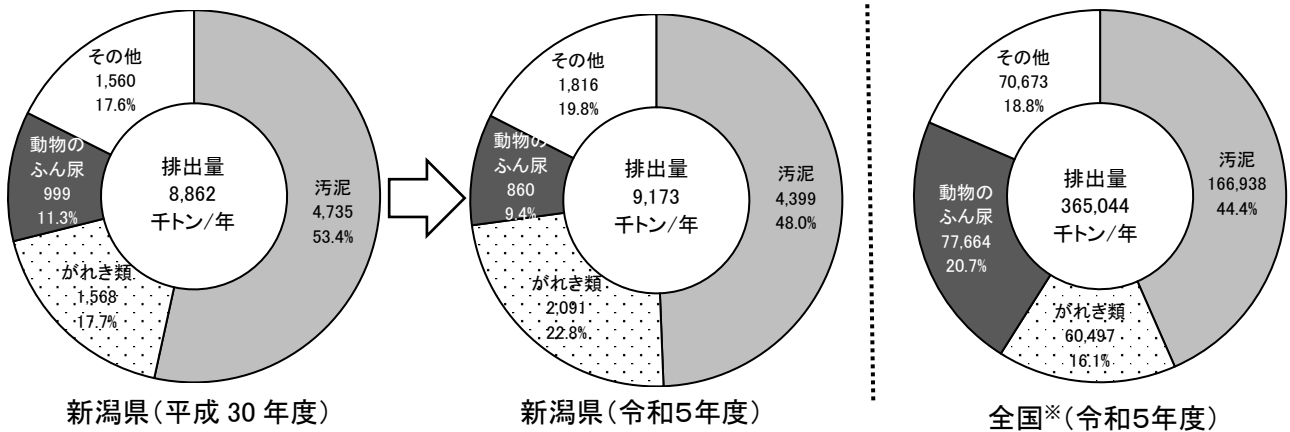
- ※有償物量 : 発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
 - ※自己減量化量 : 自ら中間処理等を行い減量化された量
 - ※自己再生利用量 : 自ら利用、又は自ら中間処理等を行い他者に有償で売却した量
 - ※自己最終処分量 : 自らが設置する最終処分場に埋め立てた量
 - ※委託処理量 : 中間処理及び最終処分を委託した量
 - ※その他 : 調査時において保管等されている量
 - ※再生利用量 : 排出事業者と処理業者等で再生利用された量（直接再生利用量と処理後再生利用量の合計）
- 出典：令和6年度新潟県産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績） 令和7年3月 新潟県環境局

(2) 排出状況

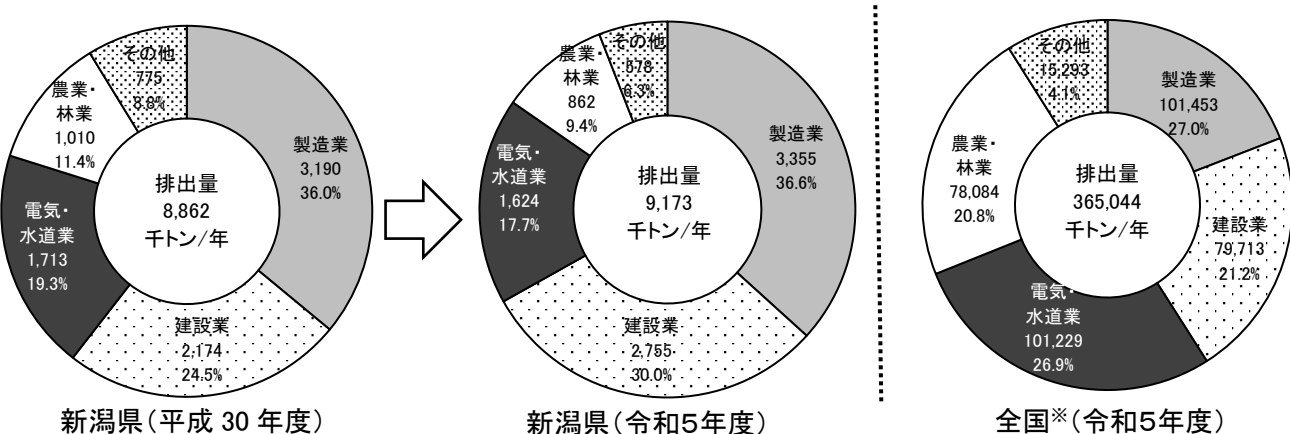
- ・ 令和5年度の排出量は917万3千トンで、平成30年度(886万2千トン)と比べ31万1千トン増加し、業種別には、鉱業、建設業等からの排出量が増加しています。
- ・ 種類別の排出量は、汚泥が439万9千トン(48.0%)で最も多く、次のがれき類が209万1千トン(22.8%)、動物のふん尿が86万0千トン(9.4%)で、この3種類で全体の80.2%を占めています。

- ・ 全国と比べると、汚泥、がれきの排出割合が高く、動物のふん尿の排出割合が低くなっています。
- ・ 業種別に見ると、製造業が335万5千トン（36.6%）で最も多く、次に建設業が275万5千トン（30.0%）、電気・水道業が162万4千トン（17.7%）、農業・林業が86万2千トン（9.4%）であり、この4つの業種で全体の93.7%を占めています。
- ・ 全国と比べると、製造業、建設業の排出割合が高く、電気・水道業、農業・林業が低くなっています。

【産業廃棄物の種類別排出量】



【産業廃棄物の業種別排出量】



※ 令和6年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値 環境省

(3) 処理状況

- ・ 排出量917万3千トンのうち、460万8千トン（50.2%）が脱水や乾燥、焼却処理等により減量化され、再生利用量は441万6千トン（48.1%）、最終処分量は14万6千トン（1.6%）となっています。
- ・ 平成30年度に比べ、排出量に占める減量化量の割合は5.4ポイント低下し、再生利用量の割合は5.5ポイント上昇、最終処分量の割合は0.3ポイント低下しました。

【産業廃棄物の排出、処理状況】

新潟県（単位：千トン）

	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量	その他*
平成30年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	8,862 (100%)	4,923 (55.6%)	3,772 (42.6%)	166 (1.9%)	1 (0.0%)
令和5年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	9,173 (100%)	4,608 (50.2%)	4,416 (48.1%)	146 (1.6%)	3 (0.0%)
差	311	▲315	644	▲20	2

※その他：調査時において保管等されている量

全国*（単位：千トン）

	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
平成30年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	375,772 (100%)	169,429 (45.1%)	197,032 (52.4%)	9,312 (2.5%)
令和5年度(速報値) (排出量全体に占める 処理量の構成比)	365,044 (100%)	157,761 (43.2%)	198,655 (54.4%)	8,628 (2.4%)

※ 令和6年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値 環境省

ア 減量化

- 令和5年度の減量化量は460万8千トン、排出量に占める割合は50.2%で、全国（令和5年度）の43.2%に比べて高くなっています。
- 種類別にみると、汚泥が385万1千トンで減量化量全体の83.6%を占めています。
- 汚泥は排出量が多い反面、排出事業者又は処理業者による脱水や乾燥、焼却処理等によって大幅に減量化されています。

イ 再生利用

- 令和5年度の再生利用量は441万6千トン、排出量に占める割合は48.1%で、全国（令和5年度）の54.4%に比べて低くなっています。これは、減量化率が高く、再生利用率の低い汚泥の排出量の割合が全国に比べて高いことなどが原因と考えられます。
- 種類別にみると、がれき類が203万4千トンで再生利用量全体の46.0%を占めて最も多く、以下、動物のふん尿が14.3%、汚泥が10.6%となっています。

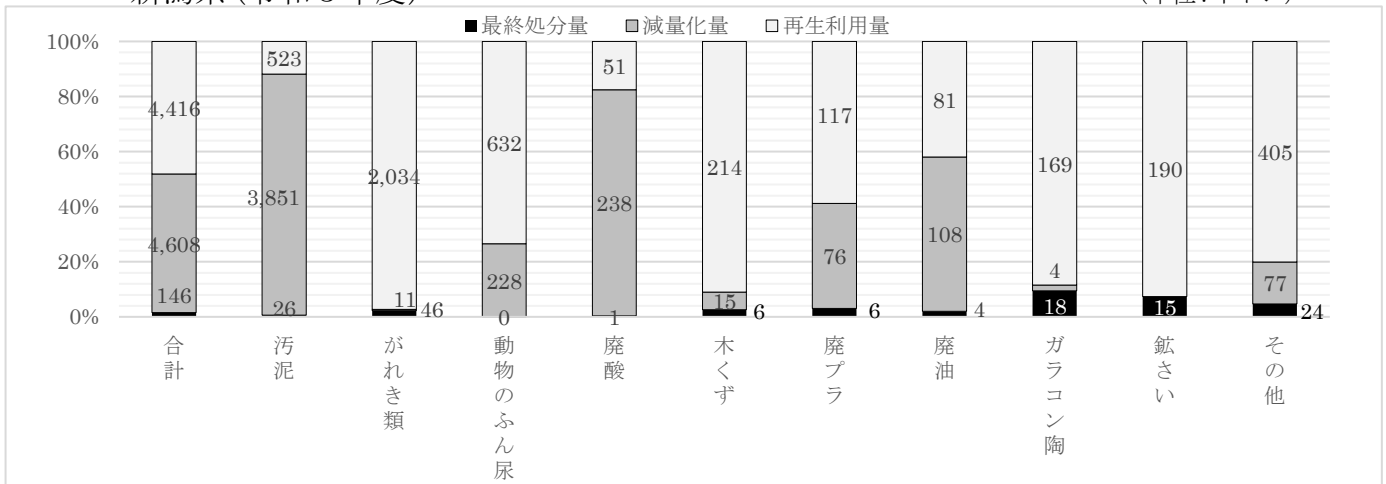
ウ 最終処分

- 令和5年度最終処分量は14万6千トン、排出量に占める割合は1.6%で、全国（令和5年度）の2.4%に比べて低くなっています。
- 種類別にみると、がれき類が全体の31.3%と最も高く、以下、汚泥(18.7%)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(12.3%)などとなっています。

【産業廃棄物種類別の排出量に対する減量化量、再生利用量、最終処分量の構成比】

新潟県（令和5年度）

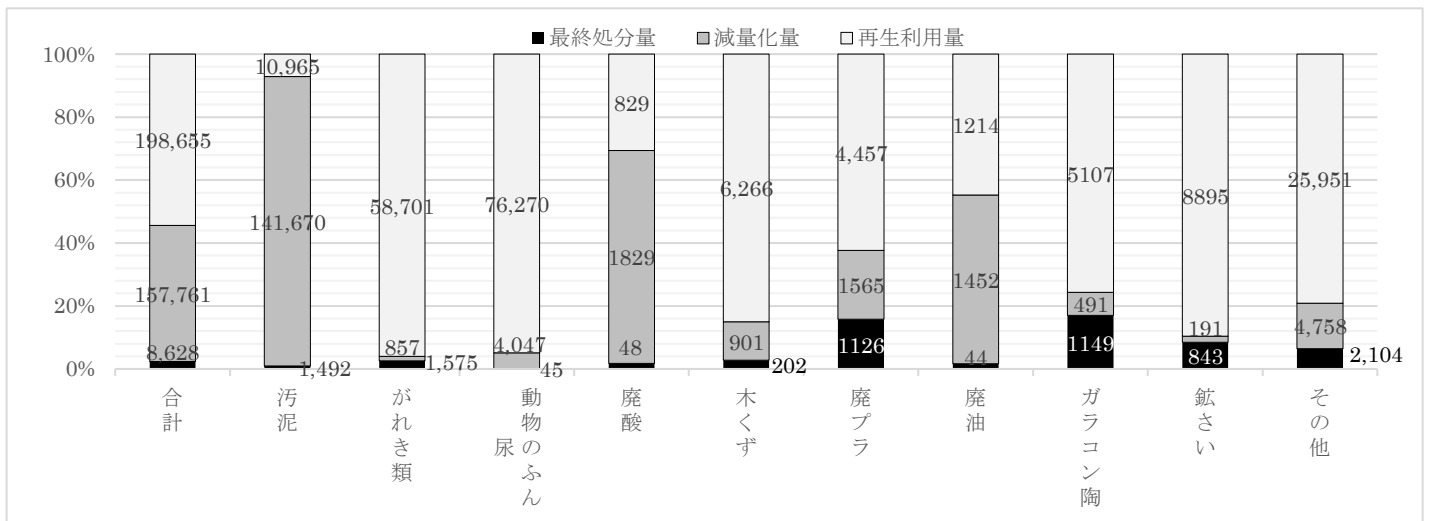
（単位：千トン）



（単位：千トン）	合計	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃酸	木くず	廃プラ	廃油	ガラコン陶	鉱さい	その他
排出量	9,173	4,399	2,091	860	290	235	209	194	191	205	499
再生利用量	4,416	523	2,034	632	51	213	117	81	169	190	226
減量化量	4,608	3,851	11	228	238	17	86	108	4	0	53
最終処分量	146	26	46	0	1	5	6	4	18	15	29

注) ガラコン陶：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
その他：混合廃棄物等、ばいじん、金属くずなど

全国（令和5年度）



（単位：千トン）

	合計	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃酸	木くず	廃プラ	廃油	ガラコン陶	鉱さい	その他
排出量	365,044	154,127	61,133	80,362	2,706	7,370	7,147	2,711	7,747	9,929	31,812
再生利用量	198,655	10,965	58,701	76,270	829	6,266	4,457	1,214	5,107	8,895	25,951
減量化量	157,761	141,670	857	4,047	1,829	901	1,565	1,452	491	191	4,758
最終処分量	8,628	1,492	1,575	45	48	202	1,126	44	1,149	843	2,104

(4) 広域移動の状況

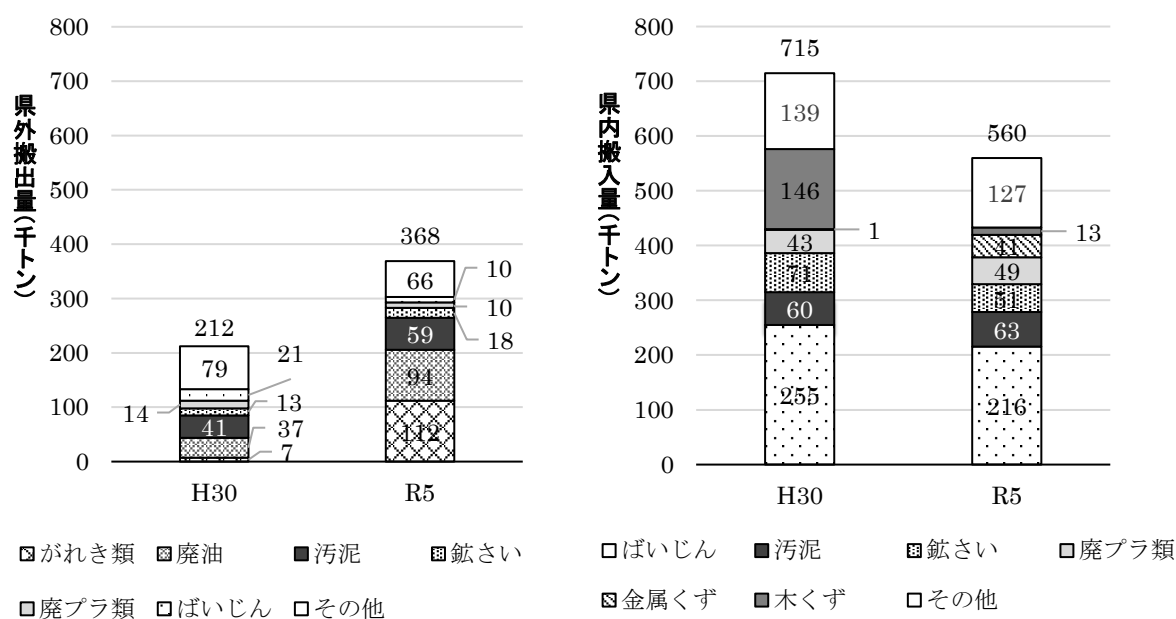
ア 県外への搬出状況

- 令和5年度に県内から県外に搬出された産業廃棄物は36万8千トンで、平成30年度に比べ15万6千トン増加しています。
- 種類別にみると、がれき類が11万2千トンで最も多く、以下、廃油が9万4千トン、汚泥が5万9千トンとなっています。

イ 県内への搬入状況

- 令和5年度に県外から県内へ搬入された産業廃棄物は56万0千トンで、平成30年度に比べ15万5千トン減少しています。
- 種類別にみると、ばいじんが21万6千トンで最も多く、以下、汚泥が6万3千トン、鉱さいが5万1千トン、廃プラスチック類が4万9千トンとなっています。

【産業廃棄物の広域移動の状況】



(5) 有害物質を含む廃棄物等

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、新潟県PCB廃棄物処理計画を定め、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進しています。
- ・ 高濃度PCB廃棄物については、令和8年3月末に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）による高濃度PCB廃棄物処理事業（以下「JESCO事業」という。）が終了したところです。一方、今後は、少量ずつ散発的に発見されることが想定されており、これらが長期的に保管されることがないよう、国においてJESCO事業後の高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保が検討されています。
- ・ 低濃度PCB廃棄物については、処分期間である令和9年3月末までに適正処理が行われるよう、保管事業者に対する指導を行っています。

イ アスベスト含有廃棄物

令和10年前後にピークを迎える建物の解体工事に伴い排出されるアスベスト廃棄物やその他有害物質について、適切に処理を行う必要があります。

ウ その他

再生可能エネルギー発電設備の導入拡大により、2030年代後半以降から使用済太陽光パネルの排出量の顕著な増加が見込まれています。分離回収技術やリサイクルされた再生資源の利活用が必要な複合材料からなる廃棄物の増加が見込まれており、高度な再資源化技術の普及が求められているほか、リチウムイオン電池等や新たな製品の販売・使用等に伴う廃棄物の量や種類の変化への対応が求められています。

(6) 処理施設の状況

ア 中間処理施設の設置状況

産業廃棄物の中間処理施設の設置数は、令和5年度末で490施設となっています。

【中間処理施設設置数（令和5年度末）】

汚泥 脱水	廃プラ 破砕	焼却施設					木くず等 破砕	その他	合計
		汚泥	廃油	廃プラ	その他	小計			
56	69	10	9	7	30	56	283	26	490

イ 最終処分場の設置状況

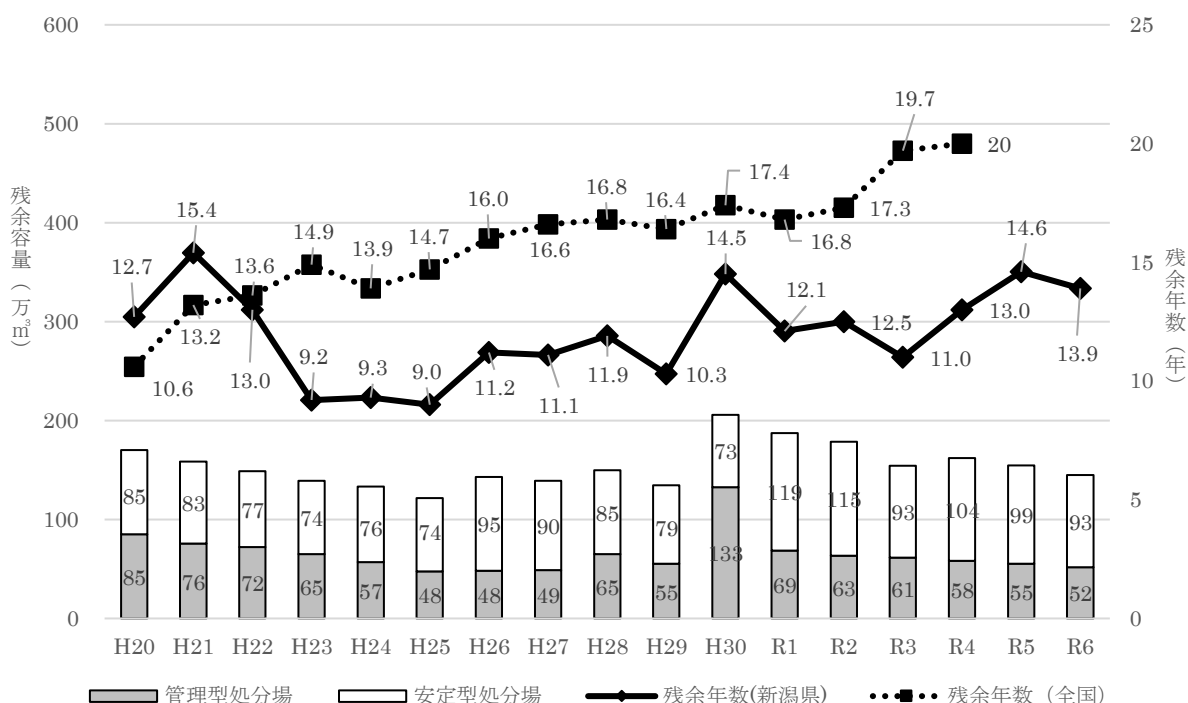
- 産業廃棄物の最終処分場は、令和5年度末で安定型処分場*が16、管理型処分場*が5の合計21施設が稼動しています。

※ 安定型最終処分場：廃棄物の飛散及び流出を防止する構造で、排水の処理を必要としない産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の埋立施設

※ 管理型最終処分場：底部等を遮水し、排水の処理も行う構造で、一定基準を超える有害な廃棄物以外の産業廃棄物の埋立施設

- 最終処分場の残余年数は、平成30年10月に「エコパークいずもぎき」第3期処分場が供用開始したことにより、前年度末に比べ大きく伸びましたが、令和5年度末では14.6年（管理型：12.7年、安定型：20.0年）となっており、全国（令和4年度）の23.4年を下回っています。

【産業廃棄物最終処分場の残容量及び残余年数の推移】



注1) 残余年数=年度末の残容量(m³)/年度内最終処分量(m³/年)

(7) 産業廃棄物税の状況

- 県では、平成16年度から「産業廃棄物税（法定外目的税）」を創設し、納税義務者である排出事業者の産業廃棄物の排出抑制を促すとともに、その税収を活用して「産業廃棄物の発生抑制と再生利用の促進」、「産業廃棄物の適正処理」、「産業廃棄物最終処分場の設置促進」のための施策を実施しています。
- 今後は、再生利用しにくい複合材料からなる廃棄物の増加が見込まれており、高度な再資源化技術の普及が求められているほか、新たな製品の販売・使用等に伴う廃棄物の量や種類の変化への対応が求められています。

【産業廃棄物税基金の状況】

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6
積立額	153,165	139,140	119,394	111,288
取崩額	172,185	159,025	166,659	164,853
発生抑制等事業	38,196	21,057	32,613	27,546
適正処理等事業	43,364	47,341	43,421	46,682
処分場設置促進事業	90,625	90,625	90,625	90,625
基金残高	1,062,860	1,042,975	995,710	942,146

《主な産業廃棄物税基金充当事業》

- ・発生抑制等事業：3R取組企業支援事業、3R取組企業育成事業
- ・適正処理等事業：産業廃棄物不法投棄等原状回復事業、廃棄物不法処理未然防止事業、廃棄物適正処理推進事業
- ・処分場設置促進事業：最終処分場の周辺環境整備への助成

課題

【廃棄物の適正処理の推進】

- 処分期限が迫る低濃度PCB廃棄物について、保管事業者に対し、期限内に計画的かつ確実に適正処分されるよう指導の徹底が必要です。
- 再生利用しにくい複合材料からなる廃棄物の増加が見込まれていることから、高度な再資源化技術の導入等に取り組む事業者の育成・支援が必要です。また、新たな製品の販売・使用等に伴う廃棄物の量や種類の変化への対応が求められています。

【廃棄物処理基盤・体制の整備】

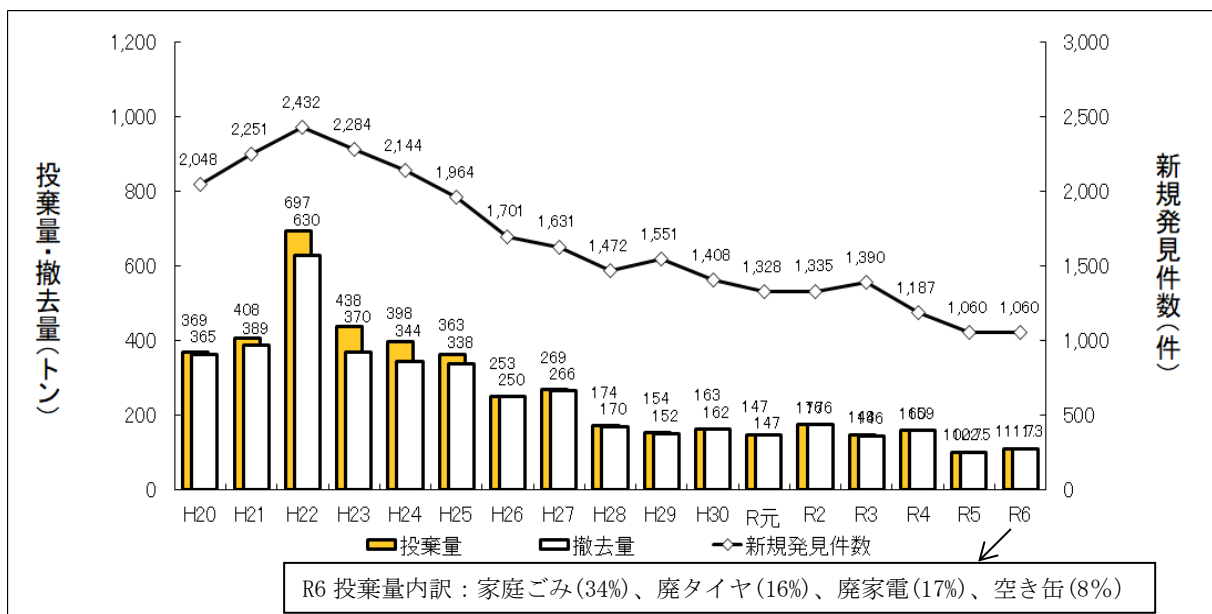
- 産業廃棄物最終処分場については、平成30年にエコパークいずもぎき第3期処分場を供用開始したものの、民間による十分な整備が進まない中で、最終処分場の残余容量が将来的に不足することが懸念されることから減量化、再生利用の取組により、最終処分される産業廃棄物の量を減らしていくとともに、将来を見越した最終処分場の計画的な整備が必要です。

6 不法投棄の現状と課題

(1) 一般廃棄物の不法投棄の状況

- ・ 一般廃棄物の不法投棄については、平成 20 年度から統計調査を開始しました。調査開始当初から平成 22 年度までは、市町村の監視体制強化を反映して不法投棄新規発見件数が増加しましたが、平成 23 年度以降は減少傾向となっています。
- ・ 令和 6 年度の不法投棄新規発見件数は 1,060 件であり、投棄物の内訳をみると、家庭ごみ、廃タイヤ、廃家電、空き缶の 4 種で全体の約 75%を占めています。
- ・ 令和 6 年度の不法投棄量 112 トンのうち 111 トンは撤去されていますが、原因者による撤去は 3%にとどまり、それ以外のほとんどは市町村や国、県等の行政により撤去されています。

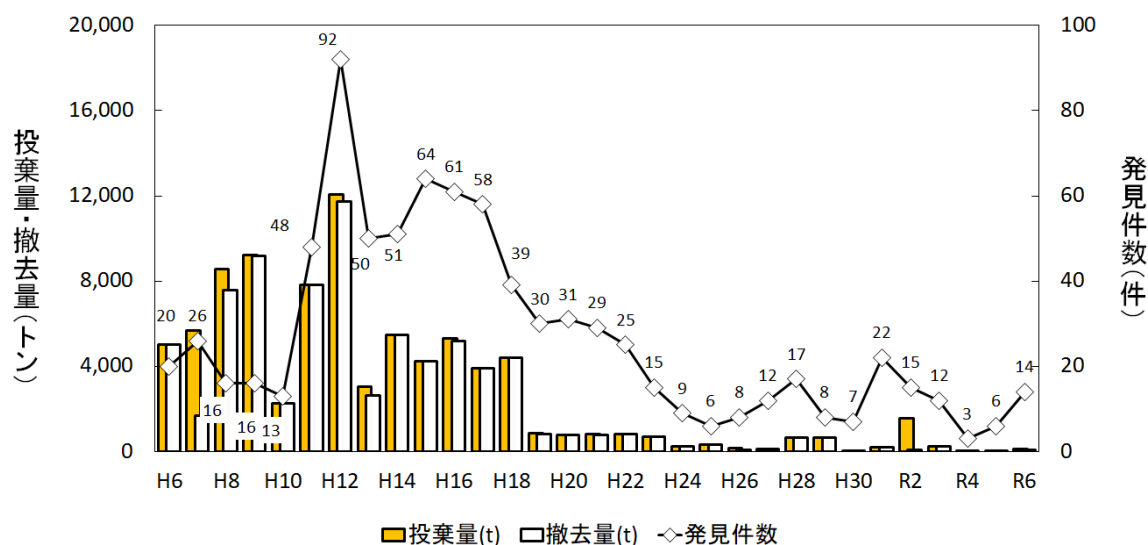
【一般廃棄物の不法投棄新規発見件数、投棄量等の推移】



(2) 産業廃棄物の不法投棄の状況

- ・ 産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は、平成 12 年度をピークに、法令の厳格化や行政監視の徹底により、近年は低いレベルで推移しています。
- ・ 令和 6 年度の不法投棄新規発見件数は 14 件であり、これまでの投棄物の内訳をみると、建設系のがれき類と木くずで全体の約 65%を占めています。
- ・ これまでの投棄物は、原因者によりほぼ全量が撤去されています。

【産業廃棄物の不法投棄新規発見件数、不法投棄量等の推移】



年度	投棄量					撤去量	撤去率	未撤去量
	合計	がれき類	木くず	廃プラ	その他			
～21	79,399	25,961	25,092	5,887	22,459	73,360	92.8%	6,040
22	813	284	32	16	481	813	100.0%	0
23	682	154	175	2	351	682	100.0%	0
24	237	42	52	6	137	237	100.0%	0
25	332	326	0	2	4	332	100.0%	0
26	163	0	53	19	91	68	41.7%	95
27	105	45	39	19	1	105	100.0%	0
28	635	573	39	0	23	633	99.7%	2
29	635	553	23	4	54	630	99.2%	5
30	35	4	2	21	8	35	100.0%	0
R1	206	148	37	13	7	206	100.0%	0
R2	1,569	58	0	6	1,505	69	4.4%	1,500
R3	256	232	16	3	5	256	99.9%	0
R4	49	15	31	3	0	49	100.0%	0
R5	45	11	21	13	0	42	94.2%	3
R6	119	85	26	5	4	86	72.3%	33
計	85,280	28,491	25,638	6,019	25,130	77,602	91.0%	7,678

(単位：トン)

【新潟県における不法投棄等の検挙件数（新潟県警調べ）】

年	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄	82	68	54	69	59
（うち一廃）	(76)	(64)	(54)	(67)	(57)
（うち産廃）	(6)	(4)	(0)	(2)	(2)

(3) 不法投棄対策に関する県民意識（参照：資料編4-1）

- ・ 県民を対象に実施したアンケート調査（令和7年2月実施）では、不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合は、30.6%でした。また、行政の取組として重要だと思うこととして、「不法投棄の監視」が最も多く挙げられています。
- ・ 不法投棄対策として重要・効果的だと思う取組として、「監視カメラを用いた監視」に次ぎ、「県・市町村による不法投棄監視パトロール」、「スマートフォンから SNS などですぐに不法投棄を通報できる仕組み」が多くなっています。

(4) 不法投棄対策の状況

- ・ 毎年、春・秋の年2回「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」で関係機関や団体が連携して啓発事業等を集中的に実施し、相乗効果を図っています。
- ・ 廃棄物特別監視員等の配置、市町村職員への立入検査権付与、監視カメラの設置など行政による監視体制を整備し、併せて不法投棄監視県民ネットワークや不法投棄ホットラインなどを活用し、県民総ぐるみの監視体制を構築しています。
- ・ 不法投棄された廃棄物については、原因者に強く撤去を求めるとともに、生活環境保全上の支障が生じる場合は、行政代執行により撤去しています。

【行政代執行による撤去等の状況】

年度	場所	種類等	実施内容
H10	三条市（旧栄町）、燕市	廃油等	ドラム缶 6,400 本
12	長岡市（旧栃尾市）	廃タイヤ	29 万本
13	新発田市（旧豊浦町）	廃タイヤ	8.5 万本
	新発田市（旧紫雲寺町）	廃タイヤ	6.5 万本
14	聖籠町	廃タイヤ	25 万本
15	聖籠町	廃タイヤ	6 万本
	南魚沼市（旧大和町）	廃タイヤ	2.6 万本
16	新潟市（旧新津市）	廃タイヤ	18 万本（ほかに新潟市が2万本を撤去）
	刈羽村	燃え殻	50 トン
17	刈羽村	燃え殻	130 トン
	上越市（旧三和村）	燃え殻 木くず	4,445 トン（燃え殻） 2,012 トン（木くず）
20	新潟市（旧巻町） ※新潟市が実施	燃え殻 廃油等	約 13,000 トン（燃え殻） ドラム缶 7,000 本（廃油等）
	出雲崎町	燃え殻	約 50 トン
26	上越市（旧名立町）	廃油等	ドラム缶等 2,218 本
27	上越市（旧名立町）	廃油等	ドラム缶等 23 本
R1	上越市（旧吉川町）	廃油等	PCB 含有廃棄物 5 台（漏えい防止措置）
R3	佐渡市	廃油等	PCB 含有廃棄物 11 台（安全な場所に移動）
R4	佐渡市	廃油等	PCB 含有廃棄物 3 台（漏えい防止措置）
	佐渡市	廃油等	PCB 含有廃棄物 2 台（漏えい防止措置）

(5) 不法投棄に関するその他の状況

国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、犯罪行為である不法投棄等の撲滅を徹底するとしています。

課題

【不法投棄対策】

- 一般廃棄物、産業廃棄物ともに、近年の不法投棄新規発見件数や投棄量は低いレベルで推移していますが、未だ根絶には至っておらず、未然防止に努める必要があります。
- 山間地や自社敷地奥に埋設する等、通常の行政監視では発見が困難な投棄事案も見受けられ、また、原状回復には多大な費用と労力が必要であることから、監視体制の充実を図っていく必要があります。
- また、陸域で不適正処理されたプラスチックごみなどの流出による海洋汚染の防止に向け、不法投棄等の防止の意識醸成を図る必要があります。

7 循環型社会形成に関する県民意識

(1) 県民意識調査

「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケート調査の結果、「資源を大切に
する社会※に関する県民満足度」は前年度から減少し、令和6年度は52.4%
でした。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
満足層の割合	52.6%	56.7%	59.5%	55.3%	57.4%	58.2%	52.4%

※ 日常生活や産業活動の中で、ごみをできるだけ出さず、もの(資源)を繰り返し 使用した
り、分別してリサイクルを進めたりする状況を指しています。

(2) 循環型社会の形成に関するアンケート結果

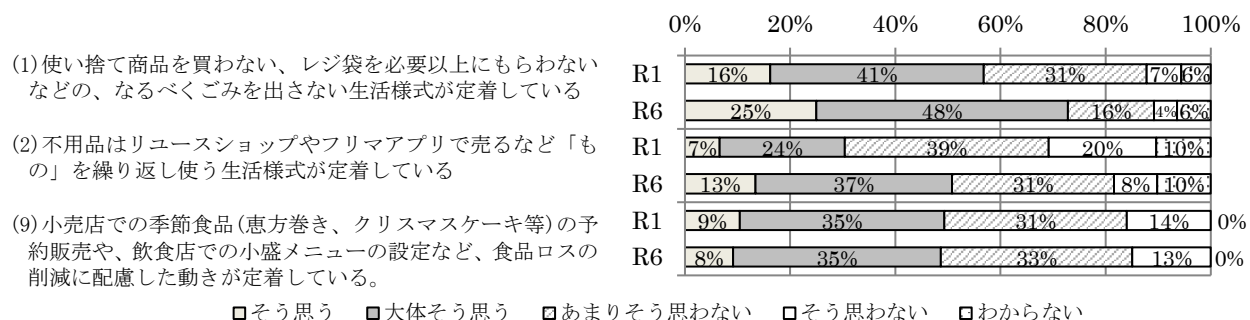
計画策定に当たり県民の意識を把握するため、令和6年度(令和7年2月)に
アンケート調査を実施しました。(前回調査：令和元年度)

ア 自身が日常から取り組んでいること(資料編4-1、問2参照)

- ・ 前回調査と設問の内容や項目が異なるため、単純な比較はできませんが、
マイバッグの持参などの一部取組については、習慣として受け入れられつつ
あるものと考えられます。
- ・ 一方で、食品ロス削減の取組やごみの分別など、多くの項目で県民の理解
や取組がまだ進んでいないことから、引き続き普及啓発等の取組を続けてい
く必要があります。

イ 周りでの循環型社会への取組等の状況(資料編4-1、問3参照)

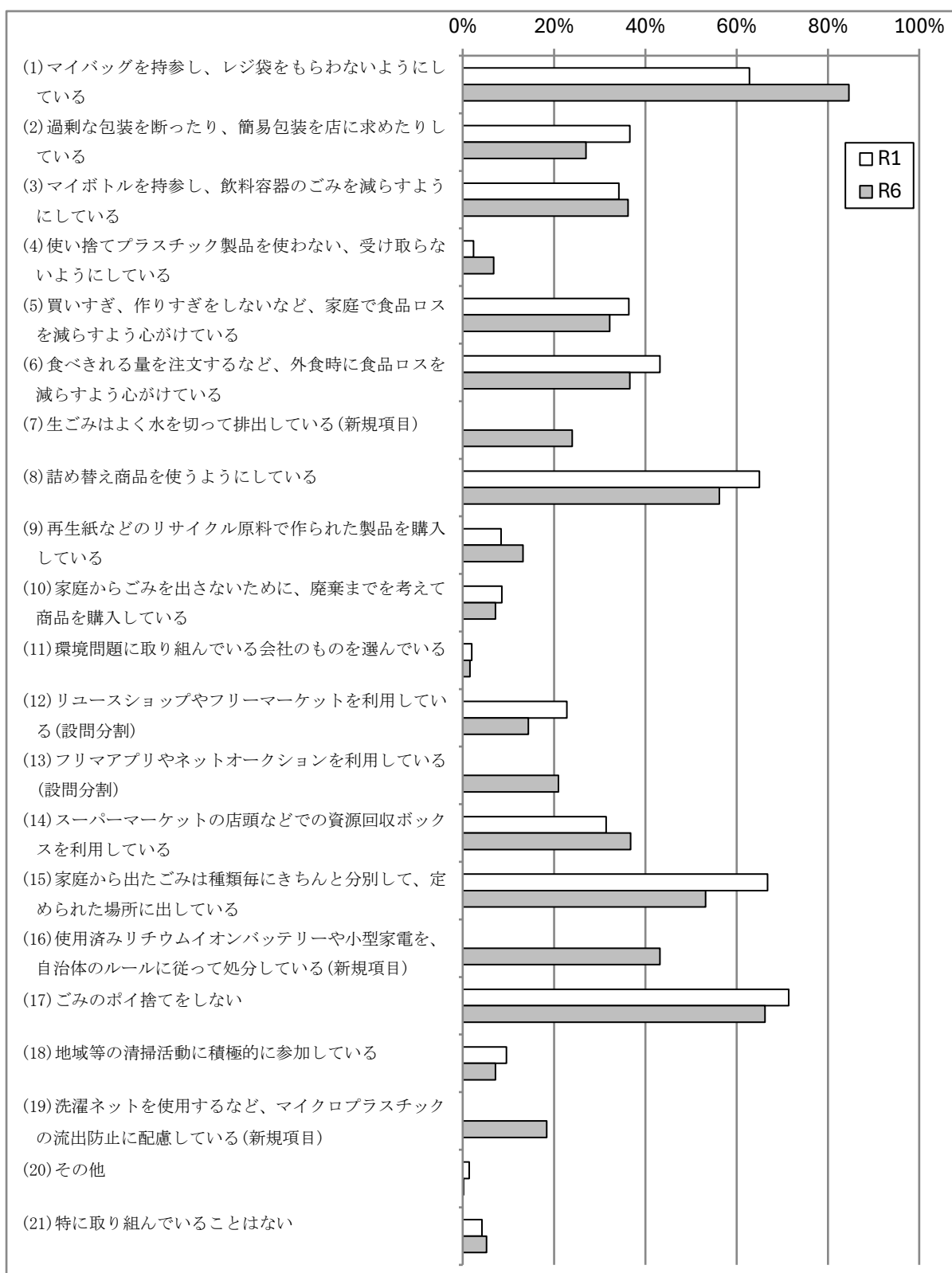
「なるべくごみを出さない生活様式が定着している」、「ものを繰り返し使う
生活様式が定着している」と感じる県民の割合は前回調査より増加した一方
で、「小売店や飲食店での食品ロス削減に配慮した動きが定着している」と感
じる県民の割合は前回調査より微減していることから、状況について注視する
とともに、引き続き取組を進めていく必要があります。



ウ 3Rの効果的な啓発方法(資料編4-1、問6参照)

ごみの減量化・再使用・リサイクル(3R)の啓発方法として、学校教育、
テレビ等広報、インターネット広報の順に回答が多く、まずは情報を伝える場、
機会を設けることを効果的と感じている県民が多くなっています。

○ 自身が日常から取り組んでいること(令和元年度と令和6年度調査の比較)



※ R1 調査では「心掛けていること」として調査しており、項目の記載も微修正をしていることから単純な比較はできません。

第3章 資源を大切に作る循環型の地域社会の実現に向けた目標

前計画の目標の達成状況、現状の課題及び国の基本方針を踏まえ、令和12年度までに達成すべき数値目標を設定します。また、計画の進行管理のため、令和10年度の間目標を定めます。

1 前計画の目標達成状況

(1) 一般廃棄物の減量等の目標

- ・ 1人1日当たりごみ排出量は、基準年(平成30年度)より減少し、中間目標を達成しました。しかし、全国平均と比較すると、多くなっています(R5全国平均：851g/人・日)。
- ・ 再生利用を除く1人1日当たりのごみ排出量は、中間目標を達成しませんでした。
- ・ 再生利用率(排出量に占める再生利用量の割合)は、基準年(平成30年度)より減少し、中間目標を達成しませんでした。
- ・ 最終処分量は減少していますが、最終処分率(排出量に占める最終処分量の割合)は増加し、中間目標を達成しませんでした。

	基準年 (H30) 実績	R5 実績	中間 目標 (R5)	目標 (R7)
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1,034	956	979 以下	957 以下
再生利用除く1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	797	769	701 以下	663 以下
(参考) ごみ排出量 (千トン)	852	749	785 以下	758 以下
再生利用率 (%)	22.9	19.6	26.5 以上	28.0 以上
(参考) 再生利用量 (千トン)	195	147	207 以上	212 以上
最終処分率 (%)	8.6	9.3	8.0 以下	7.8 以下
(参考) 最終処分量 (千トン)	74	70	63 以下	59 以下

注) ごみ排出量：1年間に市町村等において直接又は委託により収集運搬又は処分を実施したごみの量(災害廃棄物を除く)
 1人1日あたりのごみ排出量：ごみ排出量 / (人口×365又は366日)
 再生利用量：排出量のうち、直接又は中間処理後に再生利用された量
 再生利用率：再生利用量 / 排出量 × 100 (%)
 最終処分量：排出量のうち、直接又は中間処理後に最終処分場に埋め立てられた量
 最終処分率：最終処分量 / 排出量 × 100 (%)

※「1人1日当たりごみ排出量」及び「再生利用除く1人1日当たりごみ排出量」は、県全体の値を1人1日当りに換算した値、それ以外の指標は、県全体の値である。

(2) 産業廃棄物の減量等の目標

- ・ 排出量は、基準年（平成 30 年度）と比べ増加し、中間目標を達成しませんでした。業種別には鉱業、建設業等からの排出量が増加しています。
- ・ 再生利用率[※]は、基準年（平成 30 年度）に比べ 5.5 ポイント向上し、中間目標を達成しました。これは、建築資材として再生利用される、がれき類（建設業から排出）や、再生油や再生溶剤等に再生利用される廃油、廃アルカリ（製造業（化学）から排出）の排出量が増加したためと考えられます。
- ・ 最終処分率は、基準年（平成 30 年度）から 0.2 ポイント低下し、中間目標を達成しました。全国平均（2.4%）に比べても低い数値で推移しており、本県の最終処分率は全国上位を維持しています。

	基準年 (H30)	実績 (R5)	中間目標 (R5)	目標 (R7)
排出量（千トン）	8,862	9,173	8,849 以下	8,844 以下
再生利用率 [※] （%）	42.4	47.9	43.0 以上	43.3 以上
（参考）再生利用量 [※] （千トン）	3772	4,416	3,808 以上	3,832 以上
最終処分率（%）	1.9	1.6	1.8 以下	1.8 以下
（参考）最終処分量（千トン）	166	146	159 以下	159 以下

注) 排出量 : 事業場内等で発生した産業廃棄物の量（抽出調査を基に推計）

再生利用率[※] : 再生利用量[※] / 排出量 × 100 (%)

再生利用量[※] : 排出事業者と処理業者等で再生利用された量（直接再生利用量と処理後再生利用量の合計）
（焼却等による減量化を含まない。抽出調査を基に推計）

最終処分率 : 最終処分量 / 排出量 × 100 (%)

最終処分量 : 排出量のうち、直接又は中間処理後に最終処分場に埋め立てられた量（抽出調査を基に推計）

2 計画目標と関連指標

(1) 計画目標

資源を大切に作る循環型の地域社会の実現に向けて、施策の進捗管理を適切に行うため、計画目標を設定します。計画目標のうち、総合計画において達成目標とした「一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量」及び「産業廃棄物最終処分場の残余年数」については、県の資源循環行政を進めていくための「重点目標」とします。

また、重点目標の達成やその他資源循環施策を推進していくために必要となる指標についても計画目標として設定します。計画目標は、計画期間において達成すべき目標のほか、計画の進行管理のため、令和10年度の間目標を定めます。

○計画目標

計画目標	実績(R5)	中間目標(R10)	目標(R12)
◎一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量	741g	698g以下	681g以下
一般廃棄物の出口側の循環利用率	19.6%	22.0%以上	22.9%以上
一般廃棄物の最終処分率	9.3%	9.3%以下	9.3%以下
◎産業廃棄物最終処分場の残余年数	14.6年	9.5年以上	7.8年以上
産業廃棄物排出量	9,173千トン	9,225千トン以下	9,246千トン以下
産業廃棄物の出口側の循環利用率	47.9%	47.9%以上	47.9%以上
産業廃棄物の最終処分率	1.6%	1.8%以下	1.8%以下
不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	30.6% (R6)	増加させる	増加させる

※◎は重点目標とする。

(参考)再生利用率と循環利用率について

○ 一般廃棄物

前計画の目標については、「再生利用率」としていましたが、国の廃棄物基本方針における目標が「一般廃棄物の出口側の循環利用率」とされていることを踏まえ、本計画における目標は「循環利用率」とします(表現の修正であり、算出式は変更ありません)。

○ 産業廃棄物

前計画の目標では、出口側の循環利用率の記載を「再生利用率※」としていましたが、本計画では「循環利用率」とします。

ア 一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量

[全国の動向]

○令和5年度焼却処理量→約3,159万トン（平成30年度比7.3%減少）

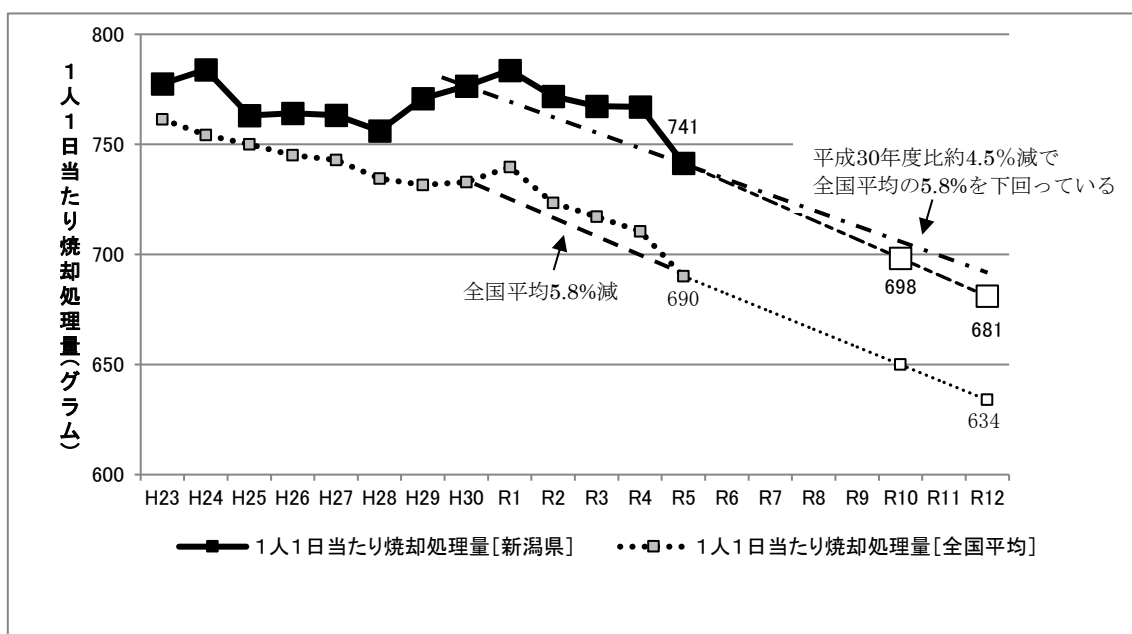
1人1日当たりの焼却処理量 : 690グラム（平成30年度比約5.8%減少）

[本県の目標]

- ・ 本県の令和5年度の1人1日当たりの焼却処理量は741グラムであり、全国平均の690グラムを上回っています。また、前計画期間における新潟県の減少率は、平成30年度比約4.5%減であり、全国平均(5.8%減)を下回っています。
- ・ こうした状況を踏まえ、まずは減少率を全国と同様（基準年(令和5年度)と比較し、年平均1.16%ずつ減少)とすることを目標とし、令和12年度における重点目標を以下のとおりとします。

一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量 : 681グラム以下

(令和5年度比約8.1%削減)



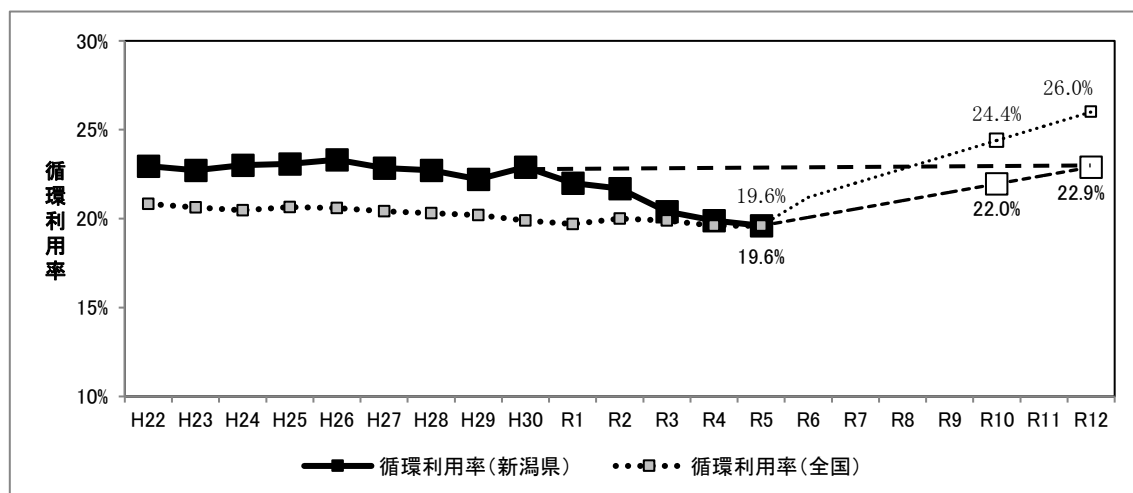
イ 一般廃棄物の出口側の循環利用率

[国の基本方針における目標]

- 令和12年度循環利用率 → 26% (令和4年度比6.4ポイント増加)

[本県の目標]

- 本県の令和5年度の循環利用率は19.6%であり、全国平均の19.6%と同程度となっています。一方で、全国の循環利用率は近年横ばいとなっていますが、県内の循環利用率は減少傾向となっています。これは、ライフスタイルの変化に伴う紙需要の減少、一部市町村における、脱炭素の観点なども踏まえた一般廃棄物処理施策の変化などが要因であると推測され、今後も県内の循環利用率は同様の傾向で推移すると考えられます。
- 一方で、製品プラスチックやプラスチック製容器包装の分別収集等については、分別収集の促進などにより、資源化量を増やしていく余地があると考えられます。
- こうした状況を踏まえ、令和12年度における循環利用率の目標を平成30年度と同水準に設定することとし、市町村と協力しながら取組を進めます。
一般廃棄物の出口側の循環利用率 : 22.9%以上 (H30年度の水準に戻す)



※出口側の循環利用率＝再生利用量/廃棄物排出量

ウ 一般廃棄物の最終処分率

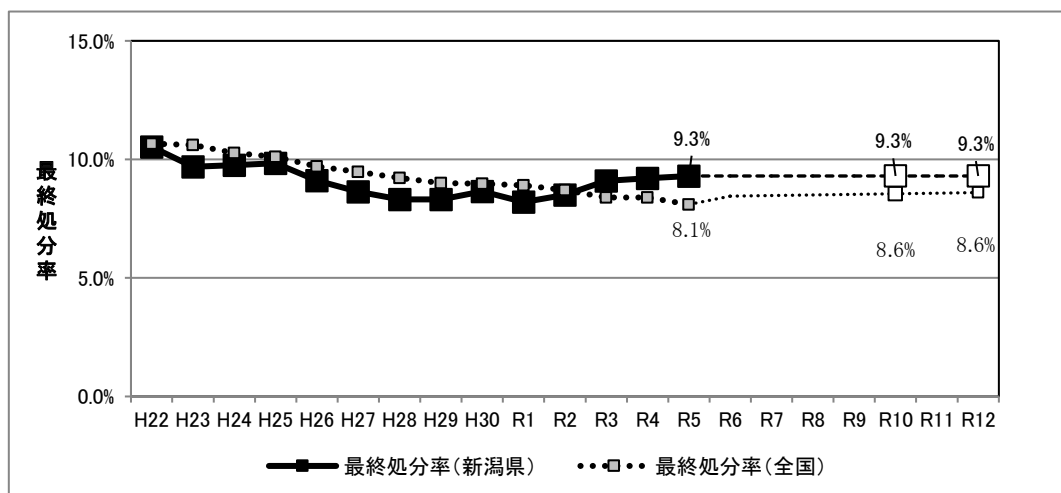
[国の基本方針における目標]

- 令和 12 年度 最終処分量 →約 320 万トン（令和 4 年度比約 5 %削減）
令和 12 年度 ごみ排出量 →約 37,000 万トン(令和 4 年度比約 9 %削減)
(最終処分率：8.6% (令和 4 年度比 0.2 ポイント増加に抑える) ※)

※ごみ排出量の目標と最終処分量の目標から県において算出

[本県の目標]

- 本県の令和 5 年度最終処分率は 9.3%であり、全国平均の 8.1%より大きくなっています。
- 県内における焼却灰の再生利用等は、少しずつ進んできていたところですが、一部市町村においては、脱炭素の観点なども踏まえた一般廃棄物処理施策の変化が生じており、最終処分率は近年増加傾向となっています。また、国の基本方針における目標でも、最終処分率は増加傾向となることが示されており、当県においても同様の傾向で推移すると考えられます。
- こうした状況を踏まえ、本計画では、令和 12 年度における最終処分率の目標は令和 5 年度の水準を維持することとし、取組を進めます。
一般廃棄物の最終処分率 : 9.3%以下 (令和 5 年度の水準を維持)



エ 産業廃棄物最終処分場の残余年数

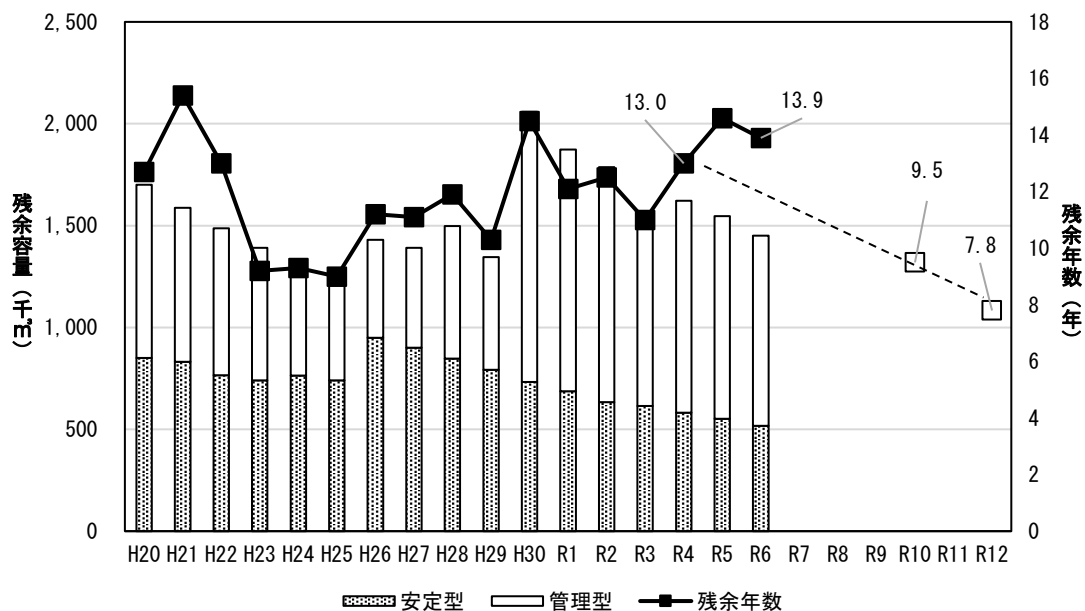
[国の基本方針における目標]

- 令和 12 年度の残余年数→17 年分を維持（令和 4 年度 20.0 年）

[本県の目標]

- 本県の令和 5 年度の残余年数は 14.6 年と、全国平均を下回っています。
- 安定的な処分容量（残余年数）を確保するため、最終処分量の抑制とともに、事業者による最終処分場の整備に向けた取組を促進します。また、上越・下越地区における公共関与による広域最終処分場の整備が図られるよう取組を進め、特に上越地区の整備については、地域の理解のもと着実に実施します。
- 上位計画の新潟県総合計画では、目標年次（令和 14 年度）までに令和 4 年度時点の最終処分量の容量や最終処分量を一定とした場合と比較して、減少幅を 1 年抑えることを目指し、令和 10 年度に残余年数を 9.5 年以上、令和 14 年度に残余年数を 6 年以上にすることとしています。
- これを踏まえ、令和 12 年度における残余年数の目標を設定します。
産業廃棄物最終処分場の残余年数：7.8 年以上

産業廃棄物最終処分場の残余容量・年数



オ 産業廃棄物排出量

[国の基本方針における目標]

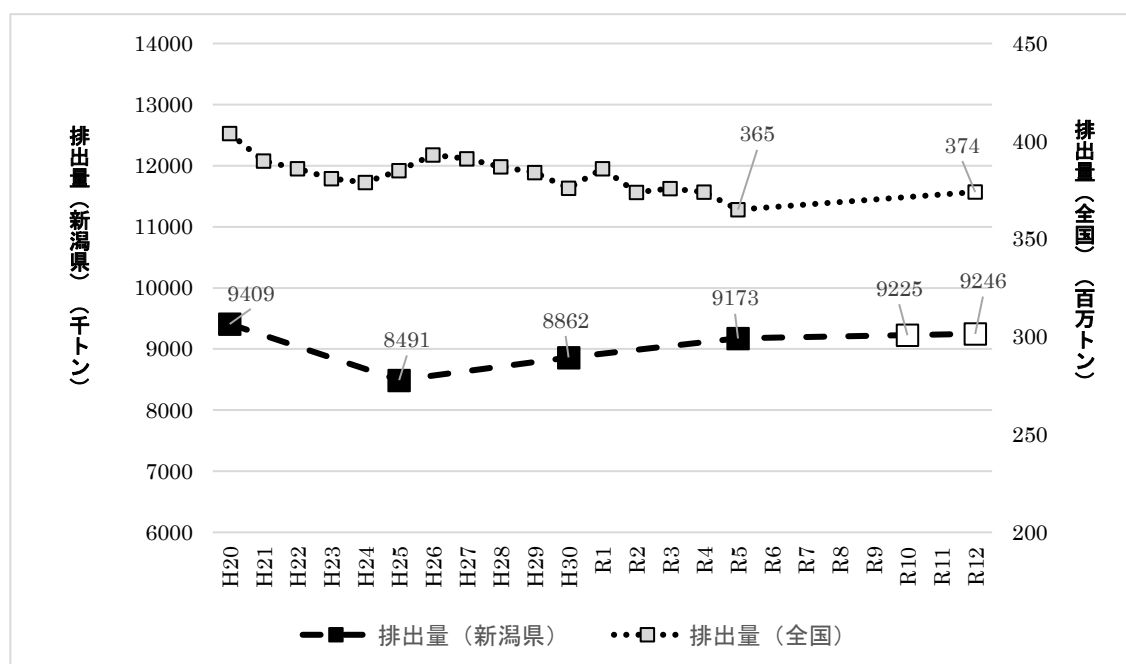
- 令和 12 年度の排出量→約 374 百万トン（令和 4 年度比約 1 %増加）
（参考）

令和 5 年度の全国の産業廃棄物の排出量 : 365 百万トン

[本県の目標]

- 各種経済指標等をもとに今後の排出量を推計すると、令和 5 年度と比較して、電気・水道業は減少するが建設業と製造業は増加するため、全体の排出量は増加すると予測されます。一方、事業者が見込んだ将来動向を加味した推計では事業者による景気動向の判断や、事業者の排出抑制の推進により、全体の排出量は減少するとの予測もあります。
- 国の基本方針における目標値では、国内の最終需要の将来推計に、最終需要あたりの廃棄物発生強度（発生度合い）を乗じて排出量を算出しており、令和 4 年度の 1 %増加に抑えることとされています。
- こうした状況を踏まえ、本計画では、令和 12 年度における排出量の目標を令和 5 年度の 0.8%増加に抑制することとし、取組を進めます。

産業廃棄物排出量 : 9,246 千トン以下（令和 5 年度の 0.8%増加に抑制）



カ 産業廃棄物の出口側の循環利用率

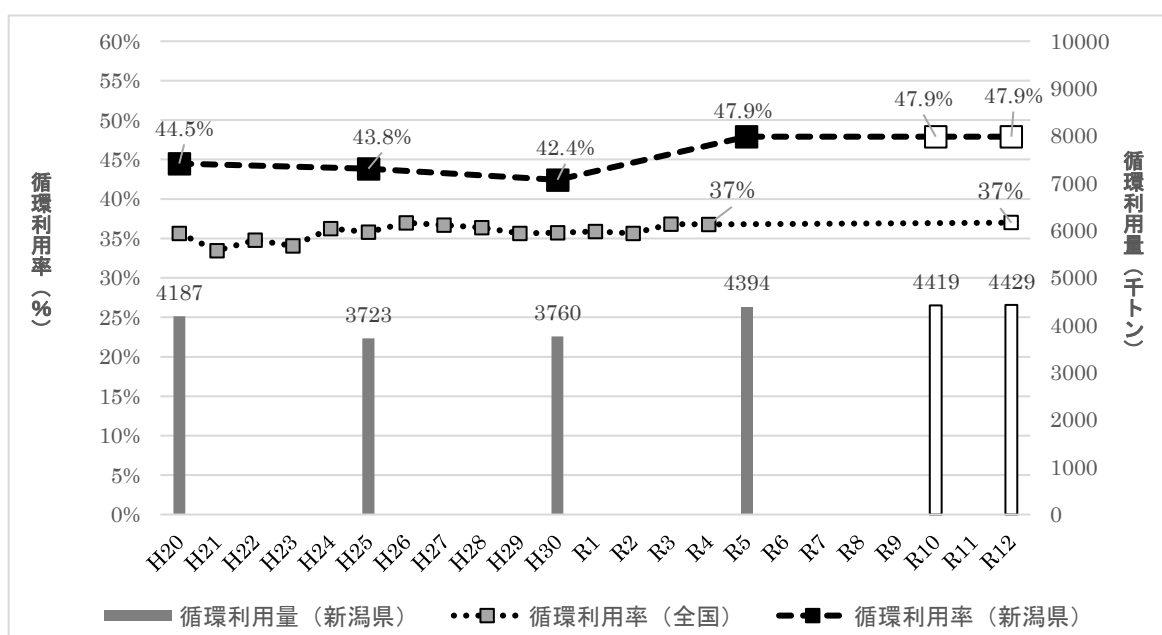
[国の基本方針における目標]

- 令和12年度の出口側循環利用率 → 約37% (令和4年度比と同じ)

[本県の目標]

- 各種経済指標等と事業者の見込みをもとに推計した今後の循環利用量は、排出量の増加に伴い、増加が見込まれます。
- 本県の令和5年度の出口側の循環利用率は47.9%であり、国の出口側循環利用率の目標値と比べても高い水準となっています。
- 国の基本指針では、廃油や廃プラスチック類等の循環利用率上昇を見込んでいるものの、石炭火力発電所の減少等により、循環利用率の高い鉱さい、ばいじん、燃え殻の発生量の減少が見込まれることから、循環利用率を令和4年度比と同じ水準にすることとしています。
- こうした状況を踏まえ、令和12年度における出口側の循環利用率の目標は引き続き高い水準を維持することとします。

産業廃棄物の出口側の循環利用率 : 47.9%以上 (令和5年度と同水準)



(参考) 産業廃棄物の出口側の循環利用率について

産業廃棄物の出口側の循環利用率は、再生利用量と直接再生利用量を含めた計算方法で算出しています。具体的には、再生利用量に金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量を加え、動物ふん尿の直接再生利用量を引いた値が循環利用量となり、循環利用量を排出量で割ったものが循環利用率です。

循環利用量：〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類 それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕

循環利用率：循環利用量/排出量

キ 産業廃棄物の最終処分率

[国の基本方針における目標]

- ・ 令和 12 年度 最終処分量 →約 7.8 百万トン（令和 4 年度比約 10%削減）
- ・ 令和 12 年度の排出量→約 374 百万トン（令和 4 年度比約 1%増加）
（最終処分率：2.1%（令和 4 年度比 0.3 ポイント減少させる）※）

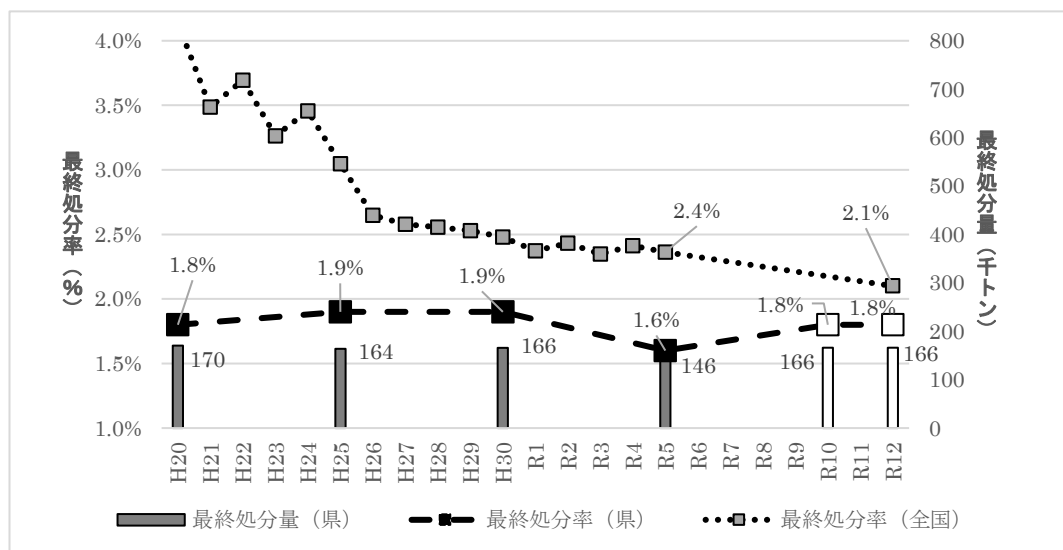
※排出量の目標と最終処分量の目標から県において算出

[本県の目標]

- ・ 本県の令和 5 年度（R5）の最終処分率は 1.6%であり、全国平均の 2.4%より低く、他の都道府県と比較しても上位となっています。
- ・ 一方で、今後は老朽化した社会資本の更新に伴う建設系廃棄物の増加が見込まれており、アスベスト廃棄物などの再生利用しにくい廃棄物の増加も見込まれます。
- ・ こうした状況を踏まえ、令和 12 年度における最終処分率の目標は、現状の高い水準を維持することとし、これまでと同じく 1.8%以下にすることとします。

産業廃棄物の最終処分率：1.8%以下（前計画の目標を維持）

- ・ なお、カの排出量の目標値（9,248 千トン）、最終処分率の目標値（1.8%以下）から、令和 12 年度（R12）の最終処分量は約 166 千トンと算出されます。



ク 不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合

[本県の目標]

- ・ 「未然防止の充実・強化」の進捗度合いが反映され、また行政・事業者・県民全ての努力により実現される指標です。
- ・ 推移の予測が非常に困難であることから、本計画では、令和 12 年度における不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合の目標を「(令和 6 年度実績に比べて) 増加させる」としました。

不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合：増加させる

(2) 関連指標

計画目標の達成状況の検証や施策の進捗状況を点検する際の参考として、モニタリングすべき指標を「関連指標」とし、施策の柱ごとに設定します。県が経年的に把握することにより、資源循環行政に係る状況の変化を捉えることとします。

○関連指標

施策の柱	補助指標	実績
県民の循環型社会の形成に関する満足度		52.4% (R6)
資源循環の推進	一般廃棄物の1人1日当たり ごみ焼却量	725 グラム (R5)
	一般廃棄物の 1人1日当たりのごみ排出量	956 グラム (R5)
	一般廃棄物の1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	479 グラム (R5)
	一般廃棄物の再生利用を除く 県民1人1日当たりのごみ排出量	769 グラム (R5)
	一般廃棄物の最終処分(埋立)量	70 千トン (R5)
	産業廃棄物の最終処分(埋立)量	146 千トン (R5)
	産業廃棄物の廃プラスチック類の 再生利用率 (原材料等への再生利用率※)	56.0% (R5) (24.4% (R5))
廃棄物の適正処理の 推進と不法投棄対策	産業廃棄物の不法投棄発見件数	6 件 (R6)
	不法投棄監視協力車台数	1828 台 (R5)
廃棄物処理基盤・ 体制の整備	市町村の災害廃棄物 処理計画策定数	26/30 市町村 (R6)

※再生油、再生溶剤、プラスチック類の原材料等に利用される割合(再生利用される廃プラスチック類から、燃料の用途を除き算出)。

(参考) 1人1日当たりの焼却処理量と1人1日当たりごみ焼却量について

国の廃棄物処理基本方針における目標で掲げられている「1人1日当たりごみ焼却量」は、焼却施設へ直接搬入された量を用いて算出しています。一方で、当県の計画目標とした「1人1日当たり焼却処理量」については、焼却施設へ直接搬入されたごみだけでなく、破碎施設などの中間処理施設から焼却処理施設に搬入され、焼却処理されたごみ全ての量を用いて算出しています。

第4章 施策の展開

- 前章で設定した目標を達成し、「資源を大切に作る循環型の地域社会の実現」をより一層推進するため、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力を図りながら、以下のとおり施策を推進します。
- また、これらの施策の展開を通じ、SDGsの達成にも寄与することを目指します。

基本理念：資源を大切に作る循環型の地域社会の実現

資源循環の推進

3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

循環型社会ビジネスの促進

廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

一般廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の推進

不法投棄対策の推進

廃棄物処理基盤・体制の整備

一般廃棄物の処理施設の整備

産業廃棄物の処理基盤整備

災害廃棄物の処理体制の整備

SDGsの達成



本計画に特に関連の深いSDGsの目標

SDGs について

- 平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) が掲げられました。
- 17 のゴールや 169 のターゲットは相互に関係しており、一つの行動によって複数の側面における利益 (マルチベネフィット) を生み出し、複数の課題を統合的に解決することを目指すという特徴をもっています。
- 17 のゴールは、すべて直接的又は間接的に環境に関連しており、循環型社会形成の取組も大きく関係しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国連広報センター)

1 資源循環の推進

- 県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力し、廃棄物の排出抑制と資源循環の取組を更に推進し、焼却処理量の削減を目指すとともに、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出量や環境負荷の低減を進めます。

(1) 3R推進に向けた啓発・県民運動の推進（県民・事業者・NPO・行政等と連携した取組）

ア 3Rの啓発・環境教育

県民・事業者等に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する情報を、各種媒体やメディアを活用した広報やイベント等を通じて分かりやすく提供し、3Rの推進に向けた環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

特に、焼却処理量の削減については、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力し、廃棄物分野における脱炭素化の観点も踏まえ、焼却ごみの発生抑制と資源循環の取組を進めます。発生抑制と資源循環の推進に当たっては、使い捨てプラスチック製品の使用

削減、衣類等のリユース、食品ロス削減に向けた「残さず食べよう！にいがた県民運動」の展開などの普及啓発やプラスチックごみの分別収集・再資源化の促進など3Rの取組を進めることで、県民の一層の理解と実践につなげます。

また、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。



3R推進キャンペーンポスター

イ プラスチックごみ削減に向けた意識醸成

プラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法や「プラスチック資源循環戦略」の基本原則を踏まえた発生抑制対策、不適正な処理の防止を図り、資源循環の推進や海洋プラスチックごみによる汚染防止に取り組みます。

また、プラスチックの資源循環に向け、3Rを一層推進するため、県民に使い捨てプラスチック製品の使用削減や3R+Renewable（リニューアブル）への理解促進、マイボトル・マイバッグの使用推奨など、更なる意識醸成を図ります。（詳細は50ページ参照）

大学生による3R推進の取組事例

- 脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりが生活の中でできる30の取組をまとめた「にいがたゼロチャレ30」では、「外出のときはマイボトルを持って出かけよう！」「外食の時は食べきれぬ分だけ注文して、食品ロスを減らそう！」といった3Rの取組も取り上げています。
- 大学生等で構成する普及啓発チーム「ゼロチャレ30士（さんじゅうし）」は、市町村のイベントなどを訪問出展し、「にいがたゼロチャレ30」の実践を呼びかけています。



市町村イベント訪問の様子

ウ 食品ロス削減に向けた取組

新潟県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、食品関連事業者、関係団体、市町村等の多様な主体と連携しながら「残さず食べよう！にいがた県民運動」の参加者及び協力店の拡大を図り、運動を通して県民の食品ロス削減に対する理解を促進します。

また、各種媒体による広報やイベント等を通じて、陳列棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の全県的な浸透や、家庭や外食時にできる取組例の紹介を実施し、県民の食品ロス削減の取組実践を促します。



新潟県 残さず食べよう！にいがた県民運動

賞味期限に係る啓発ポスター



残さず食べよう！にいがた県民運動

「てまえどり」啓発ポスター

エ 地域における資源循環に係る取組の拡大

地域の関係主体が互いに連携し、循環可能な資源は地域で循環させる活動を推進できるよう、市町村に対して先進事例の情報提供などを行うとともに、地域への波及効果の高い資源循環に取り組む事業者を支援します。

(2) 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

ア 生活に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進

市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施するごみ処理の有料化、県民に分かりやすい分別収集、資源ごみの回収など、循環型社会実現に向けた取組を促進します。

特に、紙類などの資源物の分別の徹底や食品ロス削減、レアメタルの含有率が高い小型家電のリサイクルに係る優良な取組事例の情報提供などにより、市町村の発生抑制、循環的利用に係る取組を促進します。

可燃ごみの多くを占めるプラスチックや生ごみの資源循環を促進するほか、広域的に集める又は循環させることにより再生利用が可能・容易になるものについて、市町村への助言や総合調整に努めます。

イ 事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

市町村が行う事業者への事業系一般廃棄物の減量化指導や減量化計画の策定などへの助言のほか、業界団体等と連携した発生抑制、循環的利用に係る取組の強化を図ります。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業者における減量化・再資源化の徹底を図ります。

ウ バイオマス[※]の利活用の推進

「新潟県バイオマス活用推進計画」に基づき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。特に再生利用の遅れている生ごみについては、地域で循環可能な資源として、排出削減、地域の実情に応じた循環利用への意識醸成に努めるとともに、事業者の自主的な再生利用の取組を推進します。

※ 再生可能な生物由来の資源のうち、石油などの化石資源を除いたもの

エ 各種リサイクル法の円滑な取組推進

国、市町村等と連携して、容器包装、家電、自動車、建設、食品、小型家電に係る各種リサイクル法を円滑に運用し、資源循環を推進します。



優良リサイクル事業所表彰

(3) 循環型社会ビジネスの促進

ア 資源循環に取り組む事業者への支援

波及効果の高い排出抑制・リサイクル施設の整備、資源の循環利用・再生材の利用拡大等のための体制整備の取組等への支援などにより、循環産業の活性化を図ります。

また、循環経済への移行に向けて、県内事業者の動向について把握するとともに、資源循環を推進するためのセミナー等を開催し、事業者の取組を支援します。

事業活動による廃棄物の排出抑制やリサイクルに優れた成果を上げた事業所を優良リサイクル事業所として表彰するとともに、受賞事業所の取組を広く県民に紹介し、資源循環への気運醸成を図ります。

イ 再生品等の利活用推進

優れた再生品、再生利用技術について、WEBサイトなどを活用して情報発信するとともに、公共事業等における積極的な利用に努めます。

プラスチックごみ対策

- プラスチックは、便利で有用な素材として幅広い製品や容器包装に利用され、生活の様々な場面で恩恵をもたらしています。
- 一方で、不適正な管理等により海洋へ流出したプラスチックごみが世界的な課題となっています。
- このような中、国は、「3 R + Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を総合的に推進することとしたほか、プラスチック資源循環促進法を施行し、あらゆる主体がプラスチックの資源循環に係る取組を促進することとしました。
- 本県においても、この基本戦略等を踏まえた発生抑制対策や不適正な処理の防止を図り、資源循環の推進や海洋プラスチックごみによる汚染防止に取り組めます。
- プラスチックの資源循環に向けては、3 Rを一層推進するため、県民に向けてマイボトル・マイバッグの使用推奨、使い捨てプラスチック製品の使用削減の普及啓発を実施するほか、製品プラスチックなどについて、市町村の分別収集等の促進などに取り組めます。
- また、海洋プラスチックごみ対策については、関係者が連携した海岸ごみ、漂流ごみの回収・処理を進めるほか、プラスチックごみの海への流出防止に向けて、不法投棄の防止への意識醸成に取り組めます。
- さらに、海岸等における清掃活動への支援等を通じて、マイクロプラスチックを含むプラスチックの海洋環境に与える影響等の理解促進に努めます。

プラスチックごみ対策関連事業

- 3 Rの推進・県民の行動変容に向けた啓発
 - ・環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた県民の意識醸成
 - ・マイボトル・マイバッグの使用推奨、使い捨てプラスチック製品の使用削減の普及啓発
 - ・市町村の分別収集、資源ごみ回収の促進
 - ・リサイクル技術の研究開発、施設整備等に対する支援
- 適正処理の推進と不法投棄対策
 - ・海岸ごみ、漂流ごみの回収・処理
 - ・海岸ごみの発生源対策、実態調査
 - ・廃プラスチック類の処理業者等に対する指導・監視
 - ・清掃活動への支援等を通じた不法投棄防止への意識醸成・海洋プラスチック問題への理解の促進



インターネット動画配信サービスを活用した啓発



新潟県旅館ホテル組合と連携した啓発

2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

- 廃棄物処理業者に対する監視・指導や排出事業者の適正処理への意識向上、講習会の実施、優良廃棄物処理業者の育成などを引き続き推進するとともに、廃棄物の適正処理に係る新たな課題にも適切な対応を進めます。

また、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、不法投棄ゼロを目指します。

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

ア 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村に技術的援助を行うなど、適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう働きかけます。

また、水銀含有製品の適正使用・適正廃棄の啓発、使用済み水銀含有製品の適正な回収・処理など、水銀を減らす社会に向けた取組を市町村等の協力を得ながら推進します。

リチウムイオン電池に起因する火災事故等が頻繁に発生していることが課題となっていることから、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品については、国の「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を踏まえ、市町村及び関係団体等と連携し、分別排出徹底の周知を行うとともに、リチウムイオン電池等処理困難物の適正処理、再資源化を促進します。

イ 一般廃棄物処理施設の適切な維持管理

一般廃棄物処理施設での排ガス、排水等の自主検査の徹底指導及び立入検査による監視を継続し、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制や適正な維持管理の指導を行います。

ウ 海岸漂着物等の対策の推進

「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、県、海岸管理者、市町村、民間団体、漁業者、ボランティア等が連携して海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策や、海洋ごみの実態把握に取り組みます。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 監視・指導の強化、優良化、リサイクルの高度化の推進

計画的に排出事業者及び処理業者の処理施設等へ立入検査を実施し、適切に行政指導等を実施するとともに、廃棄物監視員や産業廃棄物巡視員の設置、市町村職員への立入検査権限付与により不法投棄・不適正処理の監視体制を維持します。

産業廃棄物処理に関する講習会の実施等により、排出事業者の適正処理への意識向上を図ります。

優良な処理事業者の育成を推進するとともに、排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を容易に選択できる機会を提供します。

排出事業者、処理業者に対し適正処理や先進事例等を情報提供するとともに、高度な再資源化事業に取り組む事業者に対し助言や支援を行います。

県外産業廃棄物の搬入状況の確認を継続し、県内産業廃棄物の適正な処理に影響を与えるおそれがある場合には、必要な指導及び助言を行います。

イ 有害物質対策

令和8年3月末にJESCO事業が終了し、今後少量ずつ散発的に発見される高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保については、国において検討が進められています。県内で新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、処理体制の確保までの間、適正に保管するよう保管事業者に対する指導を行います。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期間である令和9年3月31日までに適正処理が行われるよう、引き続き、保管事業者に対する指導を行い、必要に応じて行政処分について検討します。

焼却施設や最終処分場でのダイオキシン類の自主検査の徹底指導及び立入検査による監視を継続するとともに、適正な維持管理の指導を行います。

アスベスト廃棄物（石綿含有廃棄物等）については、アスベストが使われた可能性のある建物の解体が令和10年前後にピークを迎えることから、排出されるアスベスト廃棄物の適正処理を徹底します。

水銀含有産業廃棄物の適正廃棄の啓発、退蔵品[※]の早期処理に向けた取組を推進します。

※ 使用していないが保管されているもの。医療機関や学校などでは水銀体温計・血圧計などが退蔵されている可能性があります。

不適正スクラップヤード問題や、使用済となったリチウムイオン電池等については、国の制度検討の動向も踏まえ、必要な対応を行います。

不適正スクラップヤード対策等

- 一部地域において、再生資源物保管等事業場（スクラップヤード）における、廃棄物処理法上の廃棄物又は有害使用済機器に該当しない、雑品スクラップ、使用済鉛蓄電池及び使用済リチウム蓄電池等の不適正な処理が報告されています。
- これらの適正な処理を確保するため、全国で統一的な法制度の創設等が必要とされており、現在、国において制度化を検討する動きが進んでいます。
- 国内で資源を循環させて最大限活用することは、環境負荷の軽減に加え、国際的な産業競争力や経済安全保障の強化にも資するとされています。

再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障事例



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

出典 令和7年12月19日 今後の廃棄物処理制度の検討に関する概要資料(環境省)

(3) 不法投棄対策の推進

ア 未然防止

- ・ 不法投棄が、社会のルールやマナーの違反にとどまらず、厳罰が科せられる犯罪行為であることを廃棄物の排出者等に周知徹底します。
- ・ 排出事業者向けの講習会の開催など、関係団体とも連携して法制度の周知を図ります。
- ・ また、毎年春・秋の年2回実施する不法投棄防止週間「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」に合わせた活動や、県・県警・第九管区海上保安本部の3機関連携スカイパトロール等の県民や事業者、関係団体等と連携・協力した啓発事業を充実し、県民・事業者に対して広く不法投棄根絶への理解と協力を求めています。
- ・ 廃棄物の排出者や処理事業者が行う廃棄物の処理が、不法投棄につながるものがないよう、不適正保管や違法収集のおそれが認められる段階から、これらの者に対し、廃棄物の適正処理についてきめ細かく指導し、不法投棄の未然防止に努めます。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題への関心を高め、プラスチックごみの海への流出防止につながるよう、河川や海岸の清掃活動等への支援を通じて不法投棄等の防止への理解と協力を求めています。



新潟県不法投棄防止キャラクター
エコニャン

イ 早期発見・早期対応

- ・ 併任警察官である廃棄物特別監視員、警察官OBである廃棄物監視員、監視パトロールを中心に行う産業廃棄物巡視員を本庁又は環境センターにそれぞれ配置するとともに、市町村職員に立入検査権を付与し、不法投棄・不適正処理の早期発見・早期対応を図ります。
- ・ また、監視カメラの設置やドローンによる上空からの監視など、様々な手法による監視に加え、不法投棄ホットライン



ドローンによる上空からの
不法投棄監視

「0120-381-790」^{さんばいなくそおー}の設置や Web 通報など利便性の高い通報手段の活用により、より多くの目で継続的に不法投棄を監視していきます。

- 多くの団体、企業及び県民により組織される「産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」をはじめとする様々な行動主体との連携、協力により、県民総ぐるみの監視体制を一層充実させます。
- 市町村や国、警察などと連携し、相互に情報を共有するなどして、不法投棄の発見や対応をより円滑にするように努めます。



産業廃棄物不法投棄監視
県民ネットワーク会議

ウ 原状回復

- 廃棄物が不法投棄された場合は、原因者を特定していくとともに、当該原因者に対して廃棄物の撤去を指導します。また、指導に従わない場合には、原因者に対して改善命令を発出するなどして原状回復を図ります。
- 比較的小規模な不法投棄については、「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」※による撤去を支援するなど、関係機関や団体との連携を密にした投棄物の撤去を推進します。



不法投棄物の撤去活動

※ 各環境センターの管轄区域ごとに置かれ、県、市町村、警察、処理事業者や排出事業者等の団体に構成されており、不法投棄等の情報収集、パトロール、啓発活動などを実施しているほか、不法投棄等の原状回復事業も行っています。

- 不法投棄により生じた生活環境の保全上の支障が原因者等により除去されない場合、行政による代執行を的確に実施し、支障の除去を図ります。

3 廃棄物処理基盤・体制の整備

- 一般廃棄物処理施設の広域化や集約化により持続可能な処理体制を確保するとともに、公共関与の広域最終処分場の整備を着実に進めます。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害時の適正かつ迅速な廃棄物処理体制の整備に努めます。

(1) 一般廃棄物の処理施設の整備

ア 市町村の一般廃棄物処理施設の広域化・集約化

人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化、脱炭素社会への転換を踏まえ、廃棄物の適正処理を確保しつつ、将来的な負担が抑制されるよう、市町村の意向を踏まえながら、2050年までの人口やごみ排出量を見据えた一般廃棄物処理施設の広域化・集約化について検討するなど、計画的かつ適切な整備を推進し、持続可能な処理体制を確保します。

イ 地域の実情に応じた汚水処理施設・設備の整備推進

「新潟県汚水処理施設整備構想」に基づき地域の実情に応じた汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等）の整備を促進します。

また、市町村と連携し、汚水処理施設の広域化・共同化について検討するなど、より効率的な汚水処理体制の確保を図ります。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽の整備に当たっては、公共浄化槽[※]の設置を促進します。

※ 市町村が合併処理浄化槽を設置、維持管理し、必要経費を住民から徴収する仕組み

(2) 産業廃棄物の処理基盤整備

ア 民間処理施設の整備促進

多様化する廃棄物を適切に処理するため、事業者による産業廃棄物の再資源化に係る施設整備や高度な処理技術の導入など、処理基盤整備を促進するとともに、事業者による最終処分場の整備に向けた取組を促進します。

また、施設の整備に当たっては、住民の理解と協力を得て、適切に事業を進めるよう指導します。

イ 公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備

平成30年10月から「エコパークいずもざき」の第3期処分場が供用を開始したものの、新たな民間処分場整備の動きが見えないことから、これを補完するため、上越・下越地区において、公共関与による広域最終処分場の整備を推進し、必要な処分容量の確保に努めます。

上越地区においては、上越市柿崎区内の2地区を整備予定地とし、順次整備を目指し事業を推進することとしています。今後も、上越市及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団と連携し、地域の理解と協力を得ながら、安全・安心な施設整備と運営の実現に向け着実に取組を進めます。

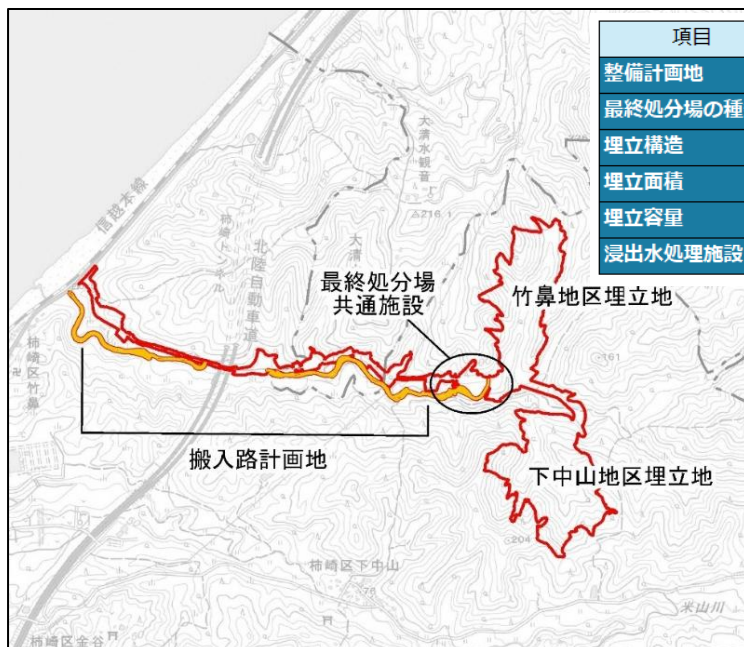
下越地区においては、下越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会、新潟市及び関係市町村、関係団体等と連携し、候補地選定に向けた取組を推進します。

上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備の状況

令和4年度、整備候補地の関係町内会の意見等を踏まえ、環境保全対策、地域振興策を具体化することを前提に、環境影響評価手続き、用地取得等の事業の着手についてご了解をいただいたことから、上越市柿崎区内の竹鼻地区、下中山地区の2地区ともに整備予定地とし、順次整備を目指し事業を推進することとしました。

これを受け、令和5年度から事業団が地質調査、基本計画・基本設計、環境影響評価、用地取得等に着手し、整備に向けた取組を進めているところです。

全体位置図



計画概要

項目	概要	
整備計画地	上越市柿崎区竹鼻	上越市柿崎区下中山
最終処分場の種類	管理型最終処分場	
埋立構造	準好気性埋立構造	
埋立面積	約 5.4 ha	約 6.4 ha
埋立容量	約 120 万 m^3	約 150 万 m^3
浸出水処理施設	400 m^3 /日	520 m^3 /日



環境保全事業団キャラクター
エコカエル

出典：令和7年10月公益財団法人新潟県環境保全事業団「新潟県上越地区産業廃棄物最終処分場基本計画・基本設計（概要版）」

(3) 災害廃棄物の処理体制の整備

ア 災害廃棄物処理計画の充実

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するためには、平時からの備えが重要であり、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、新潟県災害廃棄物処理計画の更なる充実に努めます。

また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定及び更なる充実に向けた技術的な助言や、関係団体と連携した研修会の開催など市町村への技術的支援を行い、計画の実効性の向上を図ります。

イ 災害時の廃棄物処理体制の整備

激甚化・頻発化する災害に備え、災害廃棄物の適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するため、市町村における一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策を促進するとともに、県内市町村間の広域処理体制、関係団体との協力体制の整備・充実に努めます。

ウ 大規模災害時の広域処理体制の整備

大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生することから、隣接他県、国と連携して、県域を越えた広域処理・支援体制の整備を推進します。

3 NPO・民間団体

- NPO法人・その他の民間団体は、地域における資源循環の推進のため、自主的な3R活動の展開とともに、県民・事業者・行政等の各主体の活動を結びつけるつなぎ手としての役割が期待されます。
- イベントの開催や環境学習などを通じた3R推進の普及啓発活動に取り組むことが期待されます。

4 市町村

- 一般廃棄物の処理について、廃棄物処理法に基づく統括的処理責任を負うことから、住民の理解と協力のもと、分別収集やごみ処理の有料化などの一般廃棄物の排出抑制、循環的利用に向けた取組や温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進とともに、処分しなければならない一般廃棄物については適正に処理を行うなど地域での主体的な役割が求められます。
- 地域における取組の主たる推進者として、3Rの推進や適正処理に関する情報提供、普及啓発、環境教育などにより、住民、事業者、団体の取組を促進することが求められます。
- 不法投棄の根絶に向け、未然防止、早期発見・早期対応が求められます。

5 県

- 県民、事業者、団体、市町村等と協働し、脱炭素社会の実現の観点も踏まえ、資源を大切にす循環型の地域社会の実現に向けた取組の広域的調整に努めます。
- 普及啓発や環境教育の推進、情報提供などにより県民、事業者、NPO等の3Rに関する取組や循環経済の理解醸成を促進します。
- 市町村の一般廃棄物処理に関する技術的な助言と支援を行います。
- 産業廃棄物の適正処理に向けた排出事業者や処理業者への指導を徹底するとともに、産業廃棄物税収の活用などにより、産業廃棄物の発生抑制、適正処理、処分場整備促進等に係る事業を推進します。
- 不法投棄の根絶に向け、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。

第6章 計画の進行管理

- 本計画の進行管理のため、中間目標（令和10年度）を設定し、中間目標の達成状況を踏まえ、計画の見直しを行います。
- また、社会経済情勢の変化や資源循環関連制度に係る大きな改正等があった場合には、必要に応じ、計画の適切な見直しを行います。
- 本計画の進捗状況について、毎年度作成する環境白書等により公表します。
- 本計画の推進について、より多くの県民から協力していただくため、分かりやすい広報に努めます。

資料編 目次

1 一般廃棄物	
1-1 都道府県別ごみ処理状況（令和5年度）	63
1-2 市町村別ごみ処理状況（令和5年度）	66
1-3 都道府県別し尿処理状況（令和5年度）	68
1-4 市町村別し尿処理状況（令和5年度）	69
1-5 市町村及び一部事務組合が設置するごみ焼却施設等の整備状況 （令和6年3月31日現在）	70
1-6 市町村及び一部事務組合が設置する最終処分場の整備状況 （令和6年3月31日現在）	72
1-7 市町村及び一部事務組合が設置するし尿処理施設の整備状況 （令和6年3月31日現在）	73
2 産業廃棄物	
2-1 産業廃棄物の業種別・種類別排出量（令和5年度）	74
2-2 産業廃棄物の業種別・種類別再生利用量（令和5年度）	75
2-3 産業廃棄物の業種別・種類別最終処分量（令和5年度）	76
2-4 廃プラスチック類の再資源化等の状況	77
2-5 産業廃棄物処理業の許可状況	77
2-6 産業廃棄物処理業における行政処分状況	77
3 不法投棄	
3-1 不法投棄通報件数	78
3-2 不法投棄監視協力車台数	78
3-3 新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク参加協力団体一覧	79
4 その他	
4-1 循環型社会形成に関する県民の意識	80
4-2 バイオマスの利活用状況	92

1-1 都道府県別ごみ処理状況（令和5年度）

（1）ごみの処理状況等

都道府県	総人口 (人)	ごみ排出量(t/年)			再生 利用量 (t/年)	循環 利用率 (%)	最終 処分量 (t/年)	最終 処分率 (%)
		生活系	事業系					
北海道	5,106,916	1,704,071	1,173,923	530,148	388,121	22.8	273,644	16.1
青森県	1,209,237	427,952	288,562	139,390	54,291	12.7	51,565	12.0
岩手県	1,176,017	376,721	260,658	116,063	61,829	16.4	34,761	9.2
宮城県	2,244,297	758,541	530,076	228,465	116,294	15.3	85,561	11.3
秋田県	927,022	324,537	218,135	106,402	44,150	13.6	31,846	9.8
山形県	1,026,982	326,157	228,617	97,540	43,917	13.5	30,508	9.4
福島県	1,813,866	642,817	451,271	191,546	84,725	13.2	68,878	10.7
茨城県	2,867,491	966,952	702,908	264,044	194,014	20.1	57,246	5.9
栃木県	1,918,121	607,181	447,280	159,901	91,187	15.0	55,678	9.2
群馬県	1,922,122	656,585	494,363	162,222	90,501	13.8	65,779	10.0
埼玉県	7,379,422	2,133,356	1,648,759	484,597	516,765	24.2	81,573	3.8
千葉県	6,309,586	1,937,594	1,384,511	553,083	439,067	22.7	106,829	5.5
東京都	13,903,919	4,046,316	3,056,355	989,961	1,016,539	25.1	185,901	4.6
神奈川県	9,227,786	2,596,102	1,973,871	622,231	629,275	24.2	204,376	7.9
新潟県	2,139,805	748,692	511,445	237,247	146,579	19.6	69,533	9.3
富山県	1,020,085	369,155	238,486	130,669	78,999	21.4	34,540	9.4
石川県	1,110,485	366,477	226,569	139,908	47,377	12.9	44,864	12.2
福井県	753,460	238,981	175,802	63,179	30,392	12.7	25,575	10.7
山梨県	807,271	273,595	194,180	79,415	43,096	15.8	18,996	6.9
長野県	2,028,950	571,686	384,426	187,260	125,931	22.0	23,325	4.1
岐阜県	1,939,480	587,449	405,999	181,450	99,990	17.0	44,600	7.6
静岡県	3,611,045	1,066,536	755,209	311,327	191,508	18.0	46,033	4.3
愛知県	7,500,116	2,282,051	1,628,120	653,931	503,617	22.1	143,255	6.3
三重県	1,756,672	573,569	415,375	158,194	111,666	19.5	16,214	2.8
滋賀県	1,410,904	393,014	288,783	104,231	61,732	15.7	38,730	9.9
京都府	2,551,575	699,278	443,059	256,219	102,433	14.6	90,274	12.9
大阪府	8,790,230	2,821,113	1,644,140	1,176,973	354,934	12.6	319,002	11.3
兵庫県	5,428,523	1,687,105	1,125,725	561,380	255,503	15.1	181,199	10.7
奈良県	1,315,982	405,074	290,486	114,588	63,559	15.7	44,528	11.0
和歌山県	916,000	298,410	216,513	81,897	35,737	12.0	37,594	12.6
鳥取県	541,104	190,681	108,003	82,678	53,749	28.2	11,890	6.2
島根県	650,969	214,869	146,429	68,440	42,753	19.9	19,050	8.9
岡山県	1,850,434	624,945	375,868	249,077	181,787	29.1	23,785	3.8
広島県	2,755,066	841,356	527,048	314,308	174,131	20.7	82,306	9.8
山口県	1,312,397	454,248	300,748	153,500	98,081	21.6	20,002	4.4
徳島県	710,171	236,674	175,706	60,968	37,432	15.8	26,246	11.1
香川県	948,524	286,254	190,162	96,092	53,651	18.7	24,274	8.5
愛媛県	1,314,518	402,204	289,951	112,253	63,697	15.8	34,478	8.6
高知県	676,053	226,813	162,480	64,333	44,416	19.6	8,442	3.7
福岡県	5,146,053	1,680,535	1,069,343	611,192	358,631	21.3	149,261	8.9
佐賀県	800,631	250,839	172,371	78,468	50,180	20.0	9,498	3.8
長崎県	1,288,215	438,617	291,630	146,987	69,008	15.7	31,753	7.2
熊本県	1,728,528	534,253	356,769	177,484	106,679	20.0	44,814	8.4
大分県	1,111,569	368,495	249,318	119,177	66,662	18.1	25,450	6.9
宮崎県	1,059,761	362,053	250,752	111,301	60,234	16.6	47,864	13.2
鹿児島県	1,577,764	506,533	345,424	161,109	79,143	15.6	56,610	11.2
沖縄県	1,483,772	467,835	304,856	162,979	69,517	14.9	28,192	6.0
全国	125,068,896	38,974,270	27,120,464	11,853,806	7,633,479	19.6	3,156,322	8.1

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績・環境省）

(2) 1人1日当たりごみ排出量

都道府県	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)								
	生活系					事業系			
		可燃	不燃	資源		可燃	不燃	資源	
北海道	912	628	369	73	187	284	221	40	22
青森県	967	652	507	59	86	315	278	28	9
岩手県	875	606	456	41	108	270	253	12	4
宮城県	923	645	484	24	137	278	235	38	5
秋田県	957	643	512	39	92	314	280	27	6
山形県	868	608	471	42	96	260	244	13	3
福島県	968	680	535	43	102	289	278	9	2
茨城県	921	670	529	51	90	252	214	7	31
栃木県	865	637	493	38	106	228	214	5	8
群馬県	933	703	568	45	90	231	212	8	10
埼玉県	790	610	448	42	121	179	175	2	3
千葉県	839	600	433	49	117	240	203	7	29
東京都	795	601	413	34	154	195	194	0	0
神奈川県	769	584	389	24	171	184	177	2	5
新潟県	956	653	431	48	174	303	279	12	12
富山県	989	639	483	45	111	350	254	12	83
石川県	902	557	427	50	80	344	263	59	23
福井県	867	638	464	81	92	229	210	17	2
山梨県	926	657	507	56	95	269	258	5	6
長野県	770	518	374	25	119	252	240	6	6
岐阜県	828	572	439	52	81	256	229	14	12
静岡県	807	571	461	27	84	236	219	6	10
愛知県	831	593	435	40	118	238	194	7	37
三重県	892	646	500	56	90	246	239	6	1
滋賀県	761	559	419	52	89	202	194	3	6
京都府	749	474	342	34	99	274	246	26	3
大阪府	877	511	378	33	100	366	356	6	4
兵庫県	849	567	419	45	102	283	260	12	11
奈良県	841	603	433	54	116	238	232	3	2
和歌山県	890	646	498	60	88	244	216	18	10
鳥取県	963	545	422	35	88	417	263	10	145
島根県	902	615	489	45	81	287	241	25	22
岡山県	923	555	439	36	80	368	305	7	56
広島県	834	523	365	46	111	312	291	18	3
山口県	946	626	464	46	115	320	277	35	8
徳島県	911	676	476	79	121	235	230	3	1
香川県	825	548	389	49	109	277	257	18	2
愛媛県	836	603	455	53	94	233	215	9	10
高知県	917	657	521	56	80	260	256	3	1
福岡県	892	568	457	36	74	325	259	16	49
佐賀県	856	588	461	66	61	268	241	7	20
長崎県	930	619	495	38	85	312	288	15	9
熊本県	844	564	432	26	106	281	251	5	25
大分県	906	613	466	46	101	293	281	8	4
宮崎県	933	646	473	61	112	287	239	6	42
鹿児島県	877	598	449	49	99	279	236	25	17
沖縄県	861	561	436	41	84	300	282	6	12
全国	851	592	434	42	117	259	234	10	14

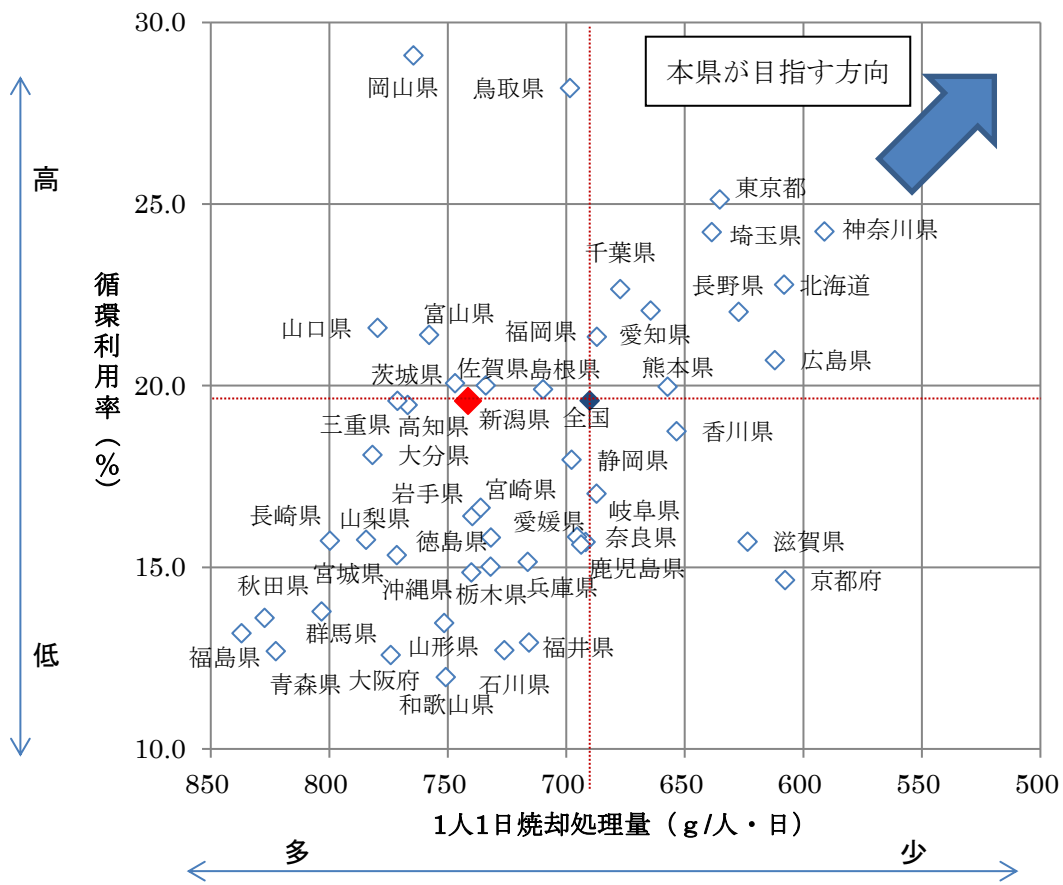
可燃：混合ごみ、可燃ごみの合計

不燃：不燃ごみ、粗大ごみ、その他の合計

資源：資源ごみ、集団回収の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

(3) 散布図



1-2 市町村別ごみ処理状況（令和5年度）

（1）ごみの処理状況等

市町村	総人口 (人)	ごみ排出量(t/年)			再生 利用量 (t/年)	循環 利用率 (%)	最終 処分量 (t/年)	最終 処分率 (%)
		生活系	事業系					
新潟市	768,868	264,408	189,175	75,233	61,068	23.1	27,381	10.4
長岡市	258,800	80,466	53,276	27,190	19,105	23.7	5,463	6.8
三条市	92,638	36,284	21,211	15,073	5,015	13.8	2,245	6.2
柏崎市	76,877	25,239	17,031	8,208	5,043	20.0	2,612	10.3
新発田市	92,276	34,079	18,793	15,286	3,042	8.9	4,197	12.3
小千谷市	32,942	13,257	7,560	5,697	2,109	15.9	1,385	10.4
加茂市	2,4707	8,883	7,380	1,503	1,650	18.6	934	10.5
十日町市	48,396	15,445	11,147	4,298	3,153	20.4	1,797	11.6
見附市	38,408	11,761	7,877	3,884	1,984	16.9	1,044	8.9
村上市	55,043	19,902	14,075	5,827	2,795	14.0	1,526	7.7
燕市	76,765	28,625	19,008	9,617	3,941	13.8	4,486	15.7
糸魚川市	39,057	14,317	11,882	2,435	3,711	25.9	467	3.3
妙高市	29,869	13,243	6,903	6,340	4,353	32.9	907	6.8
五泉市	46,714	18,439	13,751	4,688	2,167	11.8	2,092	11.3
上越市	183,334	60,796	40,210	20,586	11,963	19.7	4,515	7.4
阿賀野市	39,548	13,599	10,425	3,174	1,781	13.1	1,369	10.1
佐渡市	49,659	20,190	16,232	3,958	4,248	21.0	892	4.4
魚沼市	33,310	12,649	7,544	5,105	2,319	18.3	1,093	8.6
南魚沼市	53,473	19,510	12,071	7,439	2,270	11.6	1,135	5.8
胎内市	27,422	10,736	6,901	3,835	1,084	10.1	1,304	12.1
聖籠町	13,804	4,857	3,229	1,628	520	10.7	572	11.8
弥彦村	7,562	2,564	1,785	779	414	16.1	401	15.6
田上町	10,852	4,100	3,395	705	591	14.4	321	7.8
阿賀町	9,467	3,560	2,581	979	389	10.9	356	10.0
出雲崎町	4,017	1,068	882	186	294	27.5	93	8.7
湯沢町	7,878	4,185	2,757	1,428	554	13.2	246	5.9
津南町	8,598	3,293	1,954	1,339	533	16.2	436	13.2
刈羽村	4,287	1,471	1,041	430	283	19.2	118	8.0
関川村	4,874	1,609	1,212	397	200	12.4	141	8.8
粟島浦村	360	157	157	0	0	0.0	5	3.2
新潟県	2,139,805	748,692	511,445	237,247	146,579	19.6	69,533	9.3

可燃：混合ごみ、可燃ごみの合計

不燃：不燃ごみ、粗大ごみ、その他の合計

資源：資源ごみ、集団回収の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

(2) 1人1日当たりごみ排出量

市町村	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)									
		生活系			事業系					
		可燃	不燃	資源	可燃	不燃	資源			
新潟市	940	672	421	49	203	267	252	14	2	
長岡市	850	562	246	55	261	287	259	0	28	
三条市	1,070	626	478	48	100	445	422	13	10	
柏崎市	897	605	402	34	170	292	277	15	0	
新発田市	1,009	556	459	18	80	453	440	13	0	
小千谷市	1,100	627	421	58	148	473	460	8	5	
加茂市	982	816	620	48	148	166	166	0	0	
十日町市	872	629	415	45	170	243	230	13	0	
見附市	837	560	406	36	118	276	270	4	2	
村上市	988	699	581	22	95	289	284	5	0	
燕市	1,019	677	498	63	115	342	270	23	49	
糸魚川市	1,002	831	631	24	176	170	170	1	0	
妙高市	1,211	631	445	10	176	580	344	2	235	
五泉市	1,078	804	624	95	85	274	268	5	2	
上越市	906	599	351	35	214	307	282	25	0	
阿賀野市	940	720	541	56	123	219	219	0	0	
佐渡市	1,111	893	646	91	155	218	181	30	7	
魚沼市	1,038	619	465	82	72	419	302	26	91	
南魚沼市	997	617	480	73	65	380	357	4	19	
胎内市	1,070	688	573	19	96	382	373	9	0	
聖籠町	961	639	524	31	84	322	320	2	0	
弥彦村	926	645	494	72	79	281	175	4	103	
田上町	1,032	855	713	57	86	177	177	0	0	
阿賀町	1,027	745	582	98	65	283	247	35	0	
出雲崎町	726	600	305	54	241	127	127	0	0	
湯沢町	1,451	956	729	95	132	495	465	11	19	
津南町	1,046	621	494	15	112	426	353	14	58	
刈羽村	938	663	444	39	180	274	273	1	0	
関川村	902	679	508	59	112	223	223	0	0	
粟島浦村	1,192	1,192	433	425	334	0	0	0	0	
新潟県	956	653	431	48	174	303	279	12	12	

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

1-3 都道府県別し尿処理状況（令和5年度）

都道府県	総人口									水洗化率 (%)	汚水衛生 処理率 (%)
	(人)	水洗化人口 (人)	汚水衛生処理人口 (人)				単独処理 浄化槽 人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)		
			公共下水道 人口 (人)	コミュニテ ィプラント 人口 (人)	合併処理 浄化槽 人口 (人)						
北海道	5,106,916	4,853,529	4,804,867	4,605,147	0	199,720	48,662	252,176	1,211	95.0	94.1
青森県	1,209,237	1,073,698	904,161	681,662	0	222,499	169,537	135,539	0	88.8	74.8
岩手県	1,176,017	945,694	938,003	676,603	1,246	260,154	7,691	229,729	594	80.4	79.8
宮城県	2,244,297	2,061,261	1,989,673	1,798,884	1,598	189,191	71,588	183,036	0	91.8	88.7
秋田県	927,022	780,365	746,576	558,514	0	188,062	33,789	146,657	0	84.2	80.5
山形県	1,026,982	973,290	907,783	749,184	0	158,599	65,507	53,692	0	94.8	88.4
福島県	1,813,866	1,688,382	1,485,598	928,415	0	557,183	202,784	125,480	4	93.1	81.9
茨城県	2,867,491	2,686,205	2,411,103	1,713,598	7,188	690,317	275,102	181,246	40	93.7	84.1
栃木県	1,918,121	1,824,877	1,650,654	1,262,118	857	387,679	174,223	93,244	0	95.1	86.1
群馬県	1,922,122	1,850,398	1,528,869	987,496	18,030	523,343	321,529	71,702	22	96.3	79.5
埼玉県	7,379,422	7,316,379	6,800,221	5,952,220	854	847,147	516,158	62,850	193	99.1	92.2
千葉県	6,309,586	6,203,737	5,611,946	4,684,195	7,458	920,293	591,791	105,436	413	98.3	88.9
東京都	13,903,919	13,891,316	13,860,894	13,831,196	2,367	27,331	30,422	12,529	74	99.9	99.7
神奈川県	9,227,786	9,204,988	9,003,798	8,867,546	0	136,252	201,190	22,791	7	99.8	97.6
新潟県	2,139,805	2,068,626	1,772,515	1,517,971	0	254,544	296,111	71,128	51	96.7	82.8
富山県	1,020,085	994,643	936,528	840,099	704	95,725	58,115	25,442	0	97.5	91.8
石川県	1,110,485	1,089,436	994,668	893,863	2,089	98,716	94,768	21,048	1	98.1	89.6
福井県	753,460	731,870	692,171	586,879	0	105,292	39,699	21,087	503	97.1	91.9
山梨県	807,271	775,013	665,981	524,794	4,557	136,630	109,032	32,252	6	96.0	82.5
長野県	2,028,950	1,931,537	1,911,382	1,651,733	972	258,677	20,155	97,200	213	95.2	94.2
岐阜県	1,939,480	1,869,686	1,684,090	1,324,709	4,149	355,232	185,596	69,529	265	96.4	86.8
静岡県	3,611,045	3,555,499	2,974,432	2,208,198	13,718	752,516	581,067	54,579	967	98.5	82.4
愛知県	7,500,116	7,409,261	6,785,358	5,799,302	14,570	971,486	623,903	90,855	0	98.8	90.5
三重県	1,756,672	1,680,212	1,538,748	993,298	3,650	541,800	141,464	76,460	0	95.6	87.6
滋賀県	1,410,904	1,375,616	1,352,499	1,245,570	0	106,929	23,117	34,809	479	97.5	95.9
京都府	2,551,575	2,487,308	2,453,716	2,373,977	87	79,652	33,592	63,405	862	97.5	96.2
大阪府	8,790,230	8,687,842	8,517,056	8,329,285	0	187,771	170,786	102,316	72	98.8	96.9
兵庫県	5,428,523	5,356,182	5,308,784	5,039,642	45,105	224,037	47,398	72,192	149	98.7	97.8
奈良県	1,315,982	1,267,983	1,135,968	1,020,661	4,282	111,025	132,015	47,865	134	96.4	86.3
和歌山県	916,000	786,998	590,712	214,234	0	376,478	196,286	128,584	418	85.9	64.5
鳥取県	541,104	512,479	484,470	373,700	392	110,378	28,009	27,795	830	94.7	89.5
島根県	650,969	559,577	498,047	304,589	3,797	189,661	61,530	89,690	1,702	86.0	76.5
岡山県	1,850,434	1,686,401	1,552,995	1,196,535	0	356,460	133,406	153,136	10,897	91.1	83.9
広島県	2,755,066	2,569,683	2,430,579	2,062,966	702	366,911	139,104	182,943	2,440	93.3	88.2
山口県	1,312,397	1,234,101	1,139,936	869,689	70	270,177	94,165	74,793	3,503	94.0	86.9
徳島県	710,171	678,425	474,397	123,454	3,489	347,454	204,028	29,520	2,226	95.5	66.8
香川県	948,524	890,468	732,674	399,855	357	332,462	157,794	57,710	346	93.9	77.2
愛媛県	1,314,518	1,222,958	1,052,881	709,104	636	343,141	170,077	91,194	366	93.0	80.1
高知県	676,053	590,982	488,405	239,177	1,439	247,789	102,577	84,417	654	87.4	72.2
福岡県	5,146,053	4,837,498	4,743,113	4,203,323	5,721	534,069	94,385	308,213	342	94.0	92.2
佐賀県	800,631	684,762	655,160	460,676	101	194,383	29,602	115,514	355	85.5	81.8
長崎県	1,288,215	1,061,587	1,034,115	781,776	4,885	247,454	27,472	226,324	304	82.4	80.3
熊本県	1,728,528	1,609,173	1,495,686	1,166,776	394	328,516	113,487	118,485	870	93.1	86.5
大分県	1,111,569	1,023,736	865,305	561,858	528	302,919	158,431	79,243	8,590	92.1	77.8
宮崎県	1,059,761	995,677	904,307	608,309	0	295,998	91,370	64,084	0	94.0	85.3
鹿児島県	1,577,764	1,458,562	1,313,539	654,758	7,106	651,675	145,023	119,164	38	92.4	83.3
沖縄県	1,483,772	1,421,223	1,223,447	963,247	0	260,200	197,776	62,528	21	95.8	82.5
全国	125,068,896	120,459,123	113,047,810	97,540,785	163,098	15,343,927	7,411,313	4,569,611	40,162	96.3	90.4

水洗化人口 : 汚水衛生処理人口と単独処理浄化槽人口の和
 汚水衛生処理人口 : トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口（下水道及び合併処理浄化槽（農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設を含む。）人口の和）
 計画収集人口 : 市町村の計画収集により、くみとり便所から収集され、し尿処理場で処理される人口
 自家処理人口 : し尿を市町村の計画収集によらず、自ら堆肥化に利用し、処理している人口
 出典：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

1-4 市町村別し尿処理状況（令和5年度）

市町村	総人口									水洗化率 (%)	汚水衛生 処理率 (%)
	(人)	水洗化人口						計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)		
		(人)	汚水衛生処理人口			単独処理 浄化槽 人口 (人)					
			(人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニ ティ プラント 人口 (人)		合併処理 浄化槽 人口 (人)				
新潟市	768,868	751,915	654,020	616,283	0	37,737	97,895	16,953	0	97.9	85.1
長岡市	258,800	256,627	246,083	233,006	0	13,077	10,544	2,173	0	99.2	95.1
三条市	92,638	83,718	45,691	15,311	0	30,380	38,027	8,920	0	92.7	49.3
柏崎市	76,877	76,580	75,985	59,053	0	16,932	595	297	0	99.7	98.8
新発田市	92,276	85,394	60,335	41,659	0	18,676	25,059	6,882	0	93.8	65.4
小千谷市	32,942	32,513	31,572	27,157	0	4,415	941	429	0	98.9	95.8
加茂市	24,707	23,297	16,336	14,501	0	1,835	6,961	1,378	32	94.7	66.1
十日町市	48,396	46,165	44,273	36,573	0	7,700	1,892	2,231	0	96.0	91.5
見附市	38,408	37,745	35,844	32,436	0	3,408	1,901	663	0	98.4	93.3
村上市	55,043	52,560	35,404	33,398	0	2,006	17,156	2,483	0	95.6	64.3
燕市	76,765	73,213	41,615	30,433	0	11,182	31,598	3,552	0	96.0	54.2
糸魚川市	39,057	36,483	35,772	32,902	0	2,870	711	2,574	0	93.9	91.6
妙高市	29,869	28,283	25,888	23,199	0	2,689	2,395	1,586	0	95.1	86.7
五泉市	46,714	42,501	32,724	23,988	0	8,736	9,777	4,213	0	92.4	70.1
上越市	183,334	179,296	162,001	117,000	0	45,001	17,295	4,021	17	98.2	88.4
阿賀野市	39,548	37,539	31,327	27,807	0	3,520	6,212	2,009	0	95.3	79.2
佐渡市	49,659	44,918	31,207	22,133	0	9,074	13,711	4,741	0	91.9	62.8
魚沼市	33,310	32,959	32,385	26,629	0	5,756	574	351	0	99.1	97.2
南魚沼市	53,473	52,237	50,112	47,083	0	3,029	2,125	1,236	0	97.8	93.7
胎内市	27,422	25,778	22,570	15,685	0	6,885	3,208	1,644	0	95.2	82.3
聖籠町	13,804	13,331	12,921	12,615	0	306	410	473	0	96.6	93.6
弥彦村	7,562	7,381	6,794	6,790	0	4	587	181	0	97.6	89.8
田上町	10,852	10,249	6,295	2,481	0	3,814	3,954	601	2	95.9	58.0
阿賀町	9,467	9,380	8,845	4,814	0	4,031	535	87	0	99.4	93.4
出雲崎町	4,017	3,977	3,875	1,989	0	1,886	102	40	0	99.3	96.5
湯沢町	7,878	7,773	6,886	5,374	0	1,512	887	105	0	98.9	87.4
津南町	8,598	7,761	7,332	4,809	0	2,523	429	837	0	92.5	85.3
刈羽村	4,287	4,268	4,193	0	0	4,193	75	19	0	99.8	97.8
関川村	4,874	4,425	3,870	2,863	0	1,007	555	449	0	92.4	79.4
粟島浦村	360	360	360	0	0	360	0	0	0	100.0	100.0
新潟県	2,139,805	2,068,626	1,772,515	1,517,971	0	254,544	296,111	71,128	51	97.0	82.8

水洗化人口 : 汚水衛生処理人口と単独処理浄化槽人口の和
 汚水衛生処理人口 : トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口（下水道及び合併処理浄化槽（農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設を含む。）人口の和）
 計画収集人口 : 市町村の計画収集により、くみとり便所から収集され、し尿処理場で処理される人口
 自家処理人口 : し尿を市町村の計画収集によらず、自ら堆肥化に利用し、処理している人口
 出典 : 一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績、環境省）

1-5 市町村及び一部事務組合が設置するごみ焼却施設等の整備状況

(令和6年3月31日現在)

(1) ごみ焼却施設

市町村・ 一部事務組合	施設名称	規模 (t/日)	炉 数	炉形式 ※	処理方式	余熱利用状況	灰処理方法	使用開始 年	備 考
新潟市	新潟市亀田清掃センター	390	3	全連	流動床	温水(場内・場外) 発電(場内・場外)	薬剤処理	1997	
	新潟市鑑潟クリーンセンター	120	2	全連	シャフト	温水(場内) 発電(場内・場外)	薬剤処理	2001	
	新潟市新田清掃センター焼却施設	330	3	全連	ストーカ	蒸気(場内・場外) 発電(場内・場外)	薬剤処理	2012	
長岡市	寿クリーンセンターごみ焼却施設	160	2	全連	ストーカ	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	1998	
	鳥越クリーンセンターごみ焼却施設	150	2	全連	流動床	温水(場内)	薬剤処理	1986	
	中之島信条クリーンセンターごみ焼却施設	82	2	全連	ストーカ	発電(場内)	薬剤処理	2024	
三条市	三条市清掃センター流動床式ガス化溶融炉	160	2	全連	流動床	発電(場内・場外)	薬剤処理	2012	
柏崎市	クリーンセンターかしわざきごみ処理場	160	2	全連	流動床	温水(場内)	セメント固化	1992	
小千谷市	時水清掃工場	120	2	全連	ストーカ	温水(場内)	薬剤処理	1990	
十日町市	エコクリーンセンター	135	2	全連	ストーカ	温水(場内) 発電(場内利用)	薬剤処理	1993	
見附市	見附市清掃センター	38	2	准連	ストーカ	温水(場内) その他	薬剤処理	2019	
村上市	村上市ごみ処理場(エコパークむらかみ)	94	2	全連	ストーカ	発電(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	2015	
糸魚川市	糸魚川市清掃センターごみ処理施設	48	2	全連	ストーカ	温水(場内・場外)	薬剤処理	2020	
妙高市	妙高クリーンセンター	70	2	准連	流動床	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	1996	
上越市	上越市クリーンセンター	170	2	全連	ストーカ	温水(場内・場外) 発電(場内)	薬剤処理	2017	
阿賀野市	阿賀野市環境センター	60	2	准連	流動床	無し	薬剤処理	1993	
佐渡市	佐渡クリーンセンターごみ焼却施設	120	2	全連	ストーカ	温水(場内・場外)	薬剤処理	1997	
魚沼市	エコプラント魚沼	95	2	准連	流動床	温水(場内・場外)	薬剤処理	1995	
南魚沼市	環境衛生センター可燃ごみ処理施設	110	2	全連	シャフト	発電(場内) 温水(場外)	薬剤処理	2004	
阿賀町	阿賀町クリーンセンター	50	2	准連	ストーカ	温水(場外)	薬剤処理	1994	
粟島浦村	粟島浦村ごみ焼却処理施設	5	1	バッチ	ストーカ	無し	薬剤処理	2019	
津南地域 衛生施設組合	津南地域衛生施設組合ごみ処理場	36	2	バッチ	ストーカ	無し	薬剤処理	1992	
加茂市・田上町 消防衛生組合	清掃センター	60	2	准連	ストーカ	無し	薬剤処理	1980	
燕・弥彦 総合事務組合	燕・弥彦総合事務組合環境センター(流動床炉)	78	2	全連	流動床	温水(場内)	セメント固化	1995	
	燕・弥彦総合事務組合・環境センター(ストーカ炉)	80	2	全連	ストーカ	無し	薬剤処理	1984	
豊栄郷清掃 施設処理組合	豊栄環境センター	130	3	准連	ストーカ	温水(場内)	薬剤処理	1997	
新発田地域 広域事務組合	中条地区塵芥焼却場	100	2	准連	ストーカ	温水(場内)	セメント固化 薬剤処理	1987	
	新発田広域クリーンセンター	127	3	准連	ストーカ	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	1998	
五泉地域 衛生施設組合	ごみ焼却場	150	2	全連	ストーカ	温水(場内)	薬剤処理	2001	

※ 全連(全連続運転式):ごみの送込、燃焼、搬出などを24時間連続的に自動処理する炉

准連(准連続運転式):連続処理するが、間欠運転する炉

バッチ(バッチ式運転式):機械または人力によって、一定量蓄積したごみを焼却させる炉

(2) ごみ燃料化施設

市町村・一部事務組合	施設名称	規模(t/日)	処理内容	使用開始年	備考
長岡市	バイオガス発電センター	65	メタン化	2013	

1-6 市町村及び一部事務組合が設置する一般廃棄物最終処分場の整備状況

(令和6年3月31日現在)

市町村・ 一部事務組合	施設名称	不燃 ごみ	焼却 残さ	粗大 ごみ	その他	埋立 開始 年	埋立 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³)	R5 埋立 量 (t)	残余 容量 (m ³)
新潟市	福井埋立処分場	●	●			1983	13,400	97,690	604	27,661
新潟市	新潟市第4赤塚埋立処分地	●	●		●	2012	99,600	492,000	33,024	370,295
長岡市	長岡市栃尾最終処分場		●			1993	2,100	15,657	423	10,389
長岡市	長岡市小国一般廃棄物最終処分場	●	●	●		1993	7,400	38,350	0	12,579
長岡市	長岡市一般廃棄物最終処分場柿 埋立地(第二期埋立地)	●	●		●	2021	7,508	109,870	3,964	98,783
三条市	三条市一般廃棄物最終処分場		●			2020	3,850	30,102	2,245	22,200
柏崎市	柏崎市一般廃棄物最終処分場		●			2002	17,224	102,256	2,730	39,211
小千谷市	クリーンスポット大原	●	●		●	1998	15,130	121,640	29	40,021
十日町市	海老最終処分場	●	●			2022	24,000	34,000	3,622	27,375
見附市	見附市一般廃棄物最終処分場(第 2期)	●	●			1988	12,879	85,176	419	6,454
村上市	荒沢最終処分場		●			1999	11,890	82,522	737	19,278
糸魚川市	糸魚川市一般廃棄物最終処分場		●			2021	1,488	6,000	360	5,240
妙高市	妙高高原最終処分場		●			2001	7,265	40,033	902	12,000
阿賀野市	阿賀野市環境センター最終処分場	●	●			1982	11,000	66,000	864	7,180
佐渡市	南佐渡一般廃棄物最終処分場	●				1996	8,803	47,880	150	16,632
南魚沼市	榊形山最終処分場					1998	1,904	14,200	373	1,605
阿賀町	阿賀町エコパーク		●			2003	3,000	9,000	356	907
津南地域衛生 施設組合	津南地域衛生施設組合一般廃棄 物最終処分場	●	●			1999	9,910	40,050	676	18,643
加茂市・田上町 消防衛生組合	上野埋立地		●			1983	16,288	15,835	1,158	1,000
燕・弥彦総合事 務組合	燕・弥彦総合事務組合環境センタ ークリーンセンター館野(第2期分)	●	●		●	2013	32,400	159,000	5,023	63,388
新発田地域広 域事務組合	新発田広域エコパーク		●			2001	24,900	197,700	5,609	51,539

※安定型処分場除く

1-7 市町村及び一部事務組合が設置するし尿処理施設の整備状況

(令和6年3月31日現在)

市町村・ 一部事務組合	施設名称	規模 (kL/日)	処理方式		使用 開始 年	備考
			汚水処理	汚泥処理		
新潟市	新潟市舞平清掃センター 汚泥再生処理センター	し尿:149kL/日 有機性廃棄物:1.8t/日 資源化能力:0.5t/日	高負荷、 膜分離	脱水	2003	
	新潟市巻処理センター	し尿:73kL/日 資源化能力:1.75t/日	高負荷、 膜分離	脱水、焼却	2012	
三条市	三条市汚泥再生処理センター	し尿:136kL/日 資源化能力:1t/日	高負荷、 膜分離	脱水	2010	
柏崎市	クリーンセンターかしわざき し尿処理場	85	標脱	脱水、焼却	1996	
新発田市	新発田クリーンアップいなほ	95	下水投入	焼却	2014	
小千谷市	衛生センター清流園	90	好気、 浄化槽専用	脱水、乾 燥、焼却	1982	
十日町市	し尿前処理センター	49	下水投入、 一次処理	その他	2013	
村上市	村上市し尿処理場	88	高負荷、 膜分離	脱水、焼却	2006	
燕市	燕市衛生センター	76	標脱	脱水、乾 燥、焼却	1996	
糸魚川市	清掃センター/し尿処理施設	45	下水投入	その他	1992	
妙高市	妙高市し尿処理施設	60	下水投入	その他	1987	
上越市	汚泥リサイクルパーク	240	高負荷、 膜分離	脱水、乾燥	2000	
佐渡市	佐渡市し尿受入施設	58	下水投入、 一次処理	その他	2014	
南魚沼市	し尿等受入施設	71	下水投入、 一次処理	その他	2018	
胎内市	し尿等下水道投入施設	29	下水投入	その他	2019	
阿賀町	阿賀町汚泥再生センター	し尿:22kL/日 有機性廃棄物:0.5t/日 資源化能力:0.2t/日	嫌気、好気、 高負荷、 膜分離	脱水、乾燥	2001	
津南地域衛生 施設組合	津南地域衛生施設組合 し尿処理場	65	高負荷、 膜分離	脱水	1968	
加茂市・田上町 消防衛生組合	衛生センター	20	好二段	焼却	1972	
五泉地域衛生 施設組合	し尿処理場	91	標脱	脱水	1992	

2-2 産業廃棄物の業種別・種類別再生利用量 (令和5年度)

業種 種類	合計		農業	建設業	製造業	食品	飲料・飼料	繊維	木材	家具	バルブ・紙	印刷	化学	石油・石炭	プラスチック	ゴム	皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	はん用機器	生産用機器	業務用機器	電子部品	電気機器	情報機器	輸送機器	その他	電気・水道業				運輸業	卸小売業	医療・福祉	サービス業	その他の業種※				
	全業種	農業を除く																												電気業	上水道業	工業用水道業	下水道業									
合計	4,416	3,782	634	183	2,521	873	23	2	1	14	2	53	20	373	3	20	1	0	138	104	2	23	18	2	4	26	10	0	32	2	141	90	16	6	29	4	38	1	18	2		
燃え殻	90	90	0	6	18	43	2	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	15	0	5	0	2	1	1	0				
汚泥	467	467	114	110	196	8	0	0	0	0	7	1	166	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	46	0	24	6	24	0	2	0	1	0				
有機性汚泥	156	156	0	130	8	0	0	0	0	0	7	0	115	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	24	0	24	0	1	0	0	0					
無機性汚泥	312	312	114	109	65	0	0	0	0	0	0	1	51	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	22	0	22	6	6	0	0	1	0	1	0				
廃油	74	74	4	0	65	1	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
一般廃油	31	31	4	0	23	1	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
廃溶剤	41	41	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の廃油	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃紙	51	51	11	0	40	0	1	0	0	0	0	2	28	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ	102	102	14	0	87	0	0	0	0	0	17	8	56	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃プラ類	117	116	1	18	21	53	6	0	0	1	3	2	5	0	19	0	0	0	1	0	2	0	1	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17	1	4	0
廃プラスチック	92	91	1	21	53	6	0	0	1	3	2	5	0	19	0	0	0	0	1	0	2	0	1	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	1	3	0
廃タイヤ	25	25	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0		
紙くず	22	22	0	0	22	0	0	0	0	0	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
木くず	213	213	0	195	16	1	0	0	11	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
繊維くず	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
動植物性残渣	5	5	0	0	5	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物系固形不要物	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゴムくず	114	114	0	39	62	1	0	0	0	0	0	1	26	0	0	0	1	5	0	6	4	1	1	2	6	0	7	0	3	3	0	1	4	0	5	0	0	0	0			
ガラス陶磁器くず	169	169	14	90	62	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉱さい	190	190	4	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	83	1	0	9	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
がれき類	2,033	2,033	2	2,004	21	0	0	3	0	0	0	2	0	0	2	0	13	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
コンクリート片	879	879	2	859	18	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アスファルト	843	843	0	838	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
その他の建設廃材	311	311	0	308	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
動物のふん尿	632	632	0	0	632	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
動物の死体	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ばいじん	83	83	0	0	83	18	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水銀廃棄物	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水銀使用製品廃棄物	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水銀含有ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃水銀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の産業廃棄物	46	46	1	31	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4	
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
混合物等	48	48	1	31	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4		

単位：千トン

※その他の業種：漁業、情報通信業、物品賃貸業、学術・専門・生活・娯楽業の合計値

[0] 表示は500 t /年未満であること、空欄は該当値がないものを示す。本表は、中間処理等による産業廃棄物の種類の变化を考慮して集計。

出典：令和6年度産業廃棄物実態調査報告書 (令和5年度実績) 令和7年3月 新潟県環境局 資源循環推進課

2-4 廃プラスチック類の再資源化等の状況

廃プラスチック類	H25	H30	R5
排出量	136	117	209
再生利用量合計	93	66	117
（燃料用途）	37	17	66
（土木建設資材）	1	0	0
（セメント材料）	1	3	0
（鉄鋼材料）	0	7	4
（その他 ※再生油、再生溶剤、プラスチック原材料、ガラス原材料等）	54	37	47
最終処分量	18	19	6

（単位 千トン/年）

2-5 産業廃棄物処理業の許可状況

令和7年3月31日現在

許可の区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		延べ件数
	収集 運搬業	処分業 (うち最終処分)	収集 運搬業	処分業 (うち最終処分)	
新潟県知事許可	4,001	250(11)	389	14(1)	4,654
県内業者	2,891	232(11)	162	12(1)	3,297
県外業者	1,110	18(0)	227	2(0)	1,357
新潟市長許可	105	94(2)	22	9(0)	230
県内業者	95	89(2)	21	9(0)	214
県外業者	10	5(0)	1	0(0)	16

2-6 産業廃棄物処理業に関する行政処分状況

	許可取消	停止命令	措置命令	改善命令	計
令和2年度	3	0	0	0	3
令和3年度	4	0	0	0	4
令和4年度	3	1	0	0	4
令和5年度	7	0	0	0	7
令和6年度	6	0	0	0	6

単位：処分者数

3-1 不法投棄通報件数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
フリーダイヤル通報件数	17	9	17	8	20	8	16	5	14
報奨金件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	H27	H28	H29					
フリーダイヤル通報件数	4	25	21	17					
報奨金件数	0	0	0	0					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
フリーダイヤル通報件数	42	37	38	36	26	33	26		
Web 通報	9	14	17	20	20	21	10		
感謝状対象件数	0	0	0	0	0	0	0		

※フリーダイヤル：平成 17 年 6 月 10 日設置

※Web 通報：平成 30 年度設置

3-2 不法投棄監視協力車台数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
428	615	57	126	55	51	288	143	65	1828

3-3 新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク参加協力団体一覧

※ 全 78 団体（団体名非公表：3 団体）

（順不同・敬称略）

No.	団体名・支店名	No.	団体名・支店名
1	東北電力（株）・新潟支店	41	NPO法人 里山クリーン新潟
2	新潟県農業協同組合・中央会	42	NPO法人 新潟海難救助隊
3	（公社）新潟県トラック協会	43	NPO法人 赤とんぼ
4	新潟県森林組合連合会	44	NPO法人 かみえちご山里ファン倶楽部
5	新潟県石油商業組合	45	NPO法人 新潟土壌情報センター
6	新潟県内水面漁業協同組合連合会	46	NPO法人 妙高笹ヶ峰ファン倶楽部
7	（株）NTT東日本－関信越	47	NPO法人 自遊舎
8	（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会	48	NPO法人 おぢや元気プロジェクト
9	（株）ユアテック・新潟支社	49	NPO法人 溪流再生フォーラム
10	日本海エル・エヌ・ジー（株）	50	NPO法人 にいがた地域創造センター
11	東日本興業（株）・新潟営業所	51	NPO法人 エコロジーネットワーク
12	東北ポール（株）・新潟営業所	52	NPO 新潟県山野草をたずねる会
13	通研電気工業（株）・新潟支社	53	NPO法人 緑うるおう栃尾を育む会
14	東北発電工業（株）・新潟支社	54	NPO法人 ウッディ阿賀の会
15	東北発電工業（株）・東新潟支社	55	NPO法人 徳合ふるさとの会
16	東北計器工業（株）・新潟事業所	56	NPO法人 スローライフ小千谷
17	東北緑化環境保全（株）・新潟統括支社	57	NPO法人 分水さくらを守る会
18	東北送配電サービス（株）・新潟支社	58	日本郵便（株）信越支社
19	（株）東北開発コンサルタント・新潟営業所	59	（株）アイテック
20	（株）エルタス東北・新潟営業所	60	（株）大澤材木
21	（一財）東北電気保安協会・新潟事業本部	61	新潟県天然ガス協会
22	東北インテリジェント通信（株）・新潟支社	62	ピオトップ21技術センター
23	（一社）新潟県建設業協会	63	東日本高速道路株式会社・新潟支社
24	小柳産業（株）	64	（一社）日本建設業連合会北陸支部
25	明星セメント（株）・糸魚川工場	65	（一社）新潟県解体工事業協会
26	新潟電子工業（株）	66	（一社）新潟県建設専門工事業団体連合会
27	新潟県環境整備事業協同組合	67	（一社）新潟県建築組合連合会
28	（一社）新潟県商工会議所連合会	68	（株）坂詰組
29	新潟県電気工事工業組合	69	東北電力ネットワーク（株） 新潟支社
30	（一社）新潟県空調衛生工事業協会	70	ヤマト運輸（株）
31	新潟県商工会連合会	71	（株）熊木商事
32	（一社）新潟電設業協会	72	安田設備工業（株）
33	新潟県水道工事業協同組合連合会	73	（株）近藤組
34	新潟県生コンクリート工業組合	74	新潟総合警備保障（株）
35	東京電力ホールディングス（株）・新潟本部	75	お松 Lo-co-act
36	東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所		
37	東京電力ホールディングス（株）・信濃川電力所		
38	（一社）新潟県浄化槽整備協会		
39	（社）新潟県猟友会		
40	NPO法人 都市環境協会		

4-1 循環型社会形成に関する県民の意識

循環型社会の形成に関する県民の意識を把握するために令和7年2月に実施したアンケート調査結果は次のとおりです。(一部の設問は、前回調査(R1年度)と比較)

【調査方法】 インターネット調査 (民間調査会社の会員の無作為抽出調査)

【実施期間】 令和7年2月13日(木)から2月18日(火)まで (6日間)

【モニター】 20代から60代の各世代男女50人ずつ計500人

【参考：R1 調査概要】

調査方法：インターネット調査 (民間調査会社の会員の無作為抽出調査)

実施期間：令和2年3月7日(土)から3月17日(火)日まで (11日間)

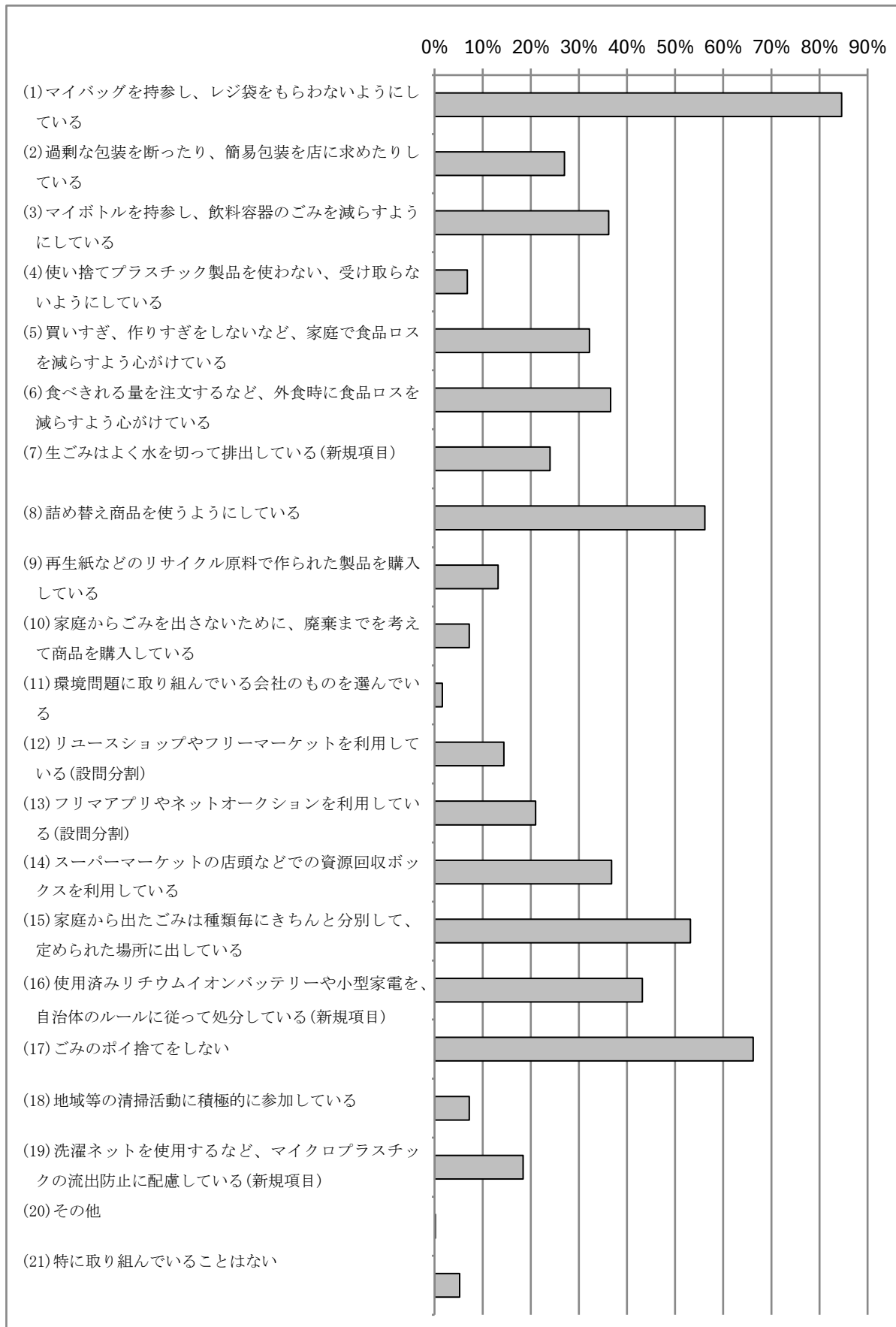
モニター：20代から60代の各世代男女50人ずつ計500人

【調査結果】

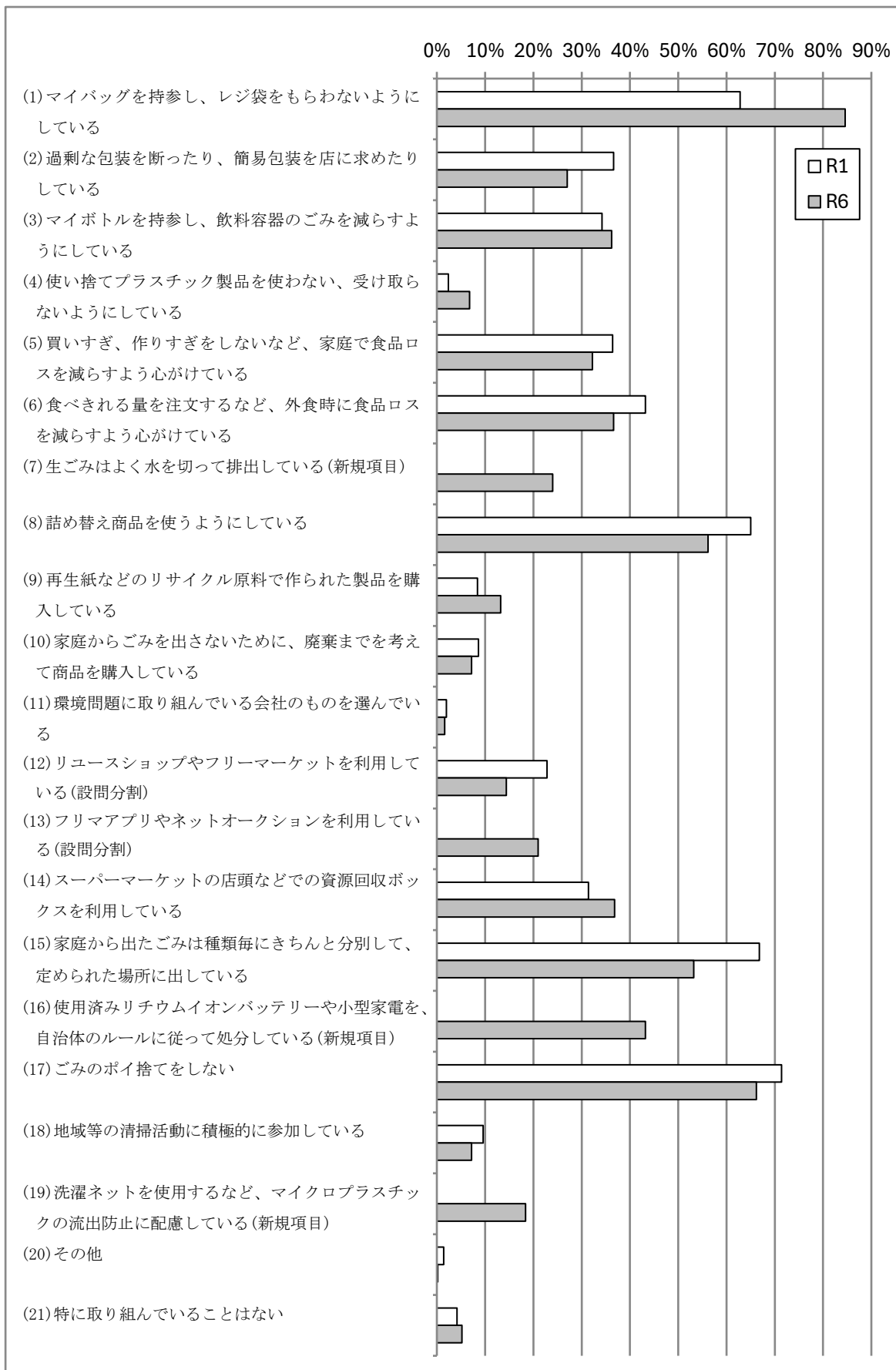
問1 あなたのお住まいの地域はどこですか。

下越 (村上市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、粟島浦村、関川村、聖籠町、阿賀町)	13.6%
新潟 (新潟市)	39.0%
県央 (三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村)	8.6%
中越 (長岡市、柏崎市、見附市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村)	22.2%
魚沼 (十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町)	5.0%
上越 (上越市、妙高市、糸魚川市)	8.6%
佐渡 (佐渡市)	3.0%

問2 次の取組であなたが日常から取り組んでいることはありますか。次の中からあなたが取り組んでいることをいくつも選んでください。



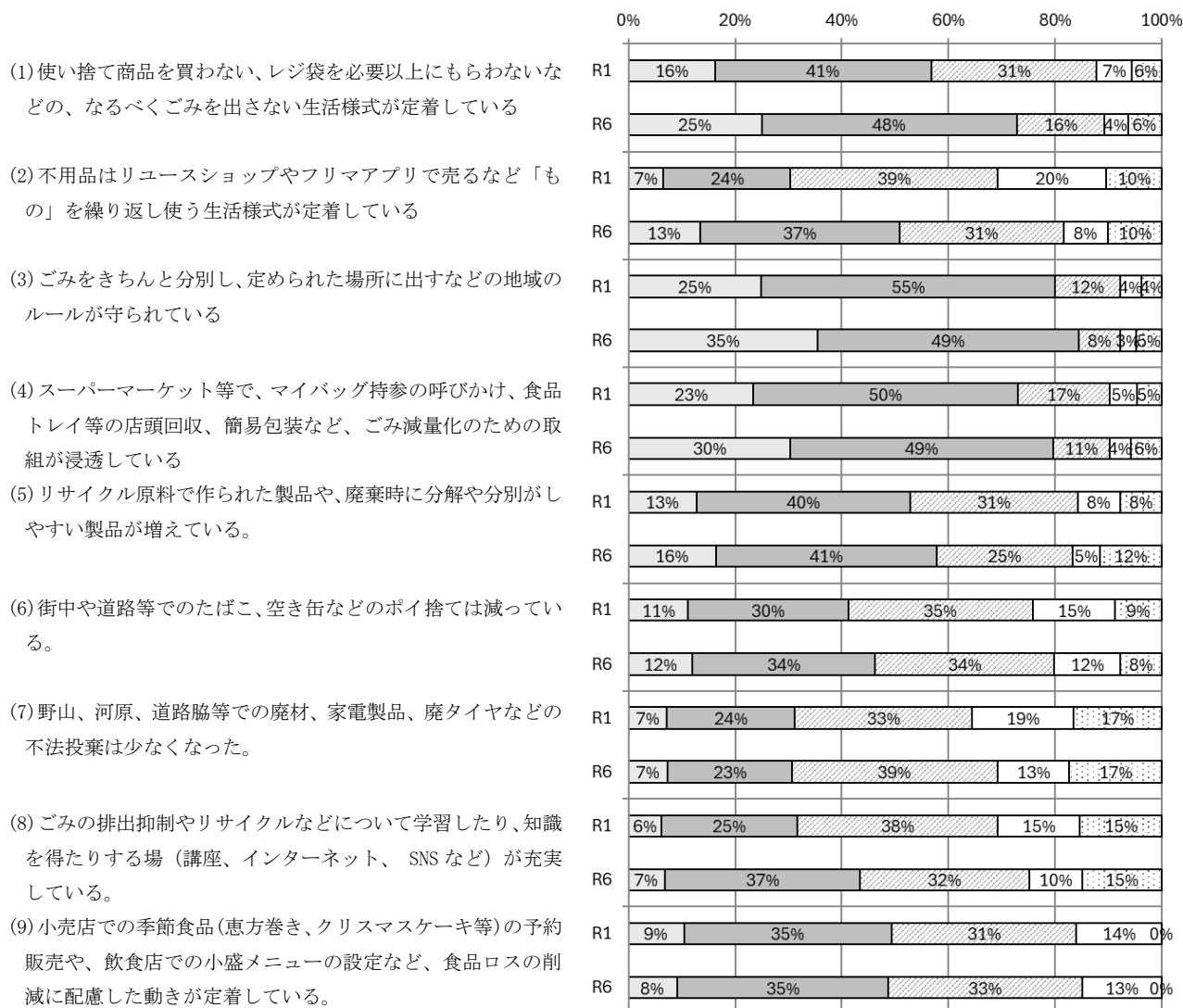
(参考) 過去調査との比較



※ R1 調査では「心掛けていること」として調査しており、項目の記載も微修正をしていることから単純な比較はできません。

- ・ 全体として、R1 調査より数値が減少しているのは、前回調査が「心掛けている」かどうかの調査であり、今回が「取り組んでいる」かどうかを調査したものであるため、心掛けてはいるものの取り組めていない取組が多いためと考えられます。
- ・ 「(1)マイバッグ」、「(3)マイボトル」、「(14)店頭回収」については、前回調査と比べ、割合が増加していることから、これらの項目については、以前よりも取組として定着しつつあるものと考えられます。特に、「(1)マイバッグ」は、日常から取り組んでいる人の割合が 80%を超えており、県民に習慣として受け入れられつつあると考えられる一方、「(3)マイボトル」、「(14)店頭回収」については、取り組んでいない人もまだ多いことから、引き続き普及啓発等の取組を続けていく必要があります。
- ・ 「(8)詰め替え商品」、「(15)分別」、「(17)ポイ捨て」については、割合としては減少しているものの、日常から取り組んでいる人の割合が 50%を超えていることから、取組としてはある程度浸透しているものと思われませんが、まだ半数程度の県民が取り組んでいないため、引き続き普及啓発等の取組を続けていく必要があります。
- ・ 「(5)家庭での食品ロス削減」、「(6)外出時の食品ロスの削減」については、3人に1人程度しか取組を実施していないことから、引き続き普及啓発等の取組が必要です。
- ・ 「(4)使い捨てプラスチック」、「(10)廃棄まで考えた商品購入」、「(11)環境問題に取り組んでいる会社のものを選ぶ」については、前回調査に引き続き割合が小さく、県民の意識・取組としては浸透していないものと思われま

問3 あなたの周りでの循環型社会への取組等の状況について、どう思いますか。
それぞれ該当する番号を1つ選んでください。

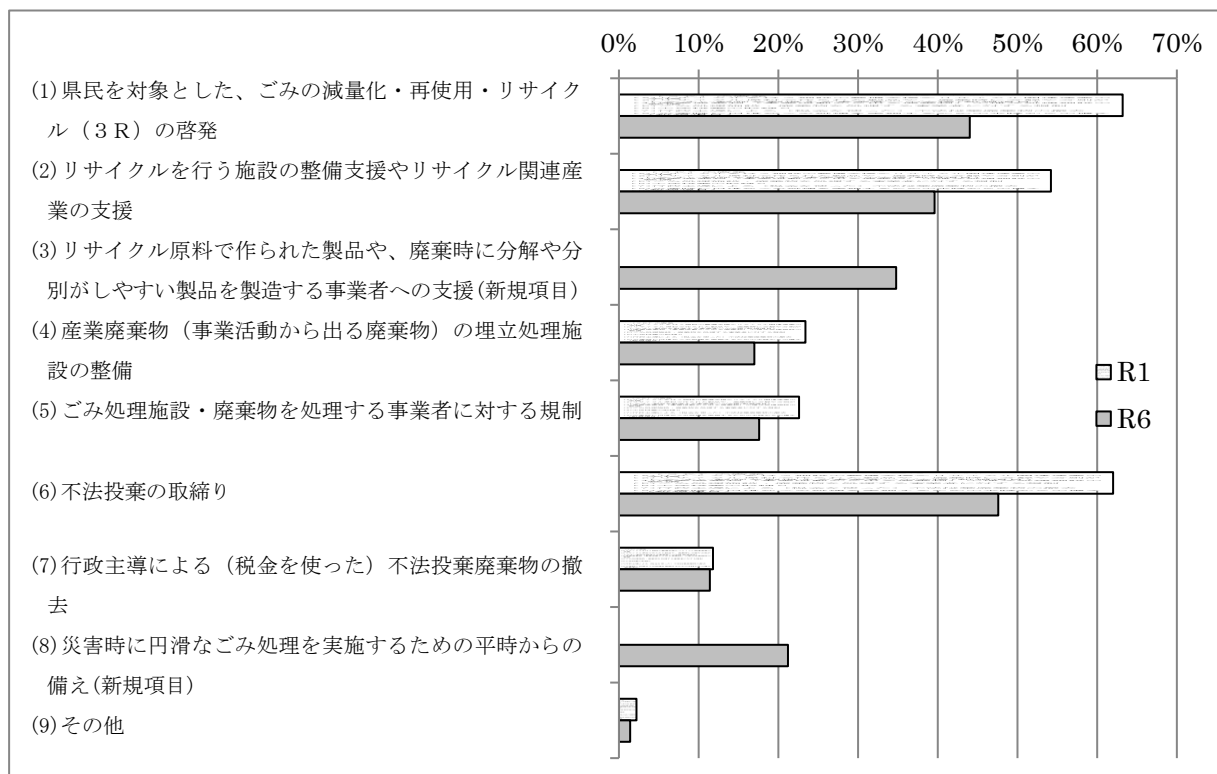
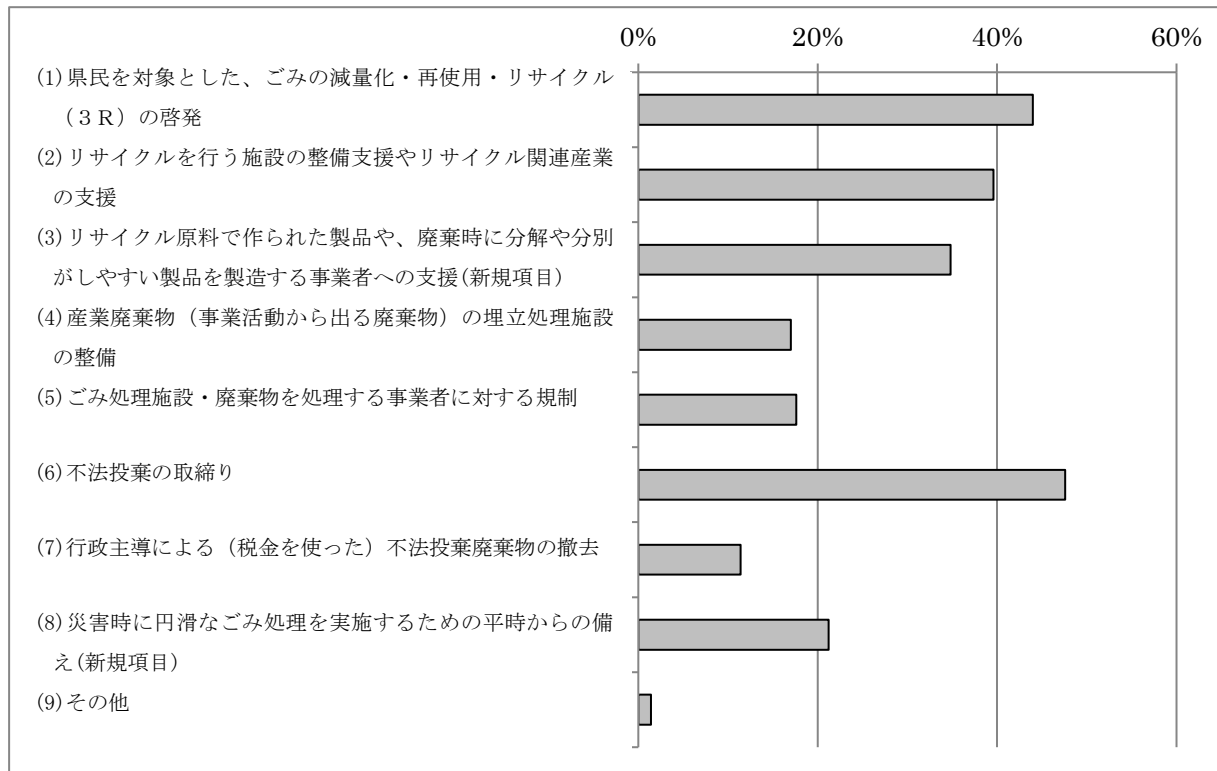


□ 思う □ 大体思う □ あまりそう思わない □ そう思わない □ わからない

※ 項目については、表現をR1から修正しています。

- ・ 全体的に、前回調査より肯定的な回答が増加しており、取組としては浸透してきていると考えられます。
- ・ 一方、「(7) 不法投棄」、「(9) 食品ロス」は、肯定的な意見が微減しているため、状況について注視するとともに、引き続き取組を進めていく必要があります。

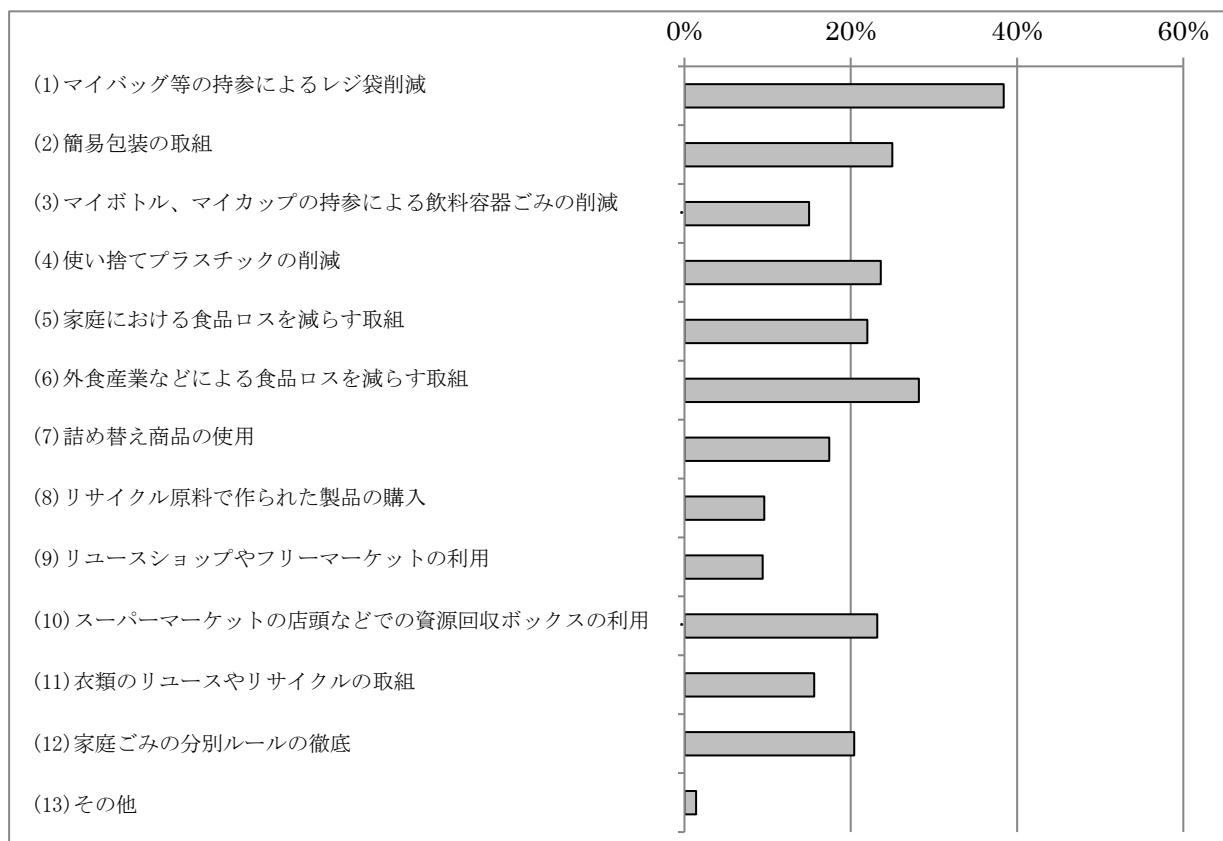
問4 循環型社会を形成するための行政の取組として、あなたが重要だと思うことを次の中から3つまで選んでください。



※ 項目については、環境基本計画の施策の柱に合わせてR1から修正しており、単純な比較はできません。

- ・ 全体として、前回調査より数字が減少していますが、今回調査で項目を追加したことに伴い、回答が分散してしまったことが原因と考えられます。
- ・ 前回調査では「(1) 3 Rの取組」、「(6) 不法投棄の取り締まり」、「(2) 関連産業の支援」の順に回答が多い結果ですが、今回調査では「(6) 不法投棄の取り締まり」、「(1) 3 Rの取組」、「(2) 関連産業の支援」の順に重要と思う人が多くなっています。調査年度で順番は変動しているものの、県民が重要だと考えている項目は、上記3項目であると考えられます。

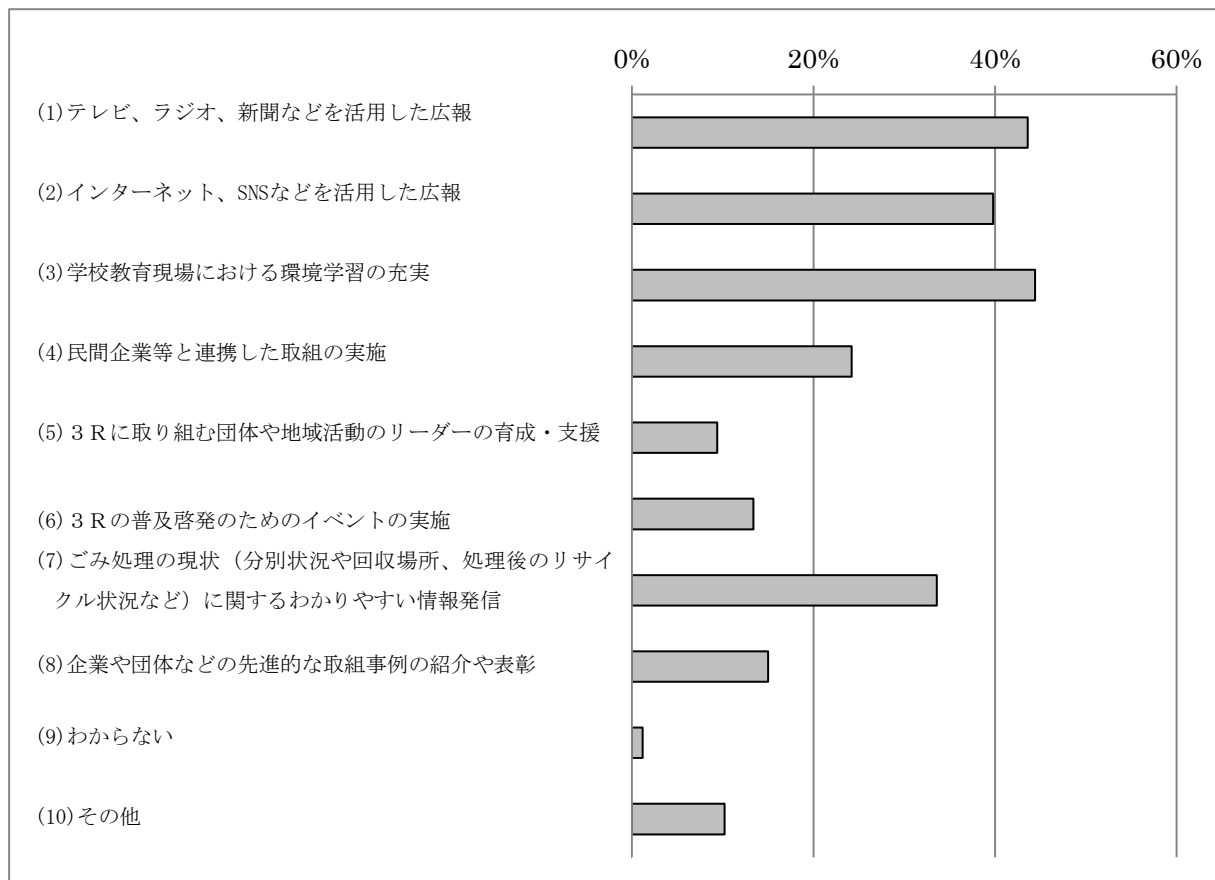
問5 ごみの減量化・再使用・リサイクルを促進するための行政の取組として、あなたが重要だと思うことを次の中から3つまで選んでください。



※ 設問の表現を修正していることや半分以上の項目について、修正、追加を行ったため、R1との比較は行いません。

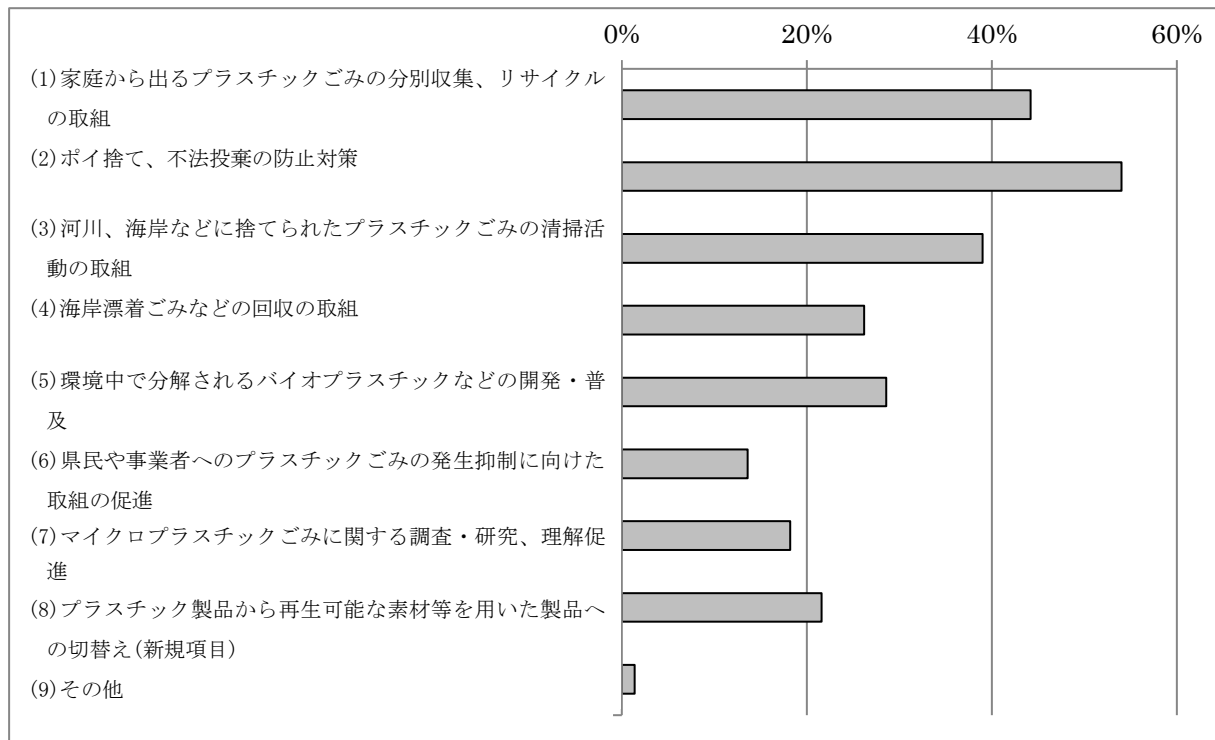
- ・ 「(1) レジ袋削減(マイバッグ)」、「(5) 食品ロス」、「(2) 簡易包装」、順に重要と思う人が多くなっています。

問6 ごみの減量化・再使用・リサイクル（3R）の啓発方法として、効果的だと思うことを次の中から3つまで選んでください（新規設問）。

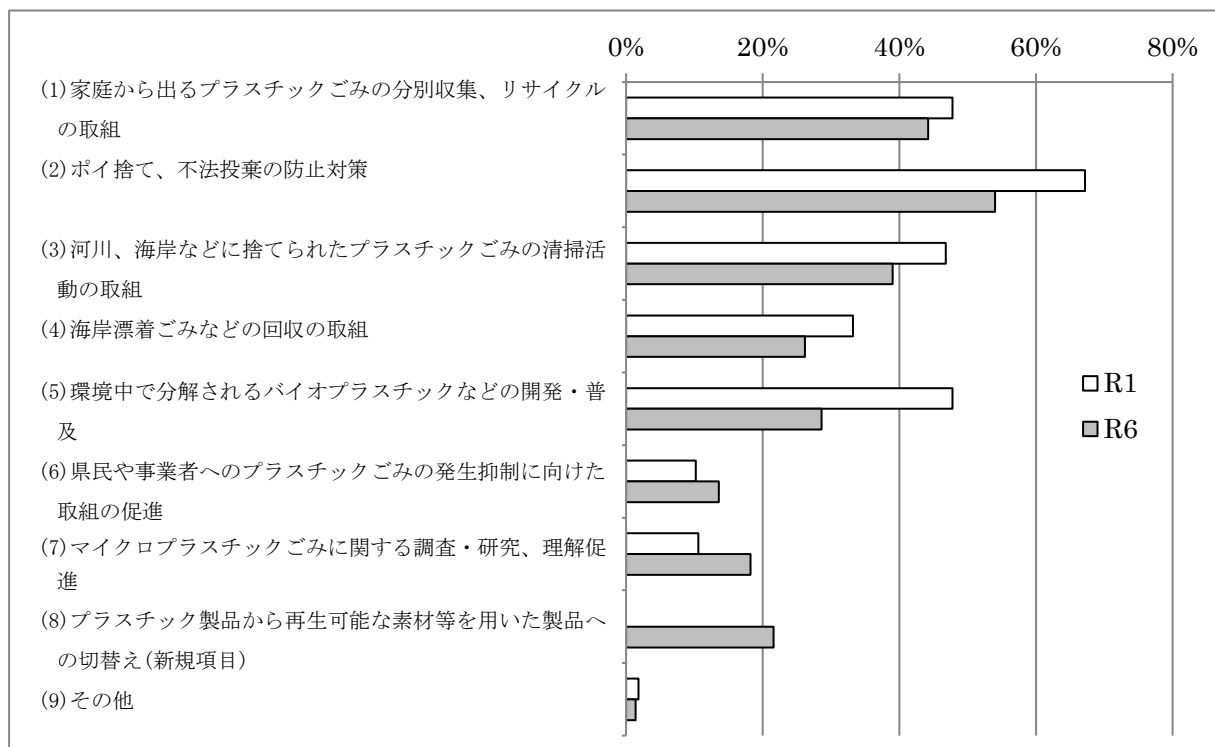


- ・ 「(3) 学校教育」、「(1) テレビ等広報」、「(2) インターネット広報」の順に回答が多く、まずは情報を伝える場、機会を設けることを効果的と感じている県民が多くなっています。
- ・ なお、(5)～(7)については、R1は問5関連の中で聞き取っていましたが、「(7) 情報発信」の割合が高いという傾向は同じでした（R1問5は「行政の取組として重要だと思うこと」としてアンケートを実施しています）。

問7 プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっていますが、これに対する取組として重要だと思うことを次の中から3つまで選んでください。



(参考) 過去調査との比較

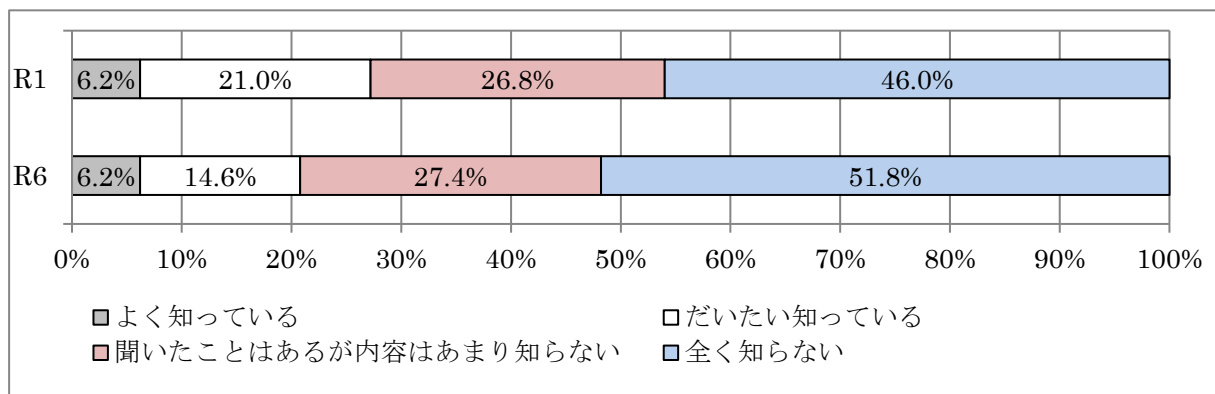


※ R1 の調査ではマイクロプラスチックの設問であったため、単純な比較はできません。

- 全体としては項目を増やした影響で数字が減少していますが、「(6)プラスチックごみ発生抑制に向けた取組」、「(7)マイクロプラスチック」の項目は増加しており、プラスチックごみやマイクロプラスチックへの関心は高まっているものと考えられます。

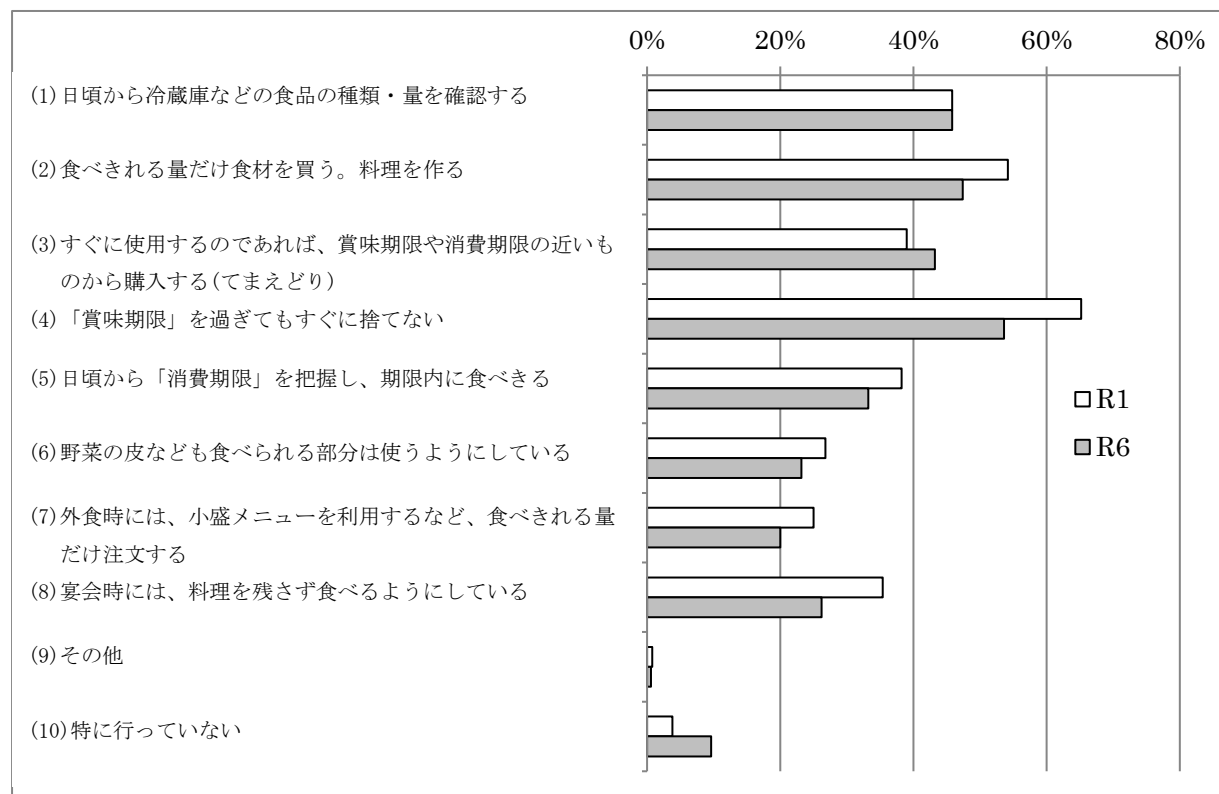
問8 新潟県では食品ロス削減のための取組として「残さず食べよう！にいがた県民運動」を進めています。

ア あなたは「残さず食べよう！にいがた県民運動」を知っていますか。次の中からひとつ選んでください。



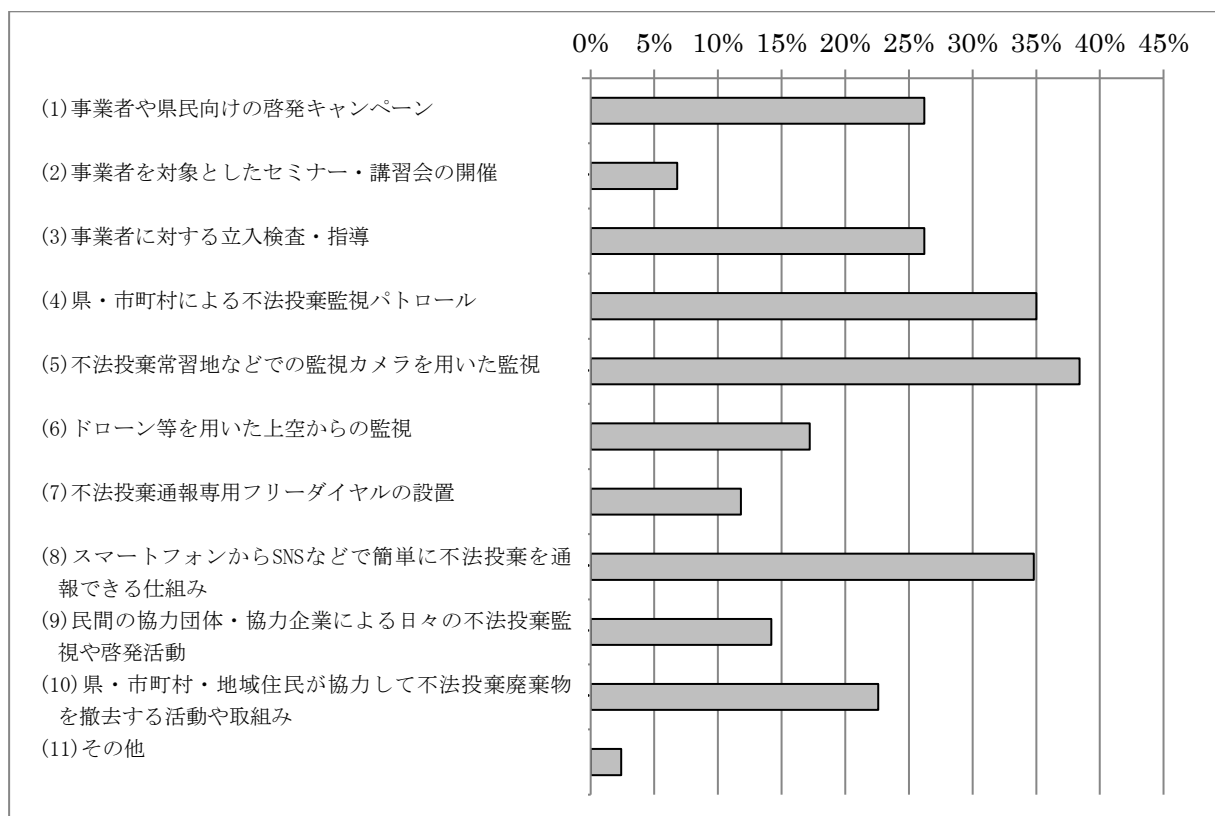
- R1 より数値は減少しています。

イ あなたが、食品ロスを減らすために行っている取組は何ですか。次の中からいくつでも選んでください。



- ・ 全体として食品ロス減らす取組を行っている割合は減少しています。
- ・ 最も多かったのは、「(4)賞味期限を過ぎてもすぐに捨てない」であり、5割以上の人取り組んでいると回答しています。
- ・ 「(3)てまえどり」については、取組の割合が増加しています(R1は「てまえどり」という言葉は使用していませんでした)。

問9 あなたは不法投棄対策としてどのような取組が重要・効果的だと思いますか。
次の中から3つまで選んでください



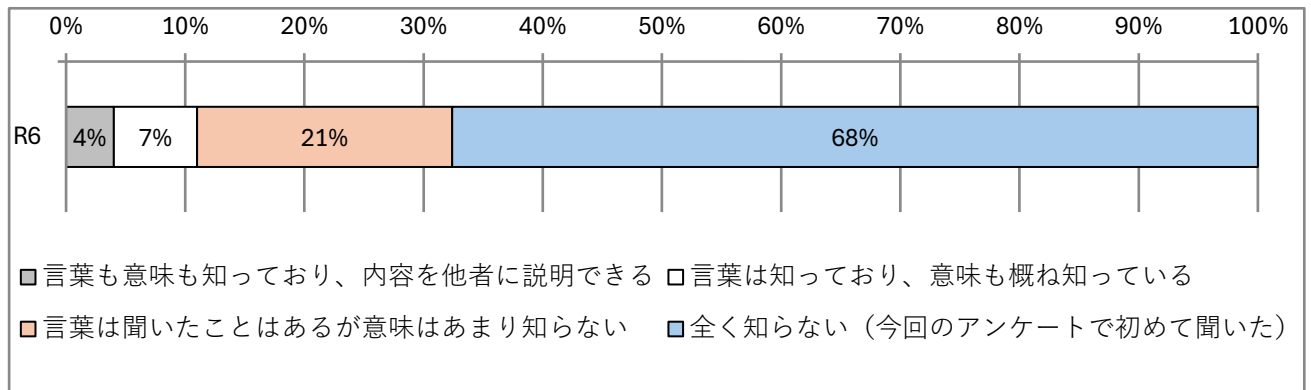
※ R1は「取組を知っているか」という問いかけのため前回調査との比較はありません。

- ・ 「(5)監視カメラを用いた監視」、「(4)県・市町村によるパトロール」、「(8)SNSでの不法投棄通報体制の整備」と回答した人が多くなっています。

問 10 国は、気候変動対策、生物多様性の保全と並んで、循環経済(サーキュラーエコノミー)※の実現に向け取り組んでいます(新規設問)。

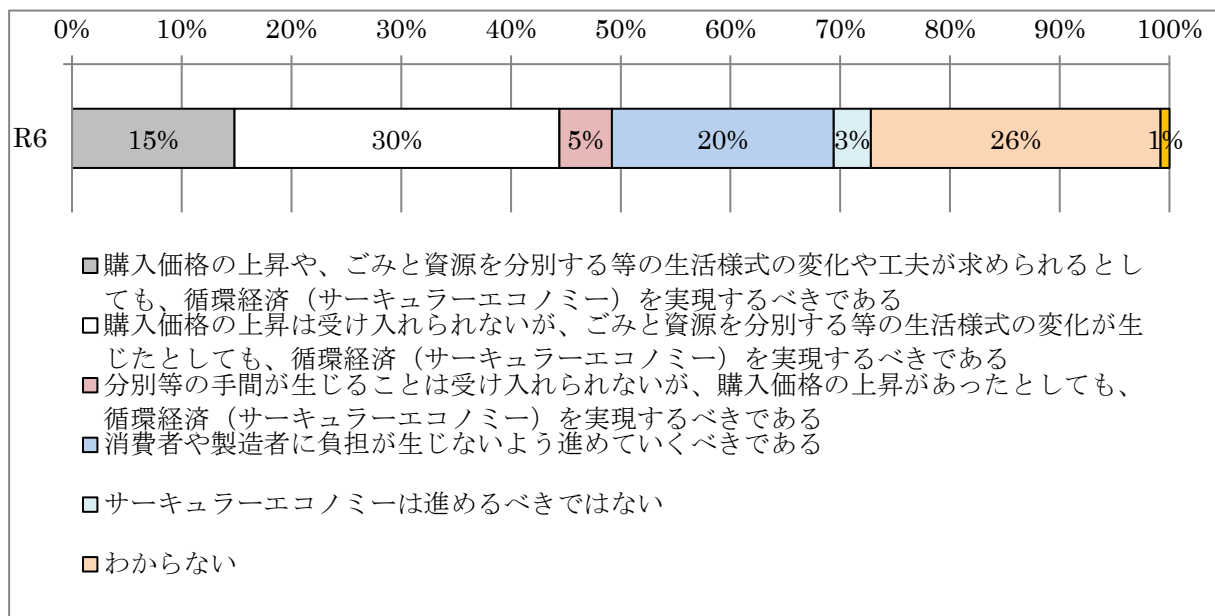
※「循環経済(サーキュラーエコノミー)」とは、従来の3Rの取組に加え、「ごみ」を「資源」と捉え、モノの生産から廃棄までの様々な段階で資源の効率的・循環的な利用を図るものです。

ア あなたは「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を知っていますか。次の中からひとつ選んでください。



・ 「(4)全く知らない」が7割近くを占め、認知度はとても低くなっています。

イ 「循環経済(サーキュラーエコノミー)」実現に向け、ご自身の考えについて、次の中から選んでください。



・ 「(2)金銭的負担は不可」、「(4)消費者負担は不可」の回答が5割を占め、金銭的な負担に対しては否定的な考えの県民が多くなっていると思われます。

・ 「(6)わからない」も3割弱を占め、そもそもの認知度や判断材料が乏しいものと思われます。

4-2 バイオマスの利活用状況

区 分	実績（利用率）					目標利用率
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6
廃棄物系	70%	69%	69%	67%	67%	-
農作物非食用部 ・非利用部	94%	94%	94%	92%	92%	-
合 計	78%	77%	78%	76%	76%	80%

推計値を含む。四捨五入の関係で利用率が合わない場合がある。
 出典：バイオマス賦存量等調査（新潟県農林水産部農業総務課調べ）



新潟県 3R 推進キャラクター「エコニャン」

第4次 新潟県資源循環型社会推進計画

令和8年3月

新潟県環境局 資源循環推進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL : 025-280-5160 (直通) FAX : 025-280-5740

E-Mail : ngt030330@pref.niigata.lg.jp

県庁ホームページ : <http://www.pref.niigata.lg.jp/>